資料 3

近江八幡市第１次総合計画策定 基礎調査

（案）

平成 30 年2月 15 日時点

近江八幡市

《 目 次 》

I. 本市を取り巻く社会情勢 1
1．全国的な人口減少 1
(1) 全国の動向 1
(2) 本市への影響 2
(3) 想定される対応策 3
2．高齢化の進展 4
(1) 全国の動向 4
(2) 本市への影響 5
(3) 想定される対応策 6
3．ライフスタイル・ワークスタイルの多様化 7
(1) 全国の動向 7
(2) 本市への影響 9
(3) 想定される対応策 10
4．経済のグローバル化 11
(1) 全国の動向 11
(2) 本市への影響 12
(3) 想定される対応策 13
5．防災意識の向上 14
(1) 全国の動向 14
(2) 本市への影響 16
(3) 想定される対応策 17
6．地方創生・田園回帰 18
(1) 全国の動向 18
(2) 本市への影響 20
(3) 想定される対応策 20
7．持続可能な社会の構築に向けた挑戦 21
(1) 全国の動向 21
(2) 本市への影響 22
(3) 想定される対応策 22
II. 本市の現状分析・課題整理 24
1．上位法及び既存行政計画等関連計画の調査・分析 24
(1) 国・滋賀県等の計画 24
(2) 本市における行政計画 30
2．本市の主要指標の現状分析 37
(1) 人口・世帯 37

(2) 環境・土地利用・住宅・社会基盤 42
(3) 福祉・社会保障・医療 47
(4) 産業 51
(5) 教育 63
(6) 財政・行政改革・行政資産 65

Ⅰ. 本市を取り巻く社会情勢

１．全国的な人口減少

(1) 全国の動向

我が国の総人口は 2008 年（平成 20 年）をピークに長期の減少過程に入っている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2026 年（平成 38 年）に１億 2000 万人、2046 年（平成 58 年）に１億人を下回ることが予測されている。総人口の減少と同時に、人口構造も大きく変化している。今後は少子高齢化や生産年齢人口割合の減少に伴い、消費の縮小、労働力人口の減少、税収の減少といった影響が予測されている（図表Ⅰ-１）。

少子化の背景には出生数の減少がある。一人の女性が一生のうちに出産する子どもの推定人数を示す指標である合計特殊出生率は、2015 年（平成 27 年）現在で 1.45 と、人口置換水準である 2.07 を大きく下回っており、今後も出生数の減少傾向は続くと推計されている。（図表Ⅰ-２）

図表Ⅰ-1　年齢区分別人口の推移及び生産年齢人口割合

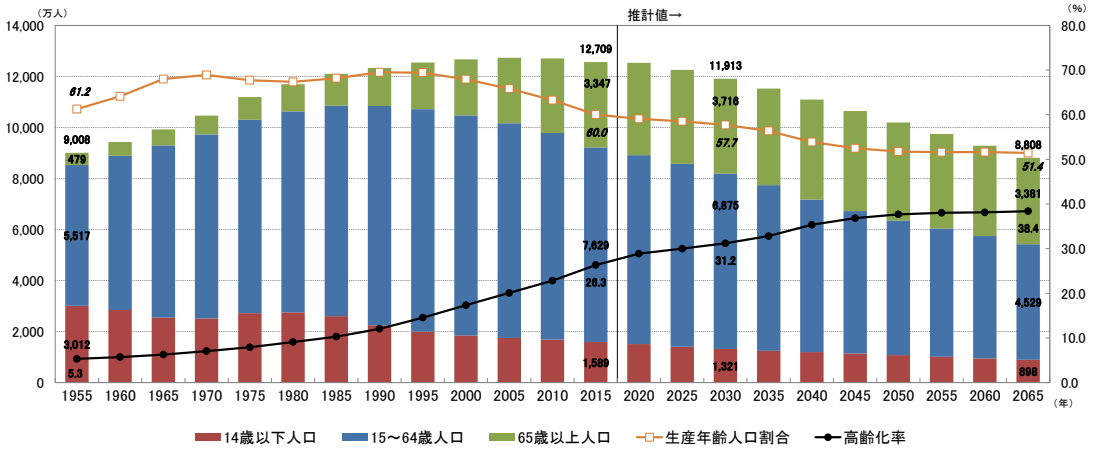

（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年４月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年 10 月１日現在人口）

図表Ⅰ-2　出生数及び合計特殊出生率の年次推移

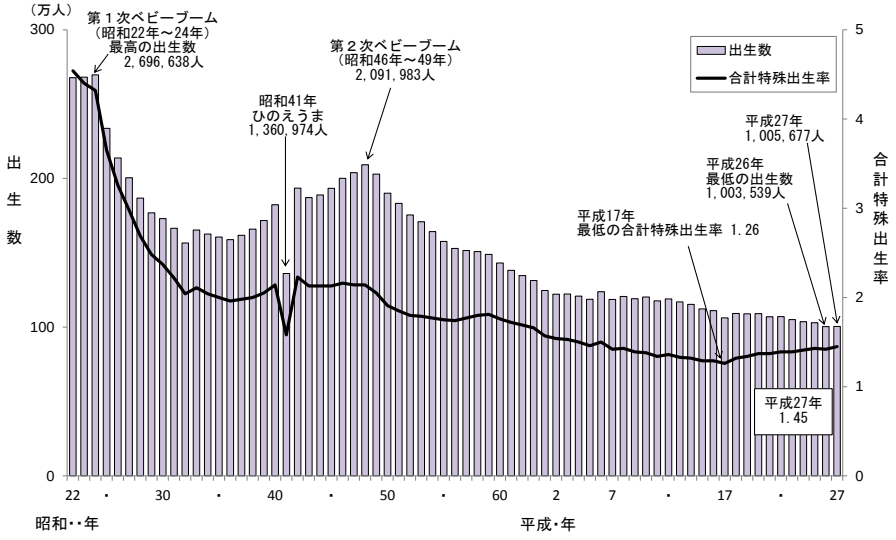

（資料）厚生労働省「平成 28 年人口動態調査」

(2) 本市への影響

本市では、2015 年（平成 27 年）10 月に人口ビジョンを策定し、出生率の向上等を通じて、2060 年（平成 72 年）に人口 7 万人程度を維持する、という長期的見通しを示している。（図表 I-３）

一方、直近の傾向としては、2012 年（平成 24 年）から 2014 年（平成 26 年）にかけて、社会増となっていた人口が、2015 年（平成 27 年）以降社会減に転じるとともに、高齢化の進行に伴う死亡数の増加等により、2016 年（平成 28 年）には出生を死亡が上回って自然減となるなど、人口の維持に向けては厳しい局面を迎えつつある。（図表 I-４）

図表 I-3　本市の人口の長期見通し

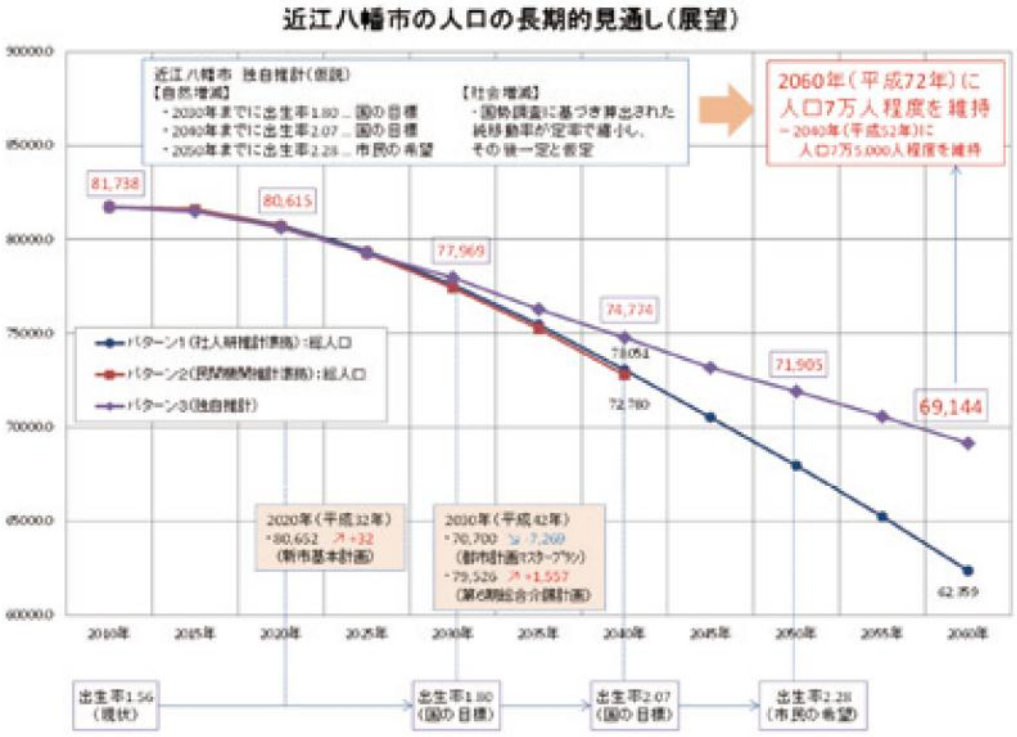

（資料）近江八幡市「人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）

図表 I-4　本市における社会増減・自然増減の推移

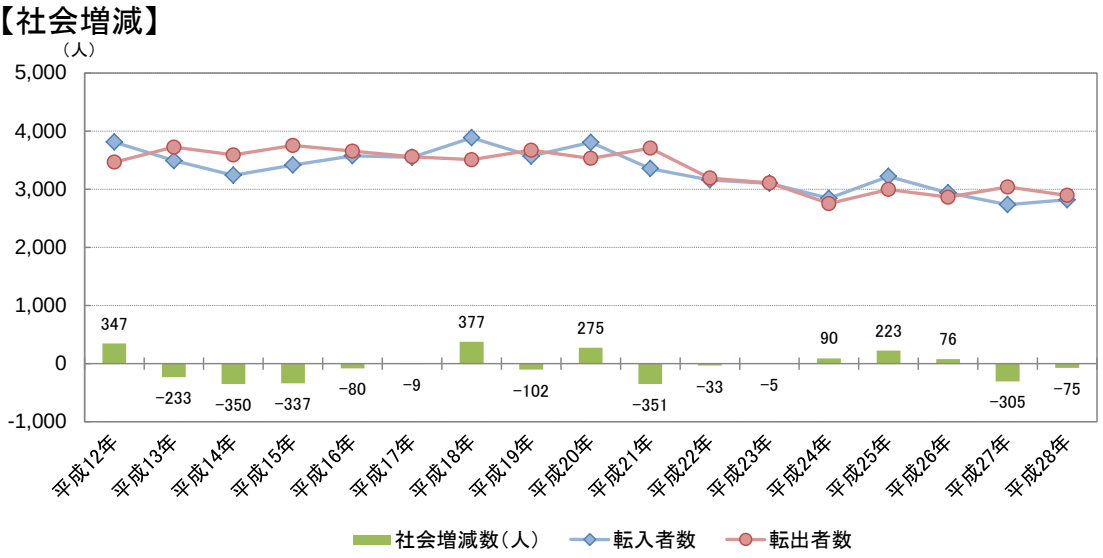

【自然増減】

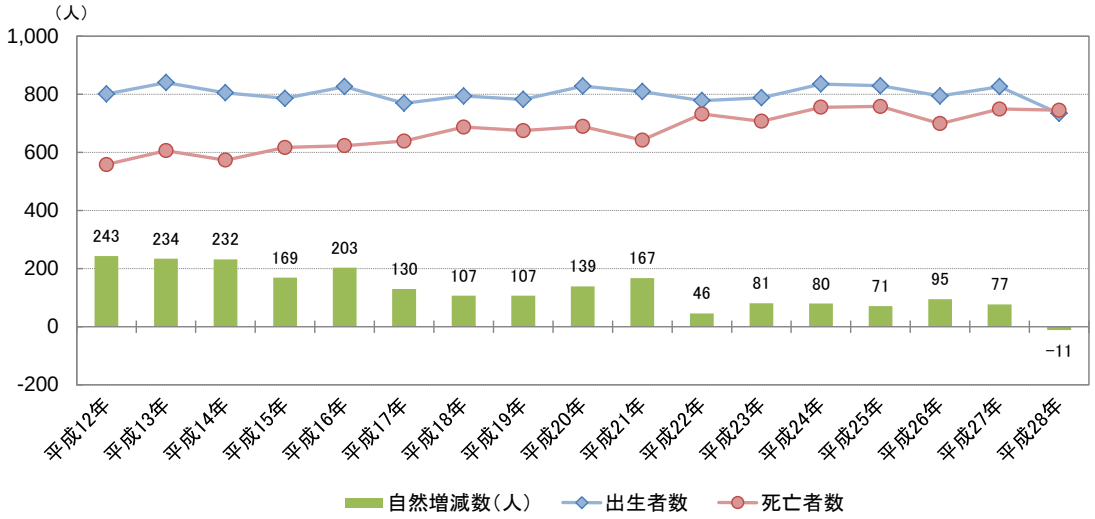

（資料）滋賀県推計人口年報より作成

(3) 想定される対応策

本市では、2015 年（平成 27 年）10 月に「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、出生率の向上や U ターンの促進等に向けた施策の基本的方向をとりまとめている。また、2016 年（平成 28 年）3 月には「近江八幡市安寧のまちづくり基本構想」を策定し、生涯活躍のまち（日本版 CCRC）に取り組むこととし、2017 年（平成 29）年 3 月には「近江八幡市安寧のまちづくり基本計画」を策定し、具体的な取組スケジュールと目標を示した。このような、人口維持に関わるあらゆる施策・取組を行うことにより、世代を問わず、本市に住みたい、住み続けたいという人を増やし、人口減少の進行を緩和していく必要がある。

２．高齢化の進展

(1) 全国の動向

人口減少が進む中で、高齢者の人口は増加しており、総人口に占める高齢者の割合は高まっている。我が国の 65 歳以上の高齢者人口は 1950 年（昭和 25 年）には総人口の 4.9%だったが、2015 年（平成 27 年）には 26.7%に達し、2050 年（平成 72 年）には 40%に迫ると予測されている。我が国の高齢化は世界に例を見ないほど急速に進行しており、国民医療費が大幅に増加するなど（図表 I-５）、医療・福祉に関する支出が大幅に増加している。このため、医療・年金・介護といった福祉を国民全体で支える社会保障制度について、支える側と支えられる側のバランスが崩れ、支える側となっている現役世代（主に働いている世代）の社会保障費の負担が重くなることが懸念されており、このような人口構造の変化にふさわしい社会保障制度の構築が求められている。

図表 I-5　国民医療費の年次推移

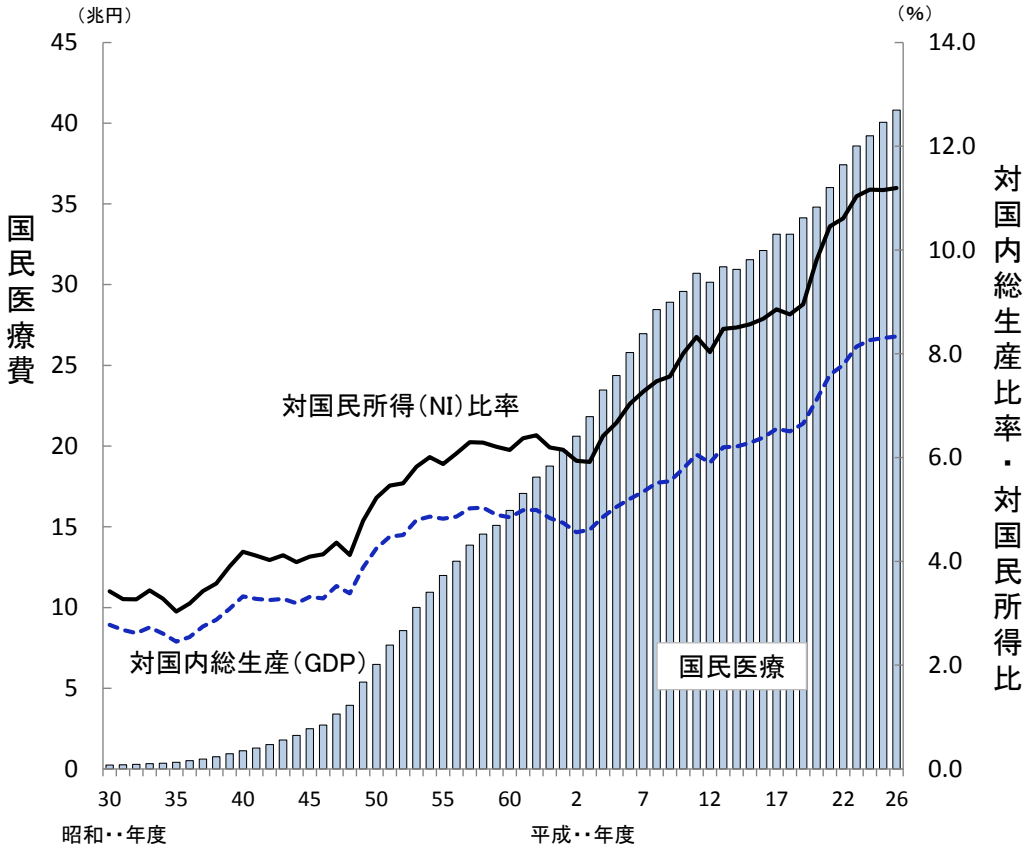

（注１）国民医療費とは当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用全体を指す。
（注２）平成 12 年４月から介護保険制度が開始されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち介護保険の費用に移行したものがあるが、これらは平成 12 年度以降、国民医療費に含まれていない。
（注３）国内総生産(GDP)及び国民所得(NI)は、内閣府「国民経済計算」による。
（資料）厚生労働省「平成 26 年度国民医療費の概況」

(2) 本市への影響

高齢化の進行は、医療福祉関係の財政支出の増加やコミュニティの活力低下をもたらすほか、買い物や通院など、これまで想定されていなかった生活をするうえで支援を必要とする方が増加する恐れがある。本市の歳出をみると、性質別にみた扶助費や、目的別に見た民生費など、社会保障に係る支出が増大している。高齢化が進行する中で、これらの支出は今後ますます増加していくと想定される。（図表 I-６、図表 I-７）

図表 I-6　本市における性質別歳出の推移（普通会計）

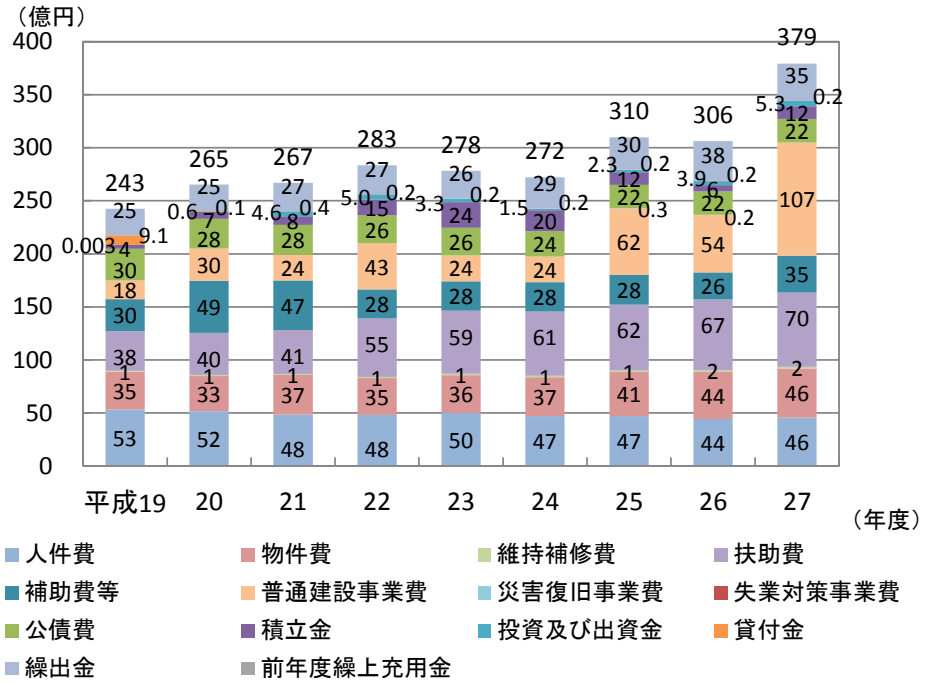

図表 I-7　本市における目的別歳出の推移（普通会計）

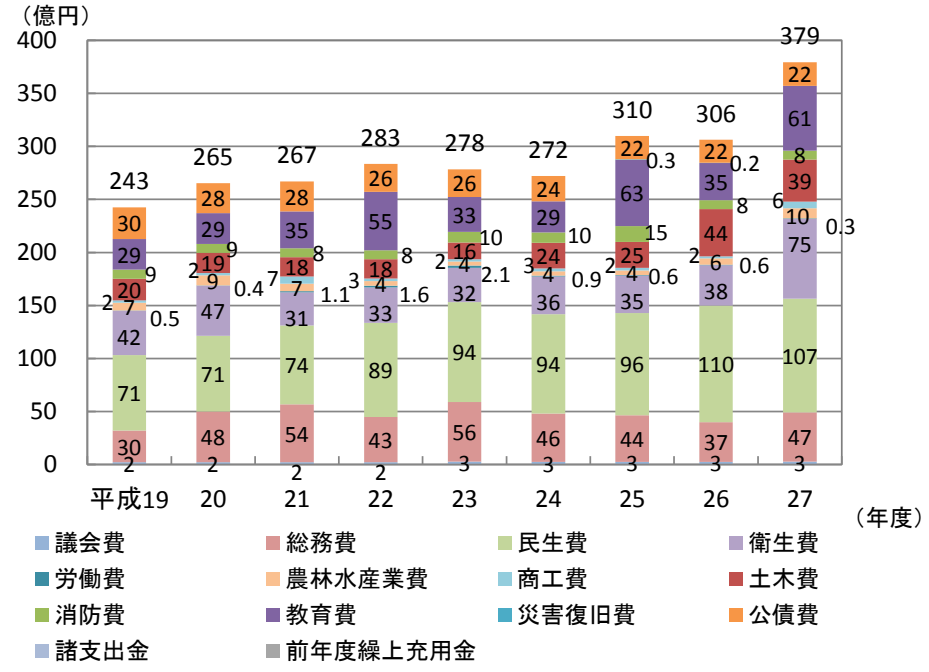

（資料）総務省「市町村別決算状況調」

(3) 想定される対応策

元気に活躍する高齢者も多い中、高齢者が健康でいられる期間を少しでも長くして、医療・介護の費用増加やコミュニティの活力の低下を防ぐ必要がある。しかしながら、2015年（平成27年）に策定された近江八幡市第6期総合介護計画によれば、高齢者において、自身の介護予防についての意識が高まっておらず、自身の介護予防に向けた主体的な取組が進んでいないとされている。

高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるようにするには、家庭・社会での役割や生活の充実感を持ち続けることが必要である。そのような社会づくりに向け、社会参画の機会を充実させるとともに、ハード面では健康増進のための施設の充実のほか、バリアフリー化、公共交通の充実など、高齢者が外出しやすい環境づくりが求められる。

また、重度の要介護状態や認知症になっても、高齢者の尊厳や財産が守られるよう、地域のサポート体制を整えていく必要がある。

３．ライフスタイル・ワークスタイルの多様化

(1) 全国の動向

女性の社会進出の進展に伴い、結婚しても夫も妻も働く共働き世帯が増加している。共働き世帯の数は、男性雇用者と無業の妻（いわゆる専業主婦）からなる世帯の数を 1990 年台に逆転し、その差は拡大を続けている。（図表 I-８）

一方で、働きながら子どもを持つ世帯については、育児休業取得率が男女で大きな差があるほか（図表 I-９）、６歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の国際比較をみると、日本においては男性（夫）の家事・育児時間が極端に短くなっているなど、家事・育児の負担が女性に集中している様子がうかがえる。（図表 I-１０）出産を機に退職する女性の比率は下がるどころか高まっており、女性のキャリア形成上、大きな問題になっている。（図表 I-１１）

結婚、出産に限らず、晩婚化、非婚化の進展や、フルタイム、パートタイム、正規雇用、非正規雇用、定年後の嘱託雇用など、ライフスタイルやワークスタイルの多様化が進んでおり、多様な選択肢が担保された上で、様々なニーズに対応する制度や、それを認め合う意識の醸成などが求められている。

図表 I-8　共働き等世帯数の推移

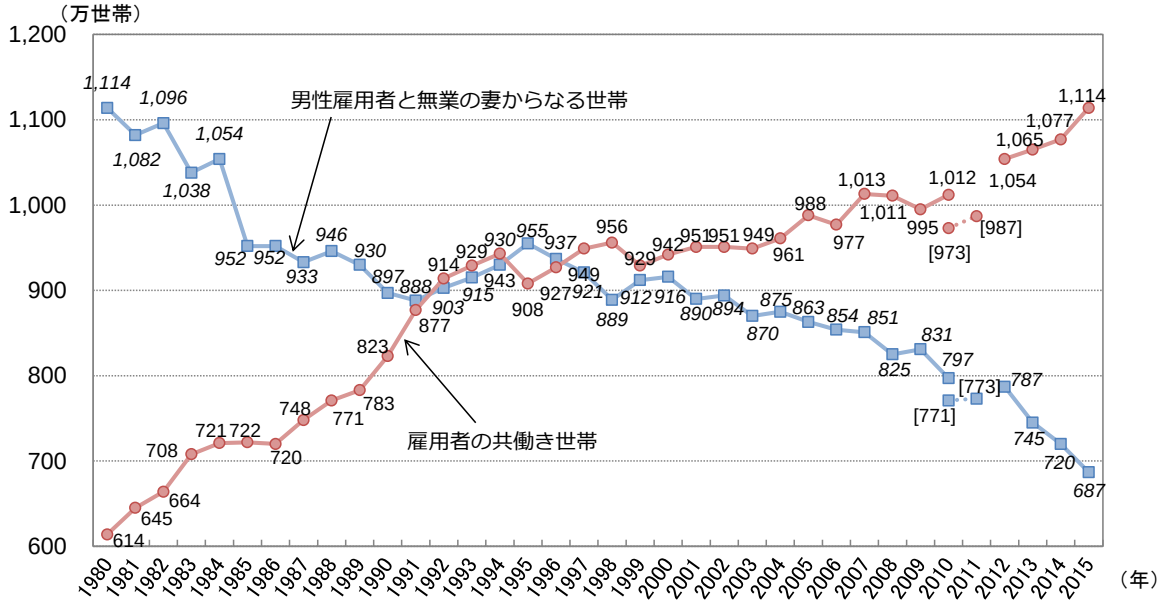

（注１）1980 年から 2001 年は総務省統計局「労働力調査特別調査」（各年２月。ただし、1980 年から 1982 年は各年３月）、2002 年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
（注２）「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
（注３）「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
（注４）2010 年及び 2011 年の［　］内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
（資料）厚生労働省「平成 28 年版厚生労働白書」
（元となるデータ：内閣府「平成 28 年版男女共同参画白書」）

図表 I-9　育児休業取得率の推移

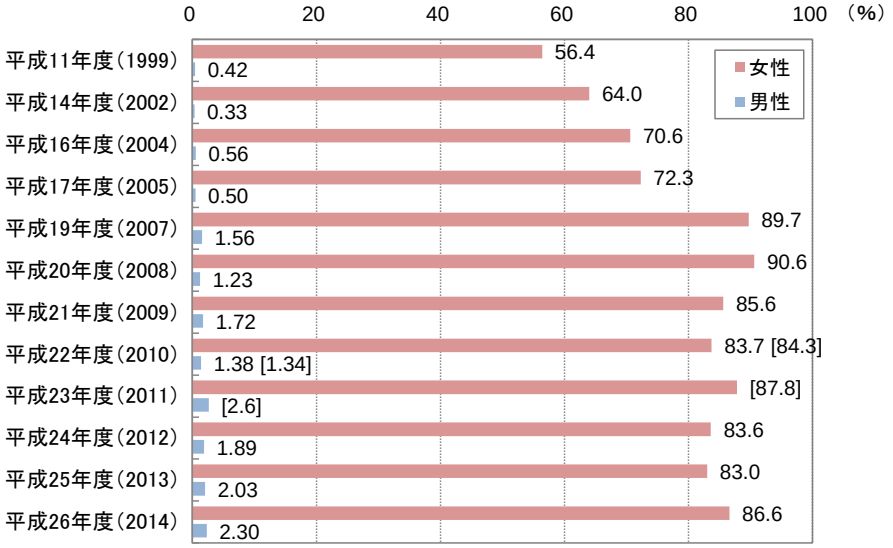

（注１）平成 22 年度及び平成 23 年度の［　］内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
（注２）平成 26 年度調査においては、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの 1 年間。
（資料）厚生労働省「平成 28 年版厚生労働白書」
（元となるデータ：厚生労働省「雇用均等基本調査」）

図表 I-10　6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日あたり、国際比較）

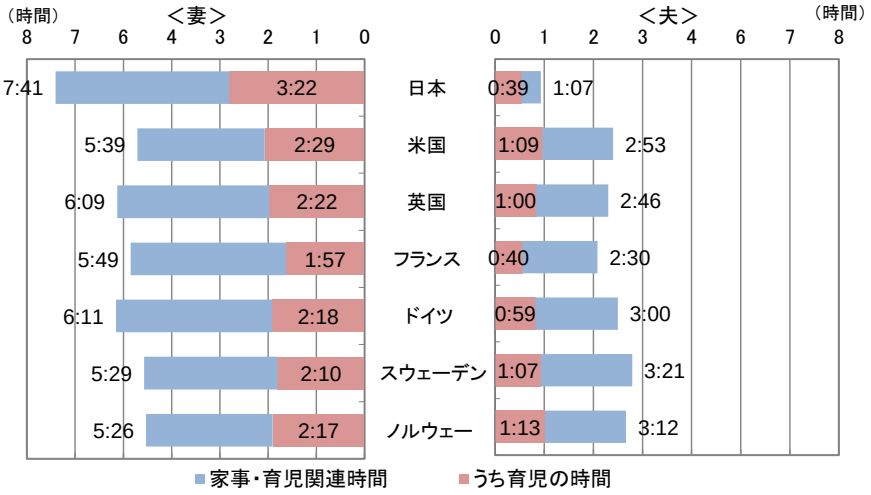

（ 注 ）日本の値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫と妻の 1 日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）
（資料）内閣府「男女共同参画白書 平成 29 年版」
（元となるデータ：総務省「社会生活基本調査」（平成 23 年）、
Bureau of Labor Statistics of the U.S."American Time Use Survey"(2015)及
Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004)）

図表 I-11　女性の出産後の継続就業率

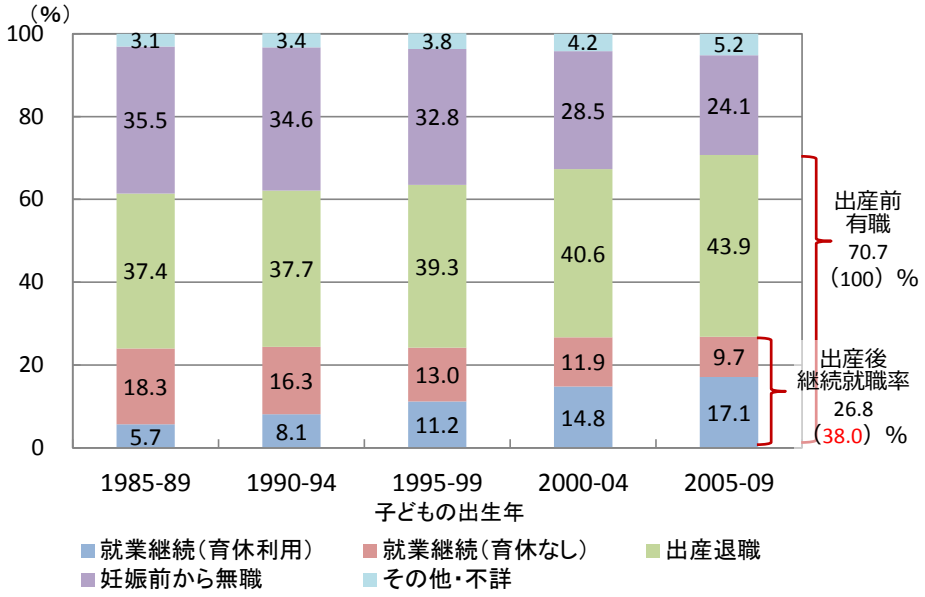

（ 注 ）（　）内は出産前有職者を 100 として、出産後の継続就業者の割合を算出。
（資料）厚生労働省「厚生労働白書 平成 28 年版」
（元となるデータ：国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査（夫婦調査）」）

(2) 本市への影響

本市においても、働く女性の比率は高まっており、特にこれまで出産・育児などで働く場から離れていた 30 歳代前半の女性の労働力率が大きく高まっており、７割近くが仕事をしているか、仕事を探している状態になっている。（図表 I-１２）今後も、女性の社会進出が進めば、保育所や学童保育など、仕事と子育ての両立に必要な施設やサービスへのニーズは高まるものと考えられる。

図表 I-12　年齢階級別にみた女性の労働力率の推移

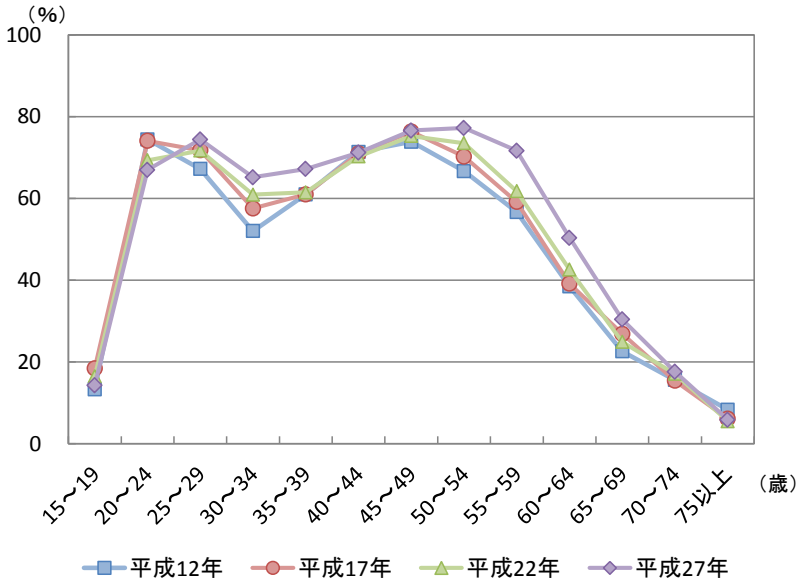

（注）労働力率とは、その世代全体の人口に対して働いている人、及び仕事を探している人の比率のこと。
（資料）総務省「国勢調査」

(3) 想定される対応策

女性の社会進出は、本市においても進んでおり、その中で住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためには、女性が働きながら子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、保育所、学童保育など子育てニーズに対応した施設の充実を図るほか、制度の整備や配偶者を含む周囲の意識改革が求められる。

本市が行った企業における子育て支援のアンケート調査（平成 27 年３月実施）によれば、従業員数の多い企業よりも、従業員数が少ない企業において育児休業が取得されていないことや、正規従業員の割合が少ない企業の方が子育て支援制度への取組がされていない傾向が明らかになっており、子育てを支援する気運は社会において高まっているものの、その状況については、企業の状況によって差が生じており、特に正規従業員の割合が少ない小規模の企業に対し、重点的な取組の推進が求められている。

また、女性の就業率が高まっていると言っても、非正規雇用であるケースも多くなっており、管理職をはじめ、意思決定の場にいる女性の比率を高めるなど、男女共同参画社会の実現に向けて、市役所などが率先して取組を進めていくことなどが求められる。

4．経済のグローバル化

(1) 全国の動向

近年、日本を訪れる外国人旅行者は増加傾向にあり、2013 年（平成 25 年）には史上初めて 1,000 万人を超え、2015 年（平成 27 年）には 1,970 万人に達した。特に中国・台湾・韓国といったアジア圏からの観光客増加の寄与が大きい。これら観光客による旅行消費額も急速に拡大しており、2015 年（平成 27 年）には 3.5 兆円に達した。（図表 I-１３）

2020 年（平成 32 年）には東京オリンピック開催を控えていることから、今後さらなる訪日外国人の増加が見込まれており、日本政府も訪日外国人旅行者数目標値を 2020 年（平成 32 年）に 4,000 万人、2030 年（平成 42 年）に 6,000 万人に掲げている。

人口減少や経済成長率の停滞といった問題を抱える我が国にとって、観光業は基盤産業として需要拡大や雇用創出など経済を支える役割が期待されている。

今後、増加した外国人観光客が快適に移動や滞在できるような環境整備が求められる。

一方、在留外国人数は、世界的景気後退や東日本大震災の影響で減少傾向にあったが、近年は留学生や技能実習生の増加を背景にやや増加傾向にあり、2014 年（平成 26 年）現在で 210 万人、総人口の 1.7%を占める。（図表 I-１４）

図表 I-13　訪日外客数（地域別）及び訪日外国人消費額

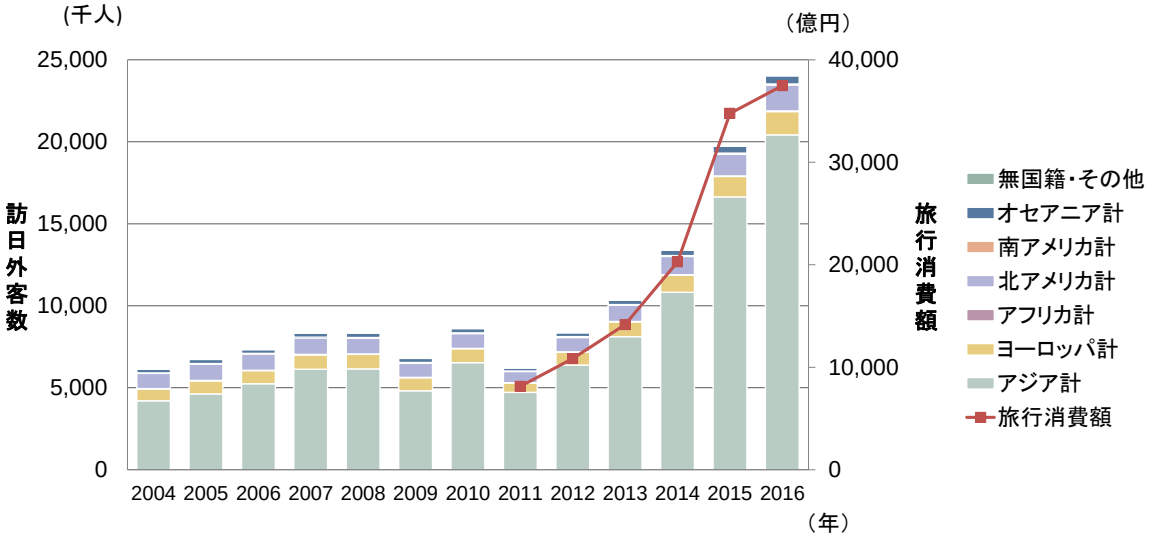

（資料）日本政府観光局「訪日外客数の動向」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

図表 I-14　在留外国人数の推移と我が国総人口に占める割合の推移

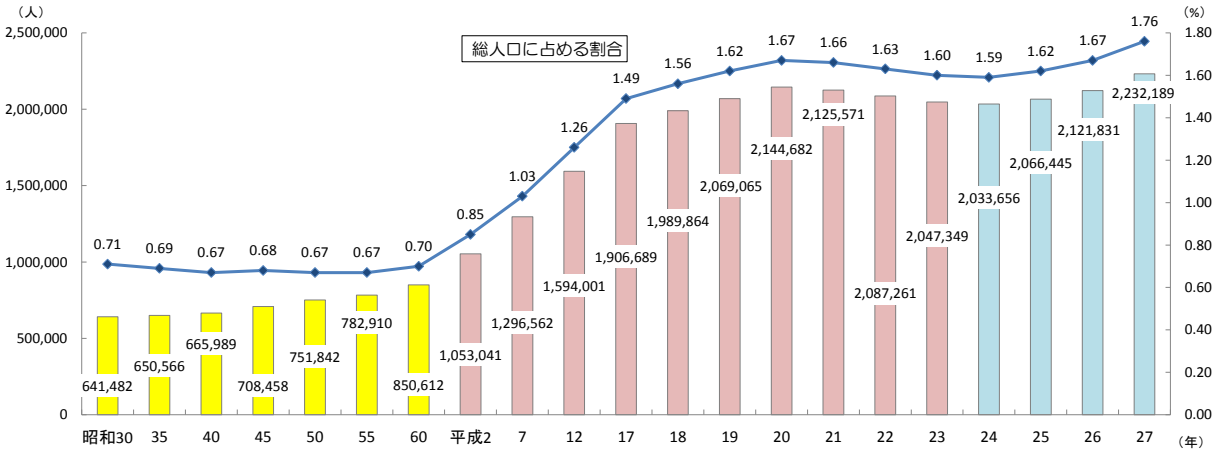

（注１）本数値は、各年 12 月末現在の統計である。
（注２）昭和 60 年末までは、外国人登録者数、平成２年末から 23 年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、平成 24 年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
（注３）「我が国の総人口に占める割合」は総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年 10 月１日現在の人口を基に算出した。
（資料）法務省　平成 28 年度「出入国管理」より作成

(2) 本市への影響

本市には、八幡堀をはじめとする様々な観光資源があり、延べ観光客数が 2014 年（平成 26 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけて、305.9 万人から 420.7 万人と大きく増加したほか（図表 I-１５）、外国人観光客が 3,531 人から 8,401 人と大幅に増加した（図表 I-１６）。全国的に外国人観光客が増加している中で、その行動範囲は、「ゴールデンルート」と呼ばれる東京～京都・大阪から周辺、地方に拡大しており、今後とも拡大が期待される。

図表 I-15　延べ観光客数の推移

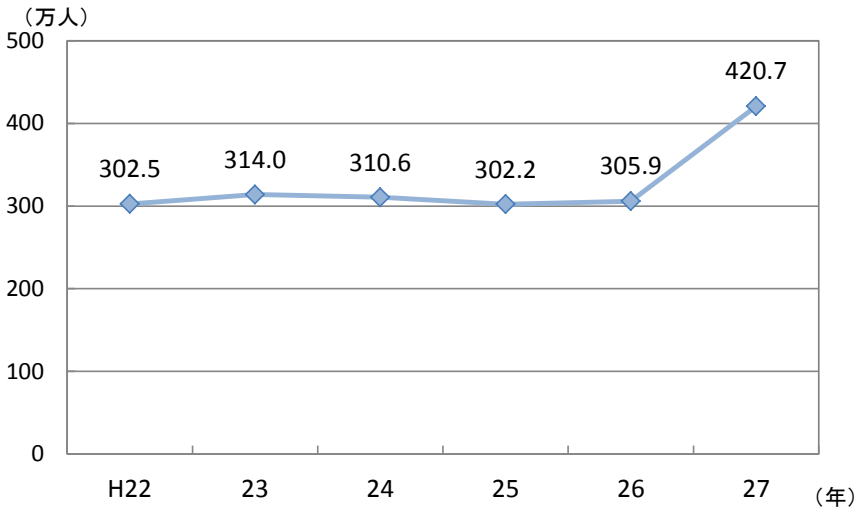

（資料）滋賀県「観光入込客統計調査書」

図表 I-16　外国人観光客数の推移

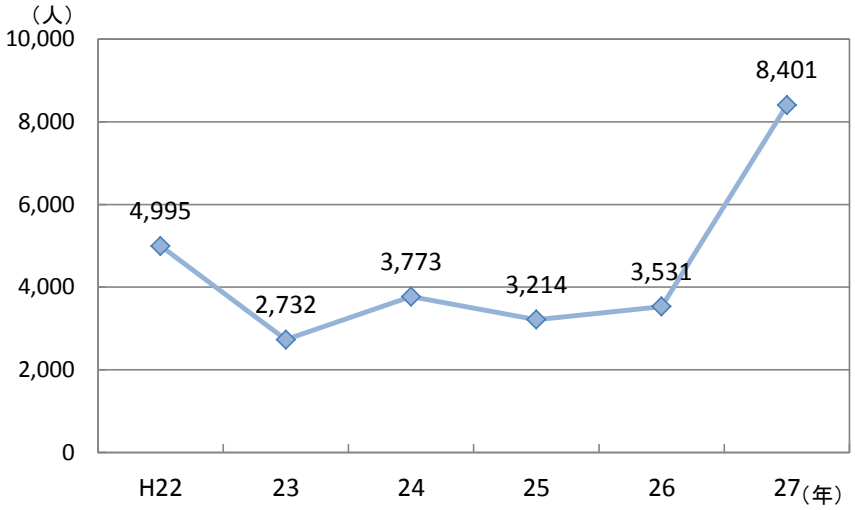

（資料）滋賀県「観光入込客統計調査書」

(3) 想定される対応策

本市においては、2013 年（平成 25 年）３月に策定された近江八幡市観光振興計画に基づいて、「豊かな自然、歴史文化資産を活かしたまちづくり観光の推進」を理念とし、「来訪目的性をさらに高め、滞在時間の拡大とリピート性を強化する」という方向性が示されている。本市の観光客数は、2014 年（平成 26 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけて急増しているが、「平成 28 年滋賀県観光入込客統計調査書」において、県内の観光入込客数で１位になった施設が開設された影響が大きく、今後計画の方向性で示されたような、滞在時間の拡大とリピート性の強化を一層図っていく必要がある。

また、増加する外国人観光客に対しては、多くの外国人に近江八幡の魅力に触れてもらえるよう、PR や外国語案内サインの充実など、受け入れ体制を強化するとともに、住民とのトラブルが発生しないよう、マナーの周知等対策を進める必要がある。

５．防災意識の向上

(1) 全国の動向

我が国は、地形、地質、気候などの自然的条件から、地震、津波、台風による災害が発生しやすい国土となっている。特に地震災害においては、過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災で大きな被害があり、2016 年（平成 28 年）の熊本地震においても甚大な被害が発生した（図表 I-１７）。将来においても東南海・南海地域における巨大地震や、首都直下地震の発生が懸念されている。防災拠点となる公共施設や公立小中学校の耐震化率は年々上昇しているものの、いまだ耐震化されていない施設も残存しており、対策が急がれる（図表 I-１８）。また、地震の他にも、台風やゲリラ豪雨等の風水害も数多く発生している。

政府は 2014 年（平成 26 年）６月に「国土強靭化基本計画」を策定し、ハード施策（施設や避難路の整備）とソフト施策（ハザードマップ作成、避難訓練等）の両面から防災・減災に取り組んでいる。地方公共団体においても、全都道府県と一部市町村が「国土強靭化地域計画」の策定を進めている。

政府や地方公共団体は、公助の取り組みを進めているが、災害対策においては自分の命は自分で守る「自助」、近所や地域でお互い助け合う「共助」が重要である。阪神・淡路大震災では、「自助」や「共助」により多くの人が救出された。今後は高齢化による避難困難者の増加も見込まれており、「自助」「共助」「公助」のバランスを取りながら、地域全体で防災力を高めていくことが求められる。

阪神・淡路大震災以降、地域防災活動への関心が高まり、住民による自発的な防災活動に関する組織である自主防災組織は組織数とカバー率共に上昇している。（図表 I-１９）一方で、高齢化の進行やコミュニティの希薄化などを背景に、消防団員数の減少など、地域の防災力の低下につながりかねない状況も生じている。（図表 I-２０）

図表 I-17　我が国における近年の主な自然災害

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・行方不明者数
平成 7. 1.17	阪神・淡路大震災（M7.3）	兵庫県	6,437 人
9. 7.10	鹿児島県出水市の土石流災害	鹿児島県出水市	21 人
10. 8.26 ～ 31	平成10年8月末豪雨	福島県、栃木県、茨城県	22 人
11. 6.23 ～ 7. 3	梅雨前線豪雨	西日本を中心とする全国	39 人
9.21 ～ 25	台風第18号	九州を中心とする全国	31 人
15. 7.18 ～ 21	梅雨前線豪雨	九州地方	23 人
16. 9. 4 ～ 8	台風第18号	中国地方を中心とする全国	45 人
9.26 ～ 30	台風第21号	西日本を中心とする全国	27 人
10.18 ～ 21	台風第23号	近畿、四国地方を中心とする全国	98 人
10.23	平成16年（2004年）新潟県中越地震（M6.8）	新潟県	68 人
12 ～ 17. 3	雪害	北海道、東北及び北陸地方等	88 人
17. 9. 4 ～ 8	台風第14号	中国、四国、九州地方を中心とする全国	29 人
12 ～ 18. 3	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152 人
18. 6.10 ～ 7.29	梅雨前線による豪雨	関東、中部、近畿、中国、九州地方	33 人
20. 6.14	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（M7.2）	東北地方（特に宮城、岩手）	23 人
21. 7.21 ～ 26	平成21年7月中国・九州北部豪雨	中国、九州地方（特に山口、福岡）	35 人
8.10 ～ 11	平成21年台風第9号	近畿、四国地方（特に兵庫）	27 人
22. 6.11 ～ 7.19	平成22年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	21 人
11 ～ 23. 3	平成22年11月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方等	131 人
23. 3.11	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（Mw9.0）（東日本大震災）	東北地方（特に宮城県、岩手県、福島県）を中心とする全国	22,010 人
8. 30 ～ 9. 5	平成23年台風第12号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98 人
11 ～ 24. 3	平成24年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	132 人
24.7.11 7.14	平成24年7月11日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	32 人
12 ～ 25. 3	平成25年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	101 人
25.10.15 ～ 10.16	平成25年台風第26号及び第27号	東日本から西日本にかけての太平洋側	43 人
10.24 ～ 10.26		（特に関東）	93 人
26. 8.20	平成26年8月豪雨（広島土砂災害）	広島県	76 人
9.27	平成26年（2014年）御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63 人
11 ～ 27. 3	平成26年12月からの大雪等	北海道、東北、北陸及び四国地方等	83 人
28. 4.14 及び 4.16	平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震	九州地方	228 人
28. 8.26 ～ 8.31	平成28年台風10号	関東、東北地方	27 人

（資料）内閣府防災担当部局「防災白書」（平成 18 年、平成 28 年、平成 29 年）

図表 I-18　公立小中学校施設の耐震化の状況

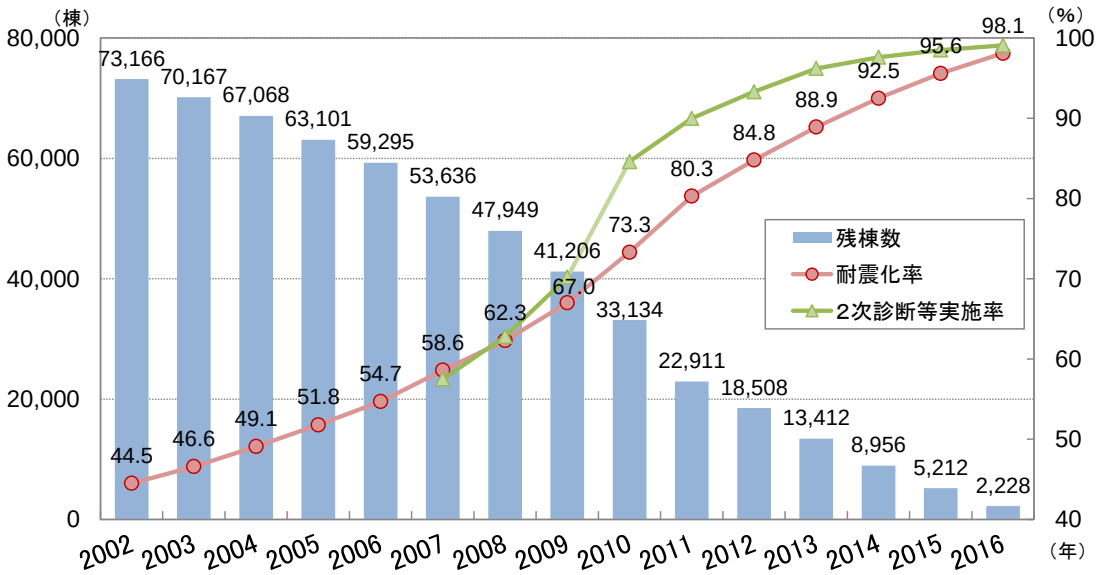

（資料）文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」（平成 28 年 4 月）

図表 I-19　自主防災組織活動カバー率

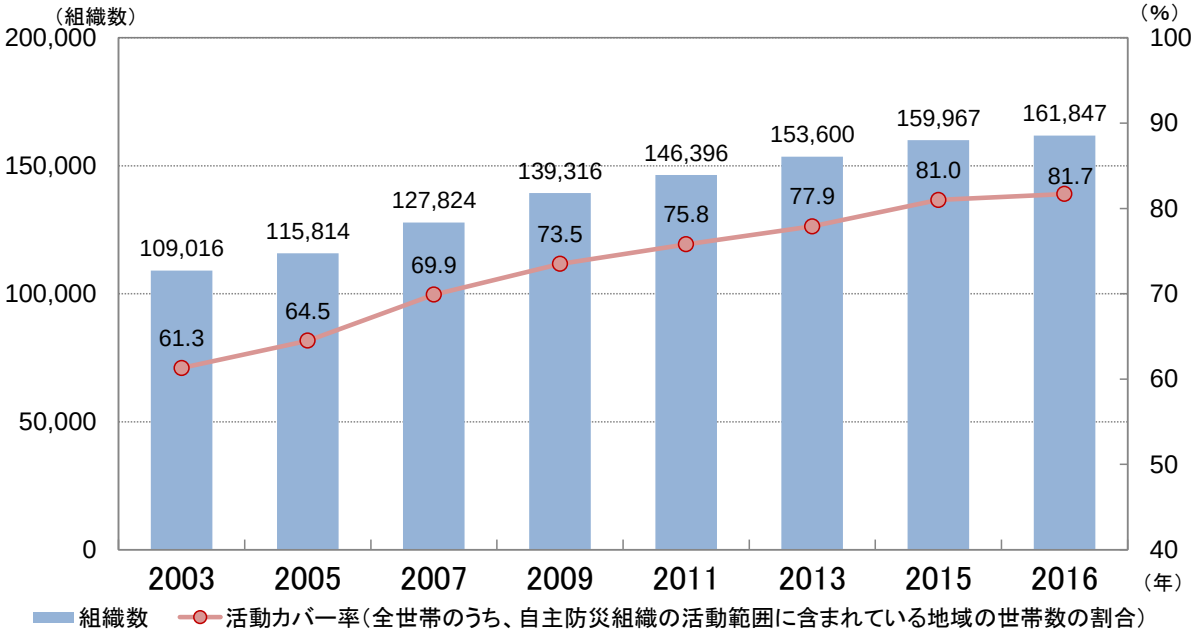

（資料）内閣府防災担当部局「平成 29 年度版 防災白書」より作成

図表 I-20 消防団員数の推移

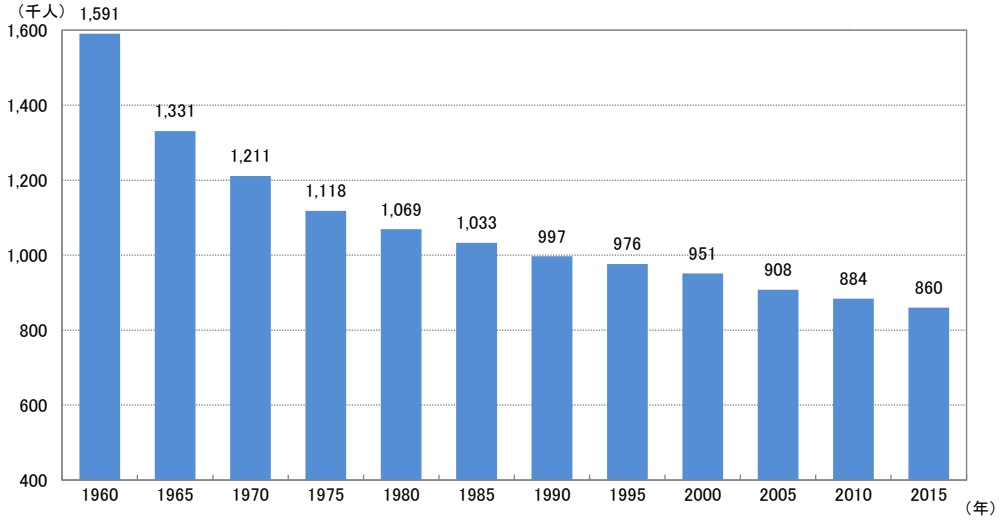

（資料）内閣府防災担当部局「平成 28 年度版 防災白書」より作成

(2) 本市への影響

本市では、主に風水害による災害が発生しており、このまま地球温暖化が進めば、超大型台風の通過やゲリラ豪雨等、風水害による大きな被害が発生する可能性もある。また、南海トラフ巨大地震が発生した際、本市においては震度６弱から６強、さらには、本市から見て琵琶湖の対岸付近に延びる琵琶湖西岸断層帯で地震が発生すると、本市で最大で震度７の揺れを観測する可能性があるとされている。このような地震が発生した際は大きな被害を受ける可能性がある。そのため、市役所における防災体制の確立や公共施設の耐震化の促進といった公助の取組や、地域における共助の推進、市民の防災意識の向上を通じた自助の強化等、幅広い防災対策が求められる。

(3) 想定される対応策

市内においては、公共施設や上下水道などの社会基盤において、耐震対策が未実施のものが残されており、それらの耐震化を進める必要がある（図表 I-２１）。また、高齢化の進展を見すえ、災害時に避難等で支援が必要な人の把握と支援に向けた体制づくり、各家庭における防災対策の推進など、自助・共助・公助のバランスを取りながら、地域全体で防災力を高めていく必要がある。

このほか、近畿・中京・北陸地域等、より広域的な観点から、大きな災害の際に相互に支援し、バックアップできるような連携体制を構築していくことが求められる。

図表 I-21　本市における公共施設の耐震対策状況

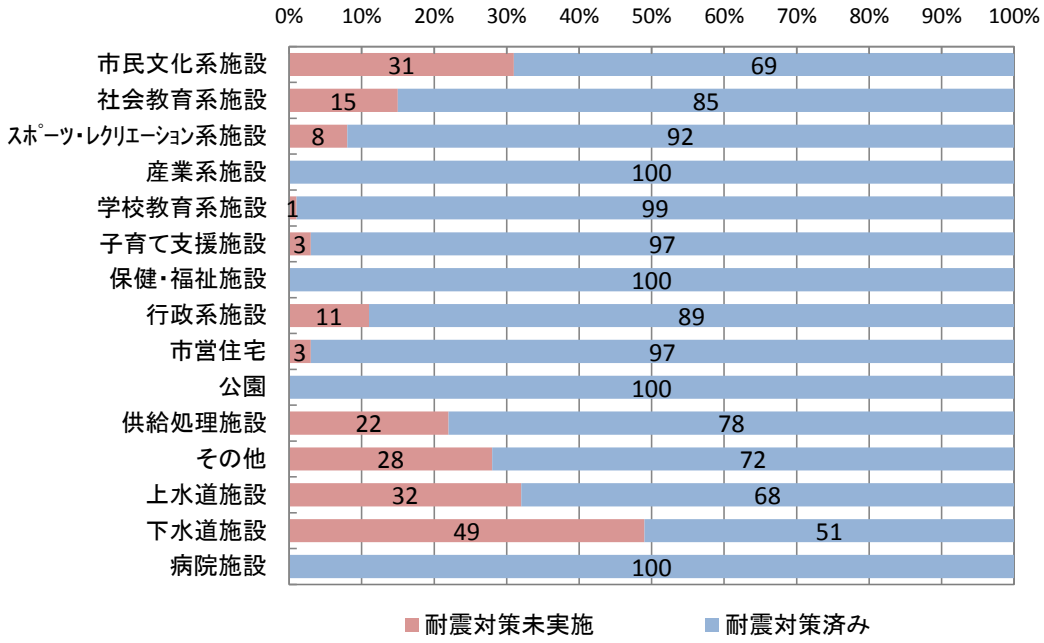

（資料）近江八幡市公共施設等総合管理計画（平成 29 年３月）

６．地方創生・田園回帰

(1) 全国の動向

東京一極集中の傾向が加速している。大阪圏と名古屋圏の転入超過数は 1970 年代半ばからほぼ横ばいとなっている中、東京圏はほぼ一貫して転入超過となっており、2014 年（平成 26 年）の転入超過数は 11 万 9,000 人を記録した（図表 I-２２）。2015 年（平成 27 年）現在、東京圏の人口は 3,600 万人となり、総人口の４分の１以上が集中している。

一極集中の結果、首都圏では住宅価格の高騰、長時間通勤、保育所不足、介護サービス不足等の問題が顕在化する一方で、地方では人手不足が深刻化している。地方では、働き手の不足により税収が落ち込む一方で、高齢化率は大都市圏よりも大幅に高く、社会保障関係の支出が増大することから、厳しい財政運営が続いている。

東京圏への人口移動の大半は、進学・就職をきっかけとする 15～29 歳の若年層である。2014 年（平成 26 年）５月、民間研究機関「日本創生会議」は、2040 年（平成 52 年）までに全国の計 896 自治体で若年女性（20～39 歳）が半減するとした試算を発表し、多くの地方公共団体や地方関係者に強い衝撃を与えた（図表 I-２３）。

こうした中、政府は①一極集中の是正、②若い世代の希望実現、③地域の特性に即した地域課題の解決を目指して、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。地方においても、平成 27 年度中に全ての都道府県、1,737 市区町村（98.8%）において地方版総合戦略が策定され、各地域の実情に即した具体的な取組が始まっている。

近年では、若い世代を中心に「田園回帰」と呼ばれる、農山漁村地域に移住しようという動きも出始めており、「ふるさと回帰支援センター」に来訪して、地方への移住に向けて具体的な活動をはじめている人が増えている（図表 I-２４、図表 I-２５）。そのため、地方自治体には、独自の魅力を創出し、これらの人々を引きつける取組が求められている。

図表 I-22　三大都市圏･地方圏の人口移動の推移

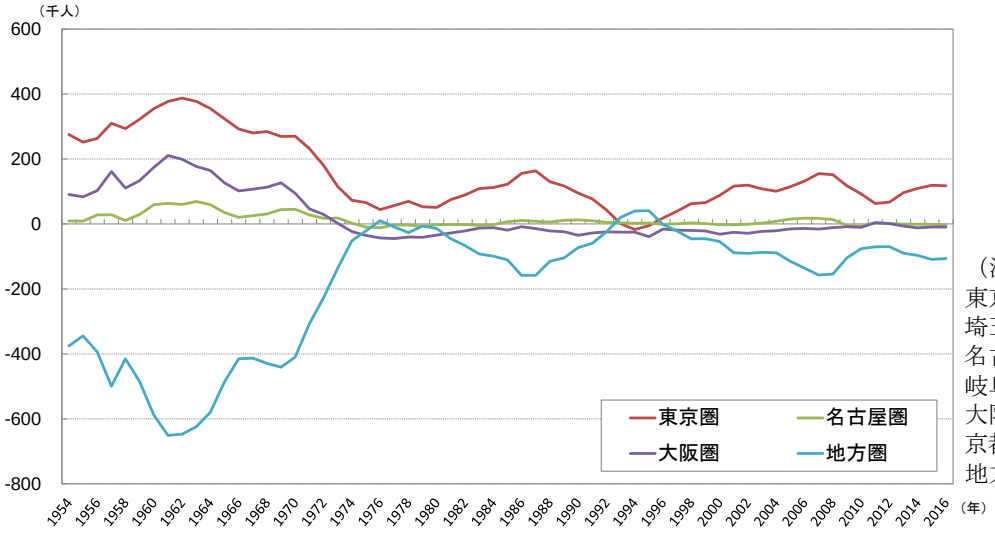

（注）地域区分については以下のとおり
東京圏
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏
岐阜県、愛知県、三重県
大阪圏
京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
地方圏：三大都市圏以外

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

図表 I-23　滋賀県における消滅可能性都市

市区町村	社人研推計					人口移動が収束しない場合				
	2010年 総人口	2010年 20-39歳女性	2040年 総人口	2040年 20-39歳女性	若年女性人口変化率（2010→2040）	2010年 総人口	2010年 20-39歳女性	2040年 総人口	2040年 20-39歳女性	若年女性人口変化率（2010→2040）
大津市	337,634	43,514	326,627	31,951	-26.6%	337,634	43,514	335,765	33,096	-23.9%
彦根市	112,156	14,639	102,940	10,229	-30.1%	112,156	14,639	102,934	10,201	-30.3%
長浜市	124,131	14,766	104,646	9,738	-34.1%	124,131	14,766	102,380	9,107	-38.3%
近江八幡市	81,738	10,457	73,051	7,478	-28.5%	81,738	10,457	72,780	7,612	-27.2%
草津市	130,874	18,586	145,136	15,396	-17.2%	130,874	18,586	149,088	17,055	-8.2%
守山市	76,560	10,840	86,337	9,702	-10.5%	76,560	10,840	89,928	10,228	-5.6%
栗東市	63,655	9,705	71,889	8,658	-10.8%	63,655	9,705	71,279	8,895	-8.4%
甲賀市	92,704	10,852	75,552	6,924	-36.2%	92,704	10,852	72,262	6,344	-41.5%
野洲市	49,955	6,412	44,915	4,644	-27.6%	49,955	6,412	43,953	4,635	-27.7%
湖南市	54,614	7,205	45,143	4,031	-44.1%	54,614	7,205	41,918	3,680	-48.9%
高島市	52,486	5,244	38,723	3,066	-41.5%	52,486	5,244	37,410	2,687	-48.8%
東近江市	115,479	14,013	96,792	9,383	-33.0%	115,479	14,013	92,156	8,633	-38.4%
米原市	40,060	4,444	31,541	2,864	-35.6%	40,060	4,444	30,378	2,702	-39.2%
日野町	22,870	2,571	19,477	1,631	-36.6%	22,870	2,571	19,396	1,480	-42.5%
竜王町	12,916	1,439	9,719	813	-43.5%	12,916	1,439	8,824	687	**-52.3%**
愛荘町	20,118	2,723	19,952	2,234	-18.0%	20,118	2,723	19,598	2,227	-18.2%
豊郷町	7,566	883	6,989	703	-20.4%	7,566	883	6,975	675	-23.5%
甲良町	7,500	872	4,622	401	-54.0%	7,500	872	3,965	301	**-65.5%**
多賀町	7,761	794	5,249	425	-46.5%	7,761	794	4,906	344	**-56.7%**

（資料）日本創生会議・人口減少問題検討分科会 提言「ストップ少子化・地方元気戦略」より作成

図表 I-24　ふるさと回帰支援センターの来訪者・問合せ数の推移（東京）

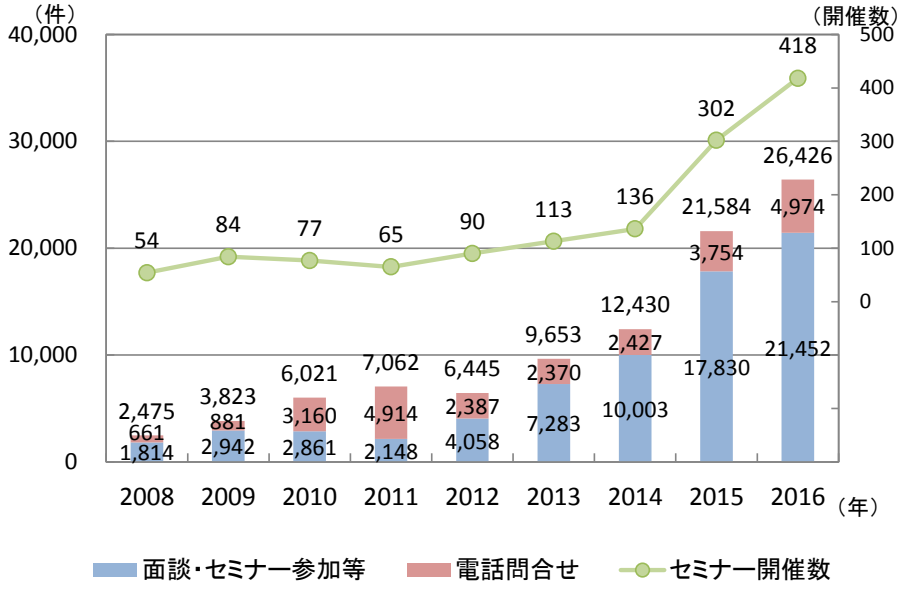

（資料）認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター「2016 年 2 月 20 日版ニュースリリース」

図表 I-25 ふるさと回帰支援センター利用者の年代の推移（東京）

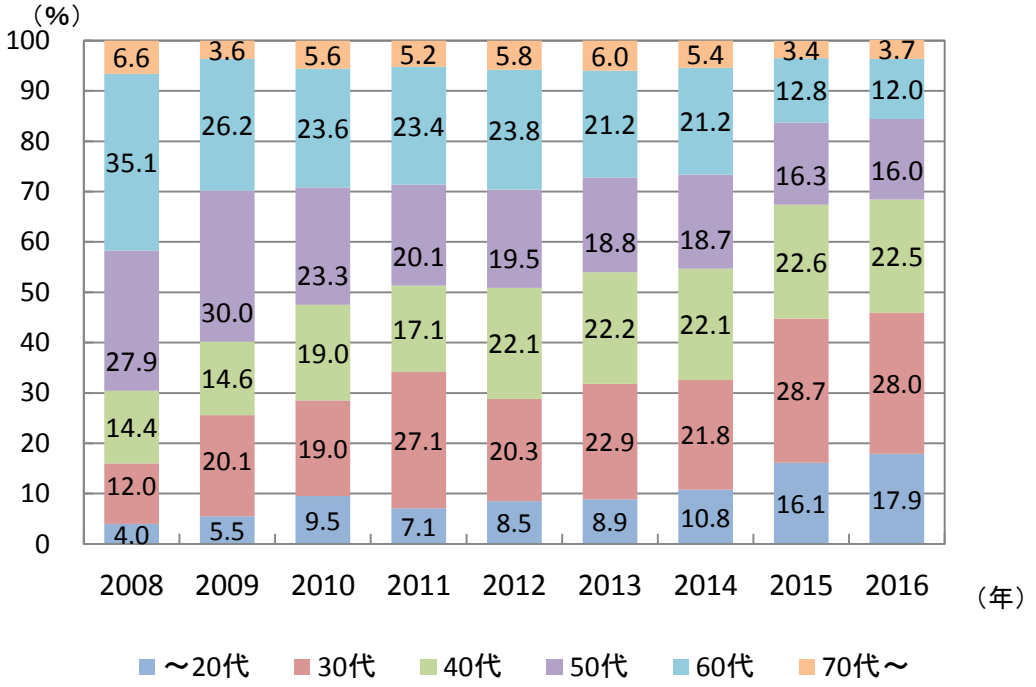

（資料）認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター「2016 年 2 月 20 日版ニュースリリース」

(2) 本市への影響

本市では、社会動態がほぼ拮抗しており、自然動態が増加から減少に転じたばかりであり、人口減少は今後本格的に進んでいく。社会動態に関しては、様々な地域が人口、とりわけ子育て世帯の誘致に向けて取組を強化しているところであり、これらとの競争如何では、社会減少が拡大し、人口減少が加速化するおそれがある。

(3) 想定される対応策

本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略のもとに、様々な取組が進められている。本市は、京阪神大都市圏と名古屋都市圏の中間に位置し、自然豊かで風光明媚な景観を楽しみながら、都市的な生活も十分に享受できる環境にある。これらの特徴を十分に活用し、現在の住民の定着はもちろんのこと、I ターン、J ターンなど、他地域からの人口誘導も積極的に進めていく必要がある。

７．持続可能な社会の構築に向けた挑戦

(1) 全国の動向

2015 年（平成 27 年）９月の国連総会において、持続可能な開発目標（以下、「SDGs（＝Sustainable Development Goals)」という。）が全会一致で採択された。これは 17 の目標（ゴール）（図表 I-２６）と 169 の指標（ターゲット）から成り、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能とするために、すべての国連加盟国が 2030 年（平成 42 年）までに取り組む行動計画のことであり、2001 年（平成 13 年）に策定され、2015 年（平成 27 年）までの達成期限としていた８のゴールと 21 のターゲットから成るミレニアム開発目標（以下、「MDGs（＝Millennium Development Goals)」という。）の後継計画とされている。MDGs が開発途上国の開発に関する問題に対する取組であったのに対し、SDGs は、基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind)」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると強調されており、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして統合的に解決していくことを目的として、途上国だけでなく、全ての国連加盟国、地域で取り組むべきものとなっている。これを受け、我が国では 2016 年（平成 28 年）５月に内閣総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月に SDGs 実施指針を策定した。この指針の「現状の評価」において、日本は、教育や安全な水といった分野では、「達成の度合いが高い」と評価されているが、格差の拡大に伴う貧困の問題や、ジェンダー間の格差、気候変動への対策といった分野では「達成の度合いが低い」と評価されており、目標の達成に向けて具体的な取組が求められている（図表 I-２７）。また、実施指針には「SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。」と記載されており、この観点から地方自治体に SDGs へ積極的に取り組むよう求めている。

図表 I-26　SDGs の 17 のゴール

（資料）国際連合

図表 I-27　SDGs 達成に向けた日本の現状の評価

評　価	分　野
高	
中	
低	

（資料）環境省「平成 29 年版環境白書」より作成

(2) 本市への影響

2015 年（平成 27 年）、本市では人口減少・高齢化が進むこれからの時代に向け、自立的・持続的な地域の創生をめざすため、総合戦略の将来都市像として「内発的発展により心の豊かさがあふれた品格のあるまち」を掲げた。(1) に記載している国際社会の大きな流れの中、また近江商人の「三方よし」の精神に基づいた市民性や古くから自然環境（景観）を守り抜こうとする風土を踏まえ、この将来都市像の実現に向け、市民や事業者をはじめ、世界中の方々と共有し、結びつける共通言語である「新しいものさし」として SDGs を位置付けた。そして、SDGs の理念が、環境保全以外にも地球上のあらゆる営みを対象としており、自治体行政の「新しいものさし」にもなることから、SDGs の実現に向け、自治体レベルで取組を進めることを 2017 年（平成 29 年）２月に決定した。

この取組は、市が地元経済界との緊密な連携のもと、市長を本部長とする庁内推進体制を確立し、そこでの検討事項を「近江八幡市における持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組『サステナブル近江八幡 2017』」としてとりまとめ、広く市民と共有すると同時に、他自治体とも SDGs 推進に向けた考え方を共有するものであり、自治体レベルでの SDGs 推進の取組が全国へ波及していくことが期待される。

(3) 想定される対応策

SDGs の 17 のゴールは独立して存在しているものではなく、それぞれが密接に関連しており、１つのゴールの達成に向けた取組を進めることにより、他のゴールを達成することも可能であり、相互に連動している。このような相互の連動性は、行政計画の策定、市の各部局における様々な政策立案の現場で SDGs の観点を取り入れること等に活用できるとともに、縦割り行政の弊害を排除し、市の各部局で実施している施策・事業の横の連携を図ったり、目標管理をすることに活用が可能と考えている。また、SDGs は、行政だけでなく、市民・企業と連携して取組んでいく全員参加型の目標であり、ひとり一人の意

識改革や行動が重要であることから、市民、企業等に対する周知についても積極的に行っていくことが必要である。

II. 本市の現状分析・課題整理

１．上位法及び既存行政計画等関連計画の調査・分析

(1) 国･滋賀県等の計画

① 国の計画

1) まち・ひと・しごと創生基本方針２０１７

国の地方創生の基本方針となっている「まち･ひと･しごと創生基本方針２０１７」は、地方創生の基本方針として、「地方の『平均所得の向上』によるローカル・アベノミクスの推進」「東京一極集中の是正」「東京圏における医療・介護問題・少子化問題への対応」の３点を掲げている。具体的な各分野の施策のポイントについて、本市の取組に係る可能性がある点に絞って下記に記す。

ア．地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

地域の外から稼ぎ、人材や投資を呼び込めるような力強い地域経済を作り上げるため、一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など、地域資源・地域特性を活用した「しごと」の創出を進める他、地域経済を牽引する事業への投資の促進、シェアリングエコノミーを活用した新しい生活産業の展開などを図るとしている。

イ．地方への新しいひとの流れをつくる

地方大学の振興や、地方創生に関わるインターンシップの受入、日本版 CCRC の推進、地方への企業の本社移転の促進、政府機関の地方移転やサテライトオフィスの検討、移住・定住施策の好事例の展開、魅力の発信などが取組として謳われている。

ウ．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

国の「働き方改革実行計画」に基づき、各地域における「地域働き方改革会議」などを通じて各地域の働き方改革の推進を、地方創生推進交付金を活用しながら進めていくとしている。

エ．時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

連携中枢都市圏や定住自立圏などの形成を通じた地域連携の推進や、公共空間を民間資金等を活用して賑わいを創出するなどしたエリアマネジメントの推進、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の本格的な推進のほか、集落生活圏維持のための「小さな拠点」の形成、地域共生社会の実現、SDGs の推進などが謳われている。

地域資源の活用による経済の振興や、CCRC 等を通じた人の流れをつくる取組などは、本市でも既に様々な取組が見られ、今後一層発展させていく必要がある。また、人を呼び込み、子どもを産み育てやすい地域にするには、仕事をつくるだけでなく、仕事をしながら家庭や地域での生活を両立させる働き方改革が本市でも必要である。このほか、CCRC や SDGs の推進は本市が全国に先駆けて取組を進めており、先駆者としてアピールできる取組実績を重ねていく必要がある。

2) 未来投資戦略２０１７

国の成長戦略として閣議決定されたもので、副題を「Society 5.0 の実現に向けた改革」としている。Society 5.0 とは、①狩猟社会②農耕社会③工業社会④情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会であり、第４次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等）のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会問題を解決することによって実現する社会であるとしている。その Society 5.0 の実現に向けた戦略分野としては、下記の５点が挙げられている。

ア．健康寿命の延伸

団塊世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、ビッグデータや AI などの技術革新を最大限活用し、最適な健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護などのシステムを確立するとしている。

イ．移動革命の実現

ヒト・モノの移動について、無人自動走行、小型無人機（ドローン）による荷物配送などにより、物流効率化と高度化が進み、交通事故の減少、地域の人手不足や移動弱者の解消につなげるとしている。

ウ．サプライチェーンの次世代化

開発・製造・販売・消費のあらゆる段階のデータをリアルタイムに取得・利活用することが可能になり、安全で生産性の高い製造プロセスが実現し、製造業の生産性を年２％以上向上させるとしている。

エ．快適なインフラ・まちづくり

ICT・ロボット・センサー等を活用することにより、道路、橋、ダムといったあらゆる建設現場の生産性が向上し、人手不足に悩むことなく、適切なインフラの整備・管理が浸透しているとしている。

オ．FinTech

金融に関する先進技術の活用が進み、様々な支払いがスマートフォン経由など現金不要で実施できるようになっている。

3) 経済財政運営と改革の基本方針２０１７

経済財政運営の基本方針として閣議決定されたもので、当面の経済財政運営の考え方として、「人材への投資による生産性向上とその成果の国民への還元を中心に据える」としている。重点課題と主要分野ごとの改革の取組については以下の通りである。

ア．成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

- 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現
  - 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
  - 長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備
  - 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進
  - 外国人材の受入れ

- 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援
- 就職氷河期世代や若者の活躍に向けて、集中的な正社員化を支援
- 幼児教育の早期無償化や待機児童の解消に向けた、安定的な財源確保の進め方を検討
- 障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、子どもが社会において自立できる力の養成
- 教員の適正な勤務時間管理の実施や業務の効率化・精選の推進等による長時間勤務状況の是正
- リカレント教育等の充実
- 多様な保育の受け皿の拡充
- 保育人材の確保に向けた保育士の処遇改善、多様な人材の確保、（施設運営における）生産性の向上
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備
- 子どもの居場所づくりや学習支援、社会的養育の推進
- 女性活躍を支える制度や基盤の整備
- 女性活躍情報の「見える化」の徹底と女性リーダーの育成
- 男性の暮らし方・意識の改革
- 短時間労働者の被用者保険の適用拡大についての検討

● 成長戦略の加速等
- Society5.0 の実現を目指した取組
- 生産性の向上、投資促進、規制改革
- 官民が保有するデータの徹底した利活用、公共データのオープン化
- 規制改革・行政手続簡素化・IT 化の一体的推進
- 行政手続コストを 2020 年（平成 32 年）までに 20%以上削減
- 文化、スポーツ、IR（特定複合観光施設）など新たな有望成長市場の創出・拡大
- 海外の成長市場との連携強化

● 消費の活性化
- 最低賃金の引き上げなどを通じた可処分所得の拡大
- ICT やデータを活用した健康・予防サービスへの需要拡大
- 自治体、企業・保険者における重症化予防等の先進的な取組の全国展開
- コンパクト・プラス・ネットワークと地域包括ケアの連携強化など、健康・予防に着目したまちづくり
- 景観の優れた観光資源を保全・活用した着地型旅行商品の造成、広域観光周遊ルートの形成促進
- 観光地域づくりの舵取り役を担う法人（DMO）の形成
- オリンピック・パラリンピック、プレミアムフライデーの利用促進等を通じた新しい需要の喚起

● 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
- 地域の人材への投資を通じた地方の生産性向上及び東京一極集中の是正
- 意欲と熱意を持って取り組む地方公共団体に対する情報面・人材面・財政面の支援

- 攻めの農林水産業の展開
- 中堅・中小企業・小規模事業者支援
- 農泊の推進、有害鳥獣の捕獲強化とジビエの利活用の推進
- 民間主体による公園等の整備・管理
- 高い水準のユニバーサルデザイン化
- 国土強靭化地域計画の策定支援
- 災害時に防災拠点となる公共施設の耐震化、トイレ環境の改善、自家発電設備の設置
- 自主防災組織の育成と消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 公共投資の重点化（国際競争力の強化、国土強靭化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などに重点化）

● 安全で安心な暮らしと社会経済の基盤確保
- 起訴猶予者や刑務所出所者等に対する社会復帰支援
- 消費者の安全・安心に向けた消費者教育や高齢者等の見守りネットワーク構築等
- ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の解消に向けた取組
- 性的指向、性自認に関する正しい理解の促進と、多様性を受け入れる環境づくり
- 共助・共生社会づくりに向けて、市町村における包括的な支援体制を整備
- 地球温暖化対策に関する財源確保に向けて、森林整備等における市町村の役割の明確化

イ．主要分野ごとの改革の取組

● 社会保障
- 医師の地域偏在、診療科偏在に対する抜本的な対策の検討
- 医療費適正化の検討
- ビッグデータを活用した健康管理、介護予防
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を含めた自立支援への取組

● 社会資本整備等
- コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- 公的ストックの適正化とインフラ管理のスマート化、維持管理・更新費の見える化と自治体間比較
- 所有者不明の土地・空き家等の有効活用
- PPP／PFI の推進

● 地方行財政等
- 地方行政サービスの地域差の「見える化」
- まち・ひと・しごと創生事業費の成果に応じた交付税の算定へのシフト
- 広域化・共同化・IT 化の推進
- 成果に応じた交付税算定へのシフト

● 文教・科学技術
- 幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育全体についての実効性ある PDCA サイクルの構築

② 県の計画

1) 滋賀県基本構想「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」

滋賀県では、県政の総合的な推進のための指針として滋賀県基本構想を策定している。「長期ビジョン編」と「重点政策編」からなり、「長期ビジョン編」で一世代先となる 2040 年（平成 52 年）ごろを展望しつつ、計画期間は「重点政策編」に即して 2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度（平成 30 年度）までの４年間としている。（図表 II-１）

図表 II-1　滋賀県基本構想の5つの目指す姿

項目	目指す姿の内容
①ひと	互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢や希望に満ちた滋賀
②地域の活力	滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀
③自然・環境	美しい琵琶湖を大切にする、豊かな自然と共生する滋賀
④県土	暮らしと産業を支える基盤が整い、人やものが行き交う元気な滋賀
⑤安全・安心	将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀

（資料）滋賀県「滋賀県基本構想『夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」」をもとに作成

本市については、滋賀の強みの一項目「恵みをもたらす豊かな自然」の例示として、八幡堀の景観が紹介されている。

2) 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

滋賀県では、地方創生に向けた県の総合戦略として、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を 2015 年（平成 27 年）10 月に作成している。

その中で、人口目標として、総人口を 2040 年（平成 52 年）に約 137 万人（2015 年（平成 27 年）実績値は 141 万人）、出生数は 2020 年（平成 32 年）に 13,000 人として、その水準を維持、若者の社会増減について、20-24 歳の社会増減を 2020 年（平成 32 年）にゼロにするとしている。また、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに向けたプロジェクトとして、「人口減少を食い止め、人口構造を安定させる」「人口減少の影響を防止・軽減する」「自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す」の３つの柱を掲げている。（図表 II-２）

図表 II-2　滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」におけるプロジェクト

プロジェクト	概要
(1)人口減少を食い止め、人口構造を安定させる	
ア. 自然増のための施策	
①「結婚・出産・子育てするなら滋賀」プロジェクト	「結婚・出産・子育てするなら滋賀」として県内外の方に選んでもらえるよう、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行う。
②「豊かな学びのフィールド・滋賀」人づくりプロジェクト	琵琶湖をはじめとする 自然や暮らしの中から学ぶ体験活動のほか、郷土の歴史・文化財や芸術・文化に触れる機会の提供などを通じて、「たくましく生きる力」を育む教育を推進する。
イ. 社会増のための施策	
③滋賀ウォーターバレープ	水環境の課題解決に向けた技術、製品、情報をはじめ、企業や大学、政府関

ロジェクト	係の研究機関の集積（ウォーターバレー）を目指す。
④次世代のための成長産業創出プロジェクト	国内外において成長が見込まれる滋賀ならではの新たな産業の創出を進める。
⑤産業人材育成・確保プロジェクト	県内大学等との連携を強化するなど、将来の滋賀の産業を支える人材を育成する。
⑥働く力・稼ぐ力向上プロジェクト	滋賀の若年労働者の県内就業と定着の促進、女性の活躍推進、中高年者の再就職支援、障害者の就労支援、などにより、滋賀で働き、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら活躍できる力の向上を目指す。
⑦移住促進プロジェクト	豊かな自然や、恵まれた子育て環境の中での、滋賀の魅力ある暮らしぶりを県外へ広くPRし、滋賀に興味をもち、訪れてもらい、そして移住してもらえるよう、移住施策に取り組む市町と連携した取組を推進する。
⑧滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト	琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園風景、日本遺産、戦国武将、忍者、地域の食材等、滋賀県ゆかりの素材を有効活用するなどし、交流人口の増加につなげる。
(2)人口減少の影響を防止・軽減する	
①高齢者の社会参加・健康長寿実現プロジェクト	高齢者に地域の担い手として活躍してもらうことで、人口減少社会における人材不足を補うとともに、地域社会で活躍することで、高齢者自身の健康づくりや介護予防にもつなげるなど、健康長寿の実現や、自分の能力を発揮できる地域づくりを進める。
②滋賀エネルギーイノベーションプロジェクト	エネルギー関連産業の振興や、地域における熱エネルギー、再生可能エネルギー（未利用エネルギー）等の面的利用の促進や、水素エネルギー利用等の拠点整備を市町と連携して促進するなど、エネルギーの分野から地域の活性化を進める。
③「東京オリンピック・パラリンピックで滋賀を元気に！」プロジェクト	2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿を誘致し、県民との交流機会を設けるとともに、国内外から滋賀を訪れる人を増やすため、本県の特色ある文化を世界に発信する文化プログラムを展開する。
④持続可能な県土づくりプロジェクト	増大する災害リスク等に備えた安全・安心、生活サービス機能の低下等に対応した都市機能の集約化と地域とのネットワーク化による持続可能性の確保、自然環境と景観を保全・再生などを進める県土づくりを進める。
⑤「山～里～湖」農山漁村つながりプロジェクト	若者をはじめとした住民が「住みたい」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、人口減少地域を中心に地域資源を活かした魅力的な仕事づくりや6次産業化の推進等により、力強い農林水産業の創造をめざす。
⑥交通まちづくりプロジェクト	中部圏と北陸圏に接する本県の地の利を活かして、広域交通ネットワークの構築やスマート IC などの整備に取り組む。また、人口減少地域などにおいて、地域が支え、地域を支える「人、暮らし、まちを結う」交通を県内で推進し、まちづくりと一体となった地域交通ネットワークの再構築に取り組む。
⑦地域の防災・防犯力向上プロジェクト	地域の実情に応じた自助、共助による防災や防犯の対策を進める。
(3)自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す	
①琵琶湖と人の共生でにぎわい創生プロジェクト	琵琶湖の生態系に配慮した新たな水質管理手法（TOC 等）の導入や、森・川・里・湖のつながりの再生をはじめとする琵琶湖の在来魚介類の回復などの生態系を重視した施策により、琵琶湖流域生態系の保全・再生を進める。
②滋賀の農業次世代継承「世界農業遺産」プロジェクト	琵琶湖などを水源とする農業水利システム、魚のゆりかご水田等が織りなす琵琶湖と共生する環境こだわり農業など県独自の農業システムについて、世界農業遺産」の認定に向けた取組を推進。この取組を通じて、高付加価値化や観光資源としての活用等につなげ、滋賀の農業を次世代に引き継ぐ。

③滋賀らしいゆとり生活再生プロジェクト	緑地の保全や県民が集う公園の整備を進めることにより、子どもの遊び場・憩いの場を創出するとともに、子育て世帯のための空き家リノベーションなどにより、ゆとりある生活環境の実現を図る。
④“ひとつながり”の地域づくりプロジェクト	生活困窮や引きこもりなど、生きづらさを抱える人たちが、ひとの絆と支え合いで安心して生活し、居場所と出番を持てるような地域づくりを目指し、民間との協働で困りごとのまるごと解決に取り組む。

（資料）滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」（平成 27 年 10 月）をもとに作成

(2) 本市における行政計画

① 近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略―平成 27 年 10 月―

1) 人口の長期的見通し（展望）

- 国の長期ビジョンの目標である 2030 年（平成 42 年）に出生率 1.80、2040 年（平成 52 年）に出生率 2.07 の実現と社会増減の均衡をめざす。
- 最終的には 2050 年（平成 62 年）に市民の希望出生率 2.28 の実現を目指し、2060 年（平成 72 年）に人口 7 万人程度を維持する。

2) 基本目標と施策の基本的方向

将来都市像を「内発的発展により心の豊かさがあふれた品格のあるまち」とし、外部の人々（企業や政府）に過度に依存せず、地域の資源や知恵を活用して雇用の創出・人口の定着に取り組むとしている。その上で、国の総合戦略と整合を取った基本目標をすえ、都市像の考え方を踏まえた施策の基本的方向を示している。（図表 II-３）

図表 II-3　総合戦略の基本目標と施策の基本的方向

基本目標	施策の基本的方向と概要
(1)安定した雇用を創出する	●本市において安定した雇用を創出するために、本市の特色ある地場産業等において新たな生業を創出するとともに土地の有効活用による企業誘致等を実施する。 ●また、女性や若者など意欲のある起業家を育成するための仕組みや、市内事業者を支援する環境づくりを行う。
(2)新しいひとの流れをつくる	●戦略的に観光づくりを行う組織を設置するなど、本市の様々な魅力を最大限に活かして交流人口の拡大をめざす。 ●さらに新しいひとの流れがビジネスチャンスや将来において本市への定住に繋がるよう、基盤整備等のハード対策から情報発信等のソフト対策までの各種取組を実施する。
(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	●若い世代や女性をはじめ誰もがいつまでもこの地に暮らすことのできるよう、人生における様々な問題を気軽に相談できる機会を設けたり、多世代が交流したり、企業も積極的に関わったりなど地域が支え合う仕組みをつくる。 ●また、本市での暮らしに生きがいを感じてもらうため、市域で活躍する人の姿を見える化したり、未来につながるテーマについて創造的・実践的に学ぶ場の設置等の取組も行う。
(4)時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守る	●本市にいつまでも暮らし続け、また学業等で一度、本市を離れて暮らしてもいつかは本市に戻ってきてもらえるよう、ふるさとに誇りと愛着心のもてる地域・人を育てる。

	●また、自然災害等に強く、健康長寿をサポートする安心な暮らしの確保や地域内の移動利便性の確保等の取組を行い、健康長寿の安寧のまちをめざす。

（資料）近江八幡市「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに作成

② 近江八幡市都市計画マスタープラン―平成 24 年３月―

1) 策定の視点と地域の特性

マスタープラン策定の視点として、最も大切な基盤を「本市の地域資源形成の歴史」に学ぶことに置き、長く豊かな伝統の蓄積を継承し、発展させることを目標としている。

その上で、本市の地域特性として、以下の５点を挙げている。

- 水と緑豊かな自然を身近に体験できるまち
- 歴史の重みをたたえたまち
- 大都市圏に接する東近江の中核拠点
- 農業の維持・継承と新しい展開が期待されるまち
- コンパクトな市街地と豊かな自然・田園に囲まれたまち

2) 都市整備目標

都市整備目標について、基本目標と個別目標を以下の通り示している。

基本目標

近江八幡の豊かな地域資源を保全・継承し、新しい地域資源を創生するまちづくり

個別目標

①地域資源を活かした､愛着と個性あふれるまちづくり

○ 西の湖・河川・湧水の水辺環境と生態系の保全と活用
○ 暮らしに身近な山なみの自然環境の保全と活用
○ 雄大に広がる市街地周辺の農地･伝統的集落環境の保全
○ 八幡堀、安土城周辺等歴史・文化資源の保全と活用
○ 歴史に培われた地域資源を活かした市街地の活性化

②歴史と水･緑につつまれた､親しみの持てる環境のまちづくり

○ 身近な水と緑が演出する環境共生のまちづくり
○ コンパクトに構成された市街地での良好な住環境の保全・整備
○ 暮らしに密着した生活道路、下水道などの都市基盤の整備
○ 田園環境と調和する市街地周辺部の土地利用の適正な誘導
○ 市街地・川と山の防災面の整備充実

③発達した情報と広範な交流を活力とするまちづくり

○ 市と市民が一体となった広範な情報の提供と共有化
○ 全国・周辺都市との交流を促進する広域幹線道路の整備
○ 地域個性を活かした交流・情報系施設の誘導･整備

○ 地域資源の活用による情報･交流を中心とした産業の再構築

④すべての人の未来に夢と希望を抱ける､人の育成と福祉を柱とするまちづくり

○ 地域に愛着を持てる歴史・環境学習の充実と点検活動の展開

○ 地域に密着したまちづくりに関わる生涯学習の充実と人材の育成

○ 女性･高齢者等の社会参画のサポート体制への支援

○ まちづくりへの子ども達の参加と教育の充実

○ ノーマライゼーション・バリアフリー等を基調とする福祉のまちづくりの充実

⑤市民皆が活き活きと活動するパートナーシップのまちづくり

○ わかりやすく、親しみの持てる広報・公聴活動の充実･強化

○ まちづくりのあらゆる分野における行政と市民との協働

○ 具体の事業に関わる市民参画と市民による運営管理の追求

○ 市民主体のまちづくり活動への行政支援

○ ボランティアまちづくり活動への行政支援

3) 将来の都市構造

将来都市構造整備の基本方針として、本市の骨格を以下のような「点」「ゾーン」「軸」で構成し、重点的な整備を図るとしている。(図表 II-４、図表 II-５)

図表 II-4 都市構造整備の基本方針

骨格		整備方針
拠点	生活機能集積拠点	●JR3駅を中心としたエリアは、生活に必要な都市的機能が集積しており、より一層の機能向上を図る生活機能集積拠点として、整備を進める。
ゾーン	市街地ゾーン	●生活機能集積拠点の周辺は暮らしやすさを追求するゾーンとして、生活関連施設の集積、基盤 整備等を進める。
	工業ゾーン	●市南部に広がる工業などの集積するエリアは、産業基盤を支えるゾーンとして工業･流通系の土地利用の集積、基盤整備等を進める。
	農業ゾーン	●市街地を取り巻くエリアは、農業などを中心とした農業集落と田園風景のゾーンとして、農業環境の保全と整備を進める。
	歴史文化ゾーン	●伝統的建造物群保存地区、安土城跡などの歴史 遺産や美しい景観は、豊かな文化の保全･活用を図るゾーンとして、維持保存、有効活用のための土地利用、整備を進める。
	親水環境ゾーン	●琵琶湖や西の湖、八幡堀などの水辺および日野川や蛇砂川、白鳥川、山本川などの河川流域は、水辺を活かした環境保全･活用を図るための土地利用、整備を進める。
	自然環境ゾーン	●八幡山、繖山など、点在する森林などのエリアは、緑地を保全するゾーンとして、森林を守る環境保全･活用を図るための土地利用、整備を進める。
軸	広域交流軸	●JR 琵琶湖線と並んで国道8号や主要地方道大津能登川長浜線により構成される軸線は、京阪神方面や中京方面を視野に入れた広域的な連携･交流を進めるため、駅前広場の整備改善、各道路の走行性を高めるとともに、景観形成、都市、歴史、観光、流通などの拠点施設の立地誘導を図る。 ●特に、大動脈であり、本市においては集落の連絡機能も担う国道8号は、安全･円滑な交通確保の推進を図る。

	都市間交流軸	●周辺都市との連携・交流を進めるため、次のような軸線は、道路の走行性を高める整備・改善とともに、沿道施設などの立地誘導を図る。 ・近江鉄道八日市線、国道 421 号および主要地方道土山蒲生近江八幡線などによる東近江市方面との連携・交流を進める軸線 ・主要地方道近江八幡竜王線による甲賀市方面との連携・交流を進める軸線 ・さざなみ街道（湖岸道路）による湖北・湖南方面との連携・交流を進める軸線
	地域内交流軸	●生活機能集積拠点や各ゾーン間を結び市民生活の利便性向上、訪問者の適切な誘導を進めるための軸線は、バリアフリーにも配慮して快適で安全な歩行空間を確保するとともに、日常生活施設等の集積を図る。

（資料）近江八幡市「近江八幡市都市計画マスタープラン」（平成 24 年３月）をもとに作成

図表 II-5　都市の将来構造図

（資料）近江八幡市「近江八幡市都市計画マスタープラン」（平成 24 年３月）

③ 近江八幡市まちづくり構想～22 世紀をめざしたまちづくりビジョン―平成 24 年３月―

2012 年（平成 24）年３月に、本市の今後 100 年のまちづくりの基本的かつ具体的な方向性を指し示すような提言を行うことを目的に、まちづくりの基本理念・基本方針や将来都市像などを検討している。

1) まちづくりの基本理念

本市に継承されてきた「三方よし」の精神を現代に活かし、「新たな三方よし」として、地域の特性を活かしたなりわいの創出、環境・防災・教育・福祉等の社会的課題の解決、そして本市内のみならず他地域や世界との交流・協働の推進による社会の形成を通じて、世界へ情報発信できる都市をめざす、『新たな三方よしで、世界に情報発信する近江八幡』をまちづくりの基本理念とする。（図表 II-６）

図表 II-6 『新たな三方よし』の考え方

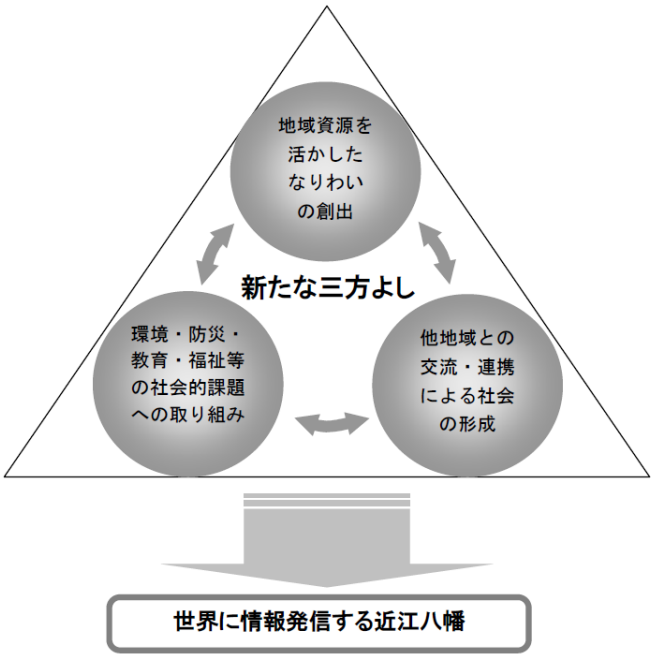

（資料）近江八幡市「近江八幡市まちづくり構想」（平成 24 年３月）

2) 基本方針（三つの柱）

- 豊かな自然と歴史・文化を活かした社会を形成する
- グローバル社会をリードする人づくりの拠点となる
- 他地域とのネットワークを通じて社会貢献する都市をめざす

3) 将来都市像

- 自然の恵みを活かした持続可能なライフスタイルを実現するまち・近江八幡
- 内外から人々が集まる、情報発信力の高いまち・近江八幡
- 暮らしの安全・安心を支える広域的な拠点として社会貢献するまち・近江八幡

④ 新たな生業を育む歴史薫るまちづくり計画―平成 26 年６月―

官庁街のにぎわい創出に向け、その核となる「行政拠点地区」における具体的な取組を検討した計画。官庁街エリアにおいて必要な空間を下記の４つで構成するとし、それぞれの空間が「交流広場空間」を介して各ゾーンに多様な機能が混在する立体的なゾーニングの考え方が必要としている。（図表 II-７）

図表 II-7　官庁街に期待される導入機能と4つの空間構成

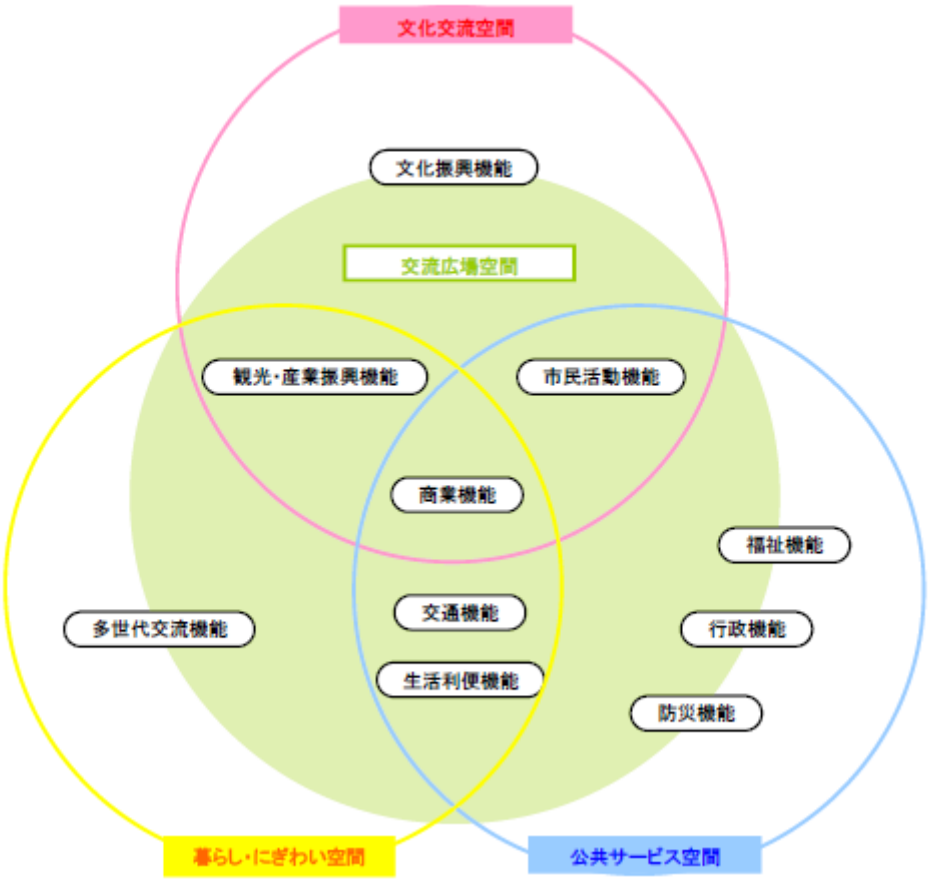

（資料）近江八幡市「新たな生業を育む歴史薫るまちづくり計画」（平成 26 年６月）

⑤ 近江八幡市国土利用計画（第１次）―平成 25 年３月―

1）人口見込みと国土利用の規模の目標

本市における国土利用の基本的な計画として、目標年次を 2020 年（平成 32 年）とし、目標年次における人口と世帯数を 80,600 人、34,900 世帯程度と見込み、推計値を踏まえつつ、政策的関与から良好な土地利用に基づき、人口 10 万人に耐えうるまちづくりを進めるとしている。その上で、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を以下のように設定している。（図表 II-８）

図表 II-8　利用区分ごとの国土利用の規模の目標

	平成22年基準年（ha）	平成32年目標（ha）	平成22~32年増減（ha）	平成22年基準年構成比	平成32年目標構成比
農用地	4,449	4,220	−229	25.1%	23.8%
農地	4,449	4,220	−229	25.1%	23.8%
採草牧草地	0	0	0	0.0%	0.0%
森林	1,945	1,945	0	11.0%	11.0%
原野	0	0	0	0.0%	0.0%
水面・河川・水路	8,408	8,415	7	47.4%	47.4%
水面	7,833	7,833	0	44.2%	44.2%
河川	293	327	34	1.7%	1.8%
水路	282	255	−27	1.6%	1.4%
道路	759	765	6	4.3%	4.3%
一般道路	470	524	54	2.6%	3.0%
農道	283	235	−48	1.6%	1.3%
林道	6	6	0	0.0%	0.0%
宅地	1,433	1,586	153	8.1%	8.9%
住宅地	827	952	125	4.7%	5.4%
工業用地	140	151	11	0.8%	0.9%
その他の宅地	466	483	17	2.6%	2.7%
その他	745	808	63	4.2%	4.6%
合計	17,739	17,739	0	100.0%	100.0%
市街地	583	595	12	3.3%	3.4%

（注１）構成比とは、市土総面積に対する割合である。
（注２）市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成 22 年欄の市街地の面積は、平成 22 年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
（資料）近江八幡市「近江八幡市国土利用計画（第１次）」（平成 25 年３月）

2) 地域区分と位置づけ

国土利用計画では、本市を４つの地域区分に分け、地域の特性に応じて位置づけを行っている。（図表 II-９）

図表 II-9　地域区分と位置づけ

地域	学区（地区）	位置づけ
北部地域	島、岡山、北里	農用地と森林を主とし、農業生産地域、農地保全地域であり、自然環境地域、観光レクリエーション地域として位置づけ。
中部地域	八幡、金田、桐原	JR 近江八幡駅から八幡山（鶴翼山）に至る地域及び JR 篠原駅周辺の市街地と周辺の農用地によって構成され、本市及び東近江地域の都市機能の集積地。
南部地域	馬淵、武佐	農用地と工業団地及び山地・丘陵により構成。
東部地域	安土、老蘇	JR 安土駅周辺の市街地とそこから内湖干拓に至る地域、北・東・南の三方を山に囲まれた田園地帯によって構成され、本市の東の玄関口、東の地域拠点として位置づけ。

（資料）近江八幡市「近江八幡市国土利用計画（第１次）」（平成 25 年３月）をもとに作成

２．本市の主要指標の現状分析

(1) 人口・世帯

① 年齢別人口

本市の人口は微増傾向で推移していたが、2010 年（平成 22 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけてわずかに減少した。ただし、15 歳未満の年少人口は増加に転じている。高齢化率は年々高まっており、2015 年（平成 27 年）には 25%を突破している（図表 II-１０）。世代別に最も人口が多いのは団塊の世代が含まれる 65～69 歳であり、この世代が 2025 年（平成 37 年）に後期高齢者となる。（図表 II-１１）

図表 II-10 年齢4区分別人口

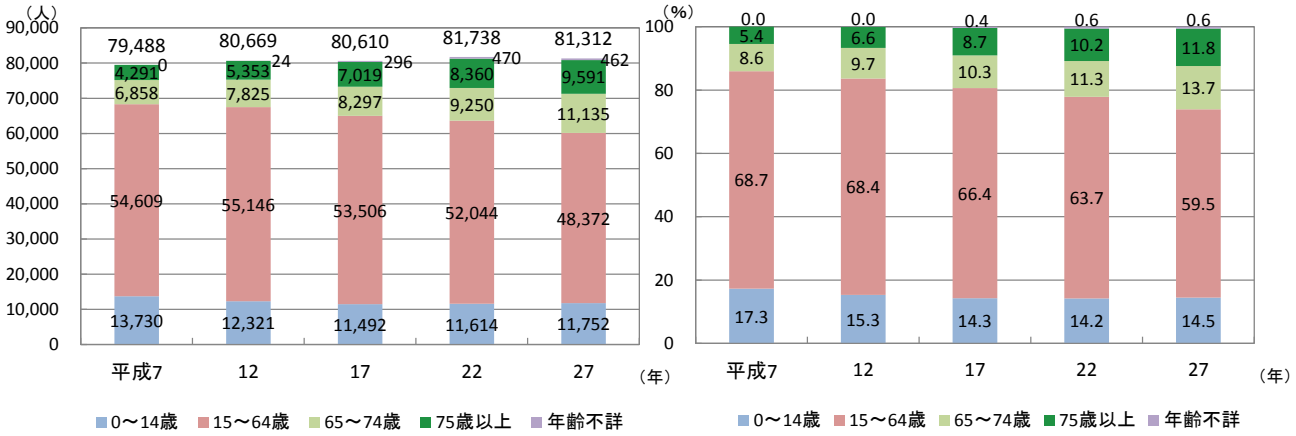

（資料）総務省「国勢調査」

図表 II-11 人口ピラミッド

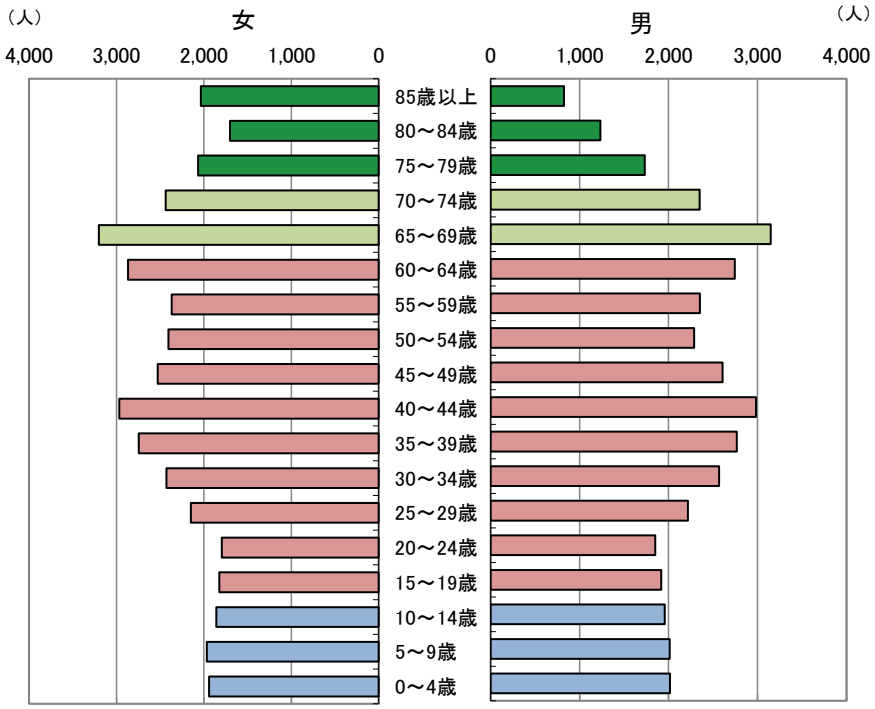

（資料）総務省「平成 27 年国勢調査」

② 自然動態

出生・死亡に伴う人口の自然動態は、出生が死亡を上回る自然増加の状態が続いていたが、2016 年（平成 28 年）にわずかながら死亡が出生を上回り、社会減に転じた（図表 II-１２）。本市における合計特殊出生率は滋賀県全体とほぼ同水準であるが、近隣には守山市や栗東市など、高い出生率を誇る市が存在する。本市において、20 歳代後半や 30 歳代前半の出生率が両市並に高まれば、出生数の増加が見込めるが、中長期的にはこの世代の人口が減少するため、今後も自然減少の状態が続く可能性が高い。（図表 II-１３）

図表 II-12　自然動態の推移

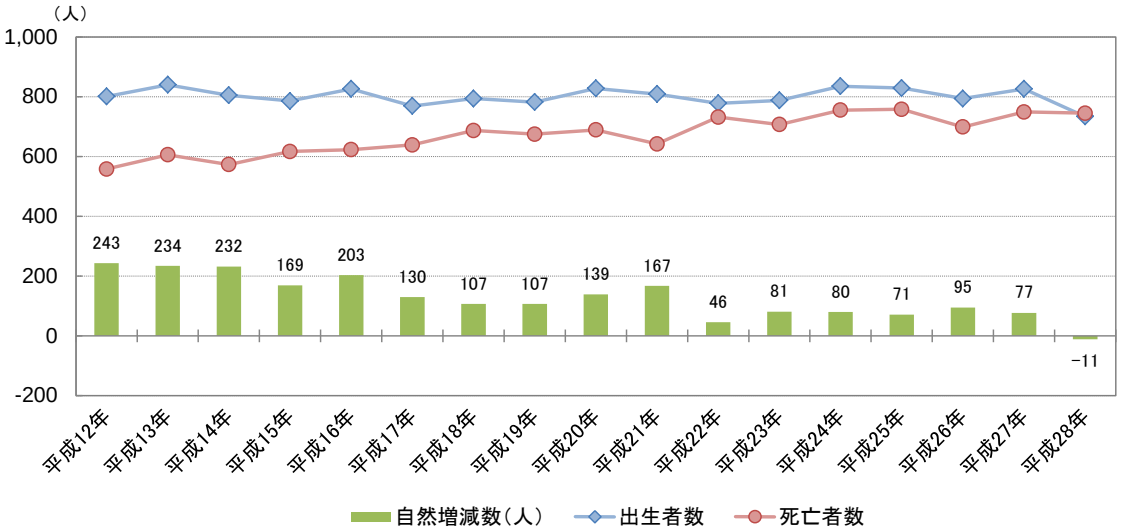

（資料）滋賀県推計人口年報

図表 II-13　女性の年齢別出生率・合計特殊出生率（周辺市、県と比較）

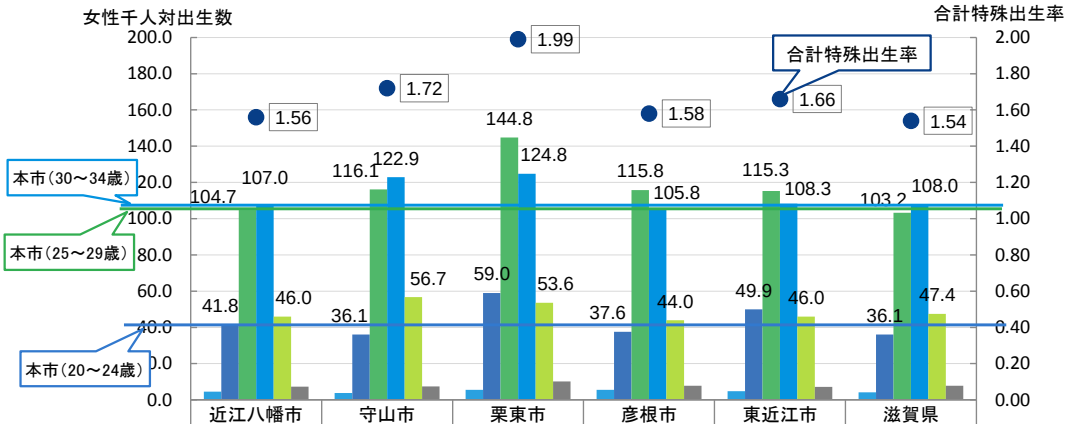

	近江八幡市	守山市	栗東市	彦根市	東近江市	滋賀県
15～19歳	4.6	3.8	5.5	5.5	4.8	4.2
20～24歳	41.8	36.1	59.0	37.6	49.9	36.1
25～29歳	104.7	116.1	144.8	115.8	115.3	103.2
30～34歳	107.0	122.9	124.8	105.8	108.3	108.0
35～39歳	46.0	56.7	53.6	44.0	46.0	47.4
40～44歳	7.3	7.4	10.2	7.8	7.2	7.8
● 合計特殊出生率	1.56	1.72	1.99	1.58	1.66	1.54

（資料）近江八幡市「人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）

③ 社会動態

転出・転入に伴う人口の社会動態は、転入超過と転出超過を繰り返しながら推移している。2007 年（平成 19 年）から 2016 年（平成 28 年）の 10 年間で、207 人の転出超過となっており、全体としてはやや転出超過の傾向にある（図表 II-１４）。年齢５歳階級別にみると、2014 年（平成 26 年）はファミリー層が転入して、30 歳代後半とその子世代にあたる 10 歳未満が転入超過となった。一方で、20 歳代前半は毎年のように大幅な転出超過となっており、大学卒業等を機に本市を離れる若者が多いことがうかがえる。(図表 II-１５)

図表 II-14　社会動態の推移

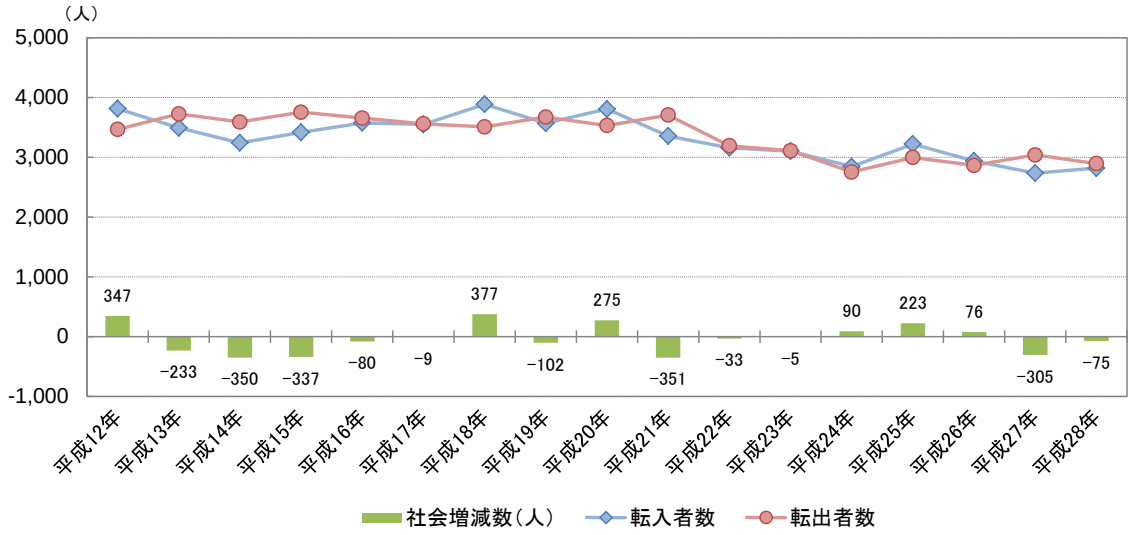

（資料）滋賀県推計人口年報

図表 II-15　年齢5歳階級別純移動数

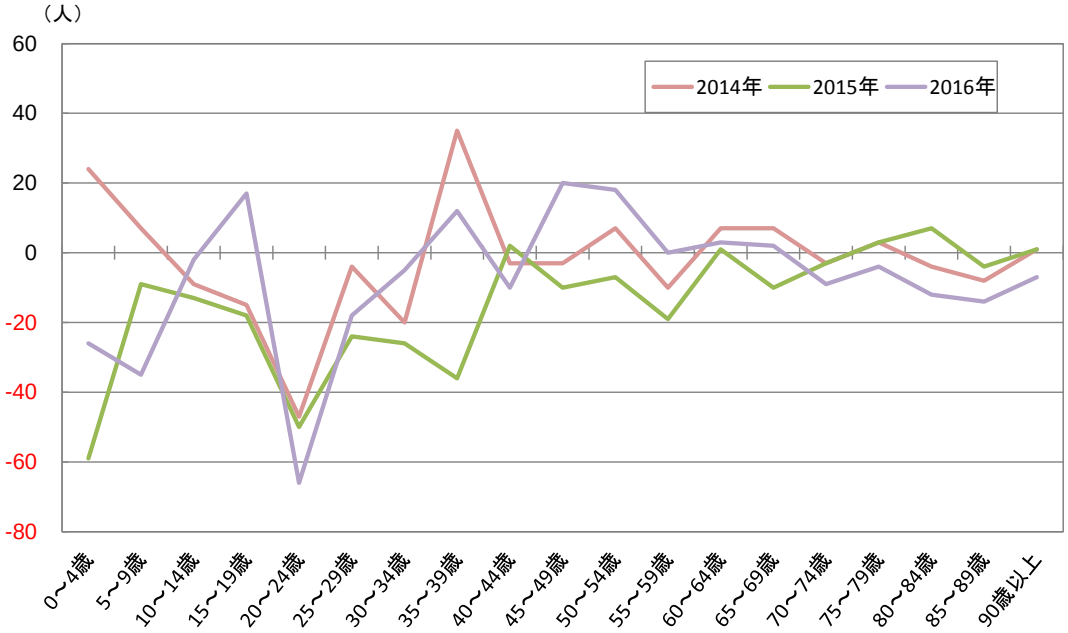

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

④ 世帯

世帯数については、一貫して増加傾向にある。最も多いのは夫婦と子どもからなるいわゆる核家族世帯であるが、ひとり暮らしの単独世帯や夫婦のみの世帯も大きく増加している（図表 II-１６）。中でも、高齢者の単独世帯や、夫婦ともに 65 歳以上の高齢夫婦世帯は大幅に増加しており、高齢化の進行に伴って、今後とも増加していくものと考えられる。（図表 II-１７、図表 II-１８）

図表 II-16　分類別世帯数の推移

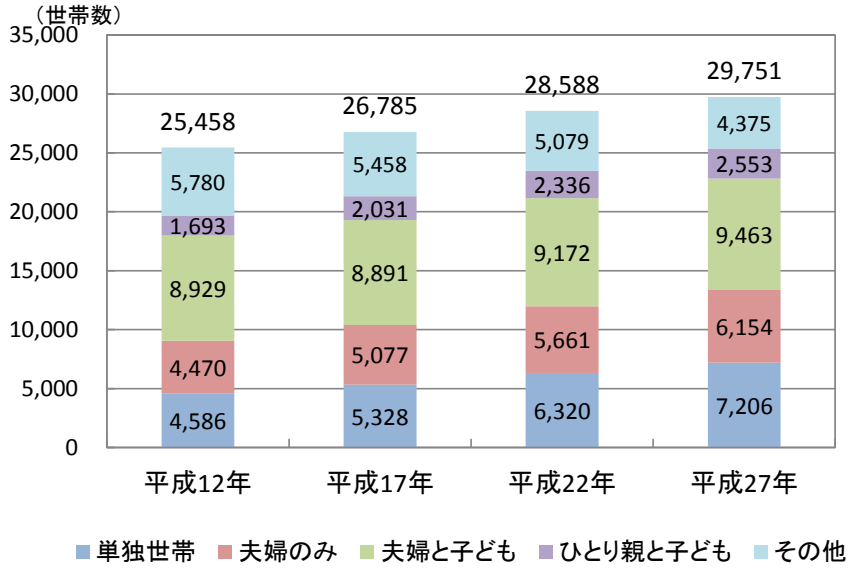

（資料）総務省「国勢調査」

図表 II-17　単身高齢世帯数の推移

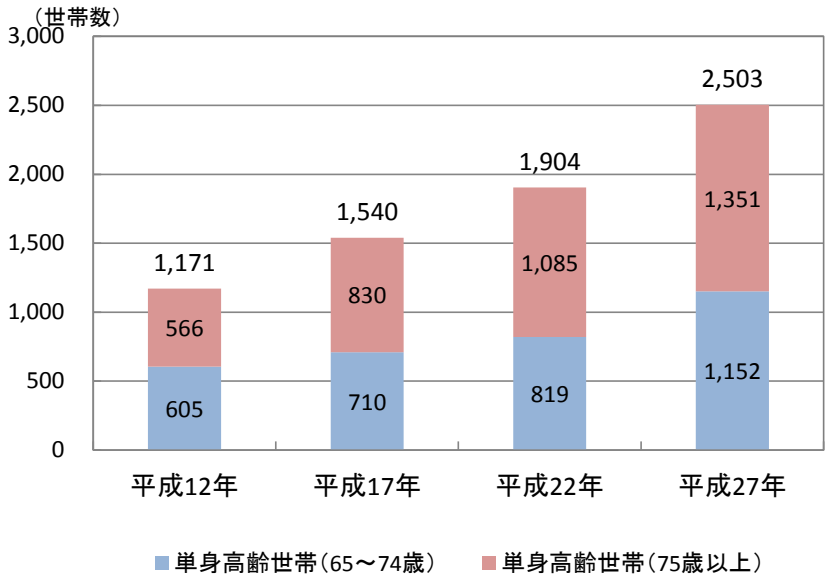

（資料）総務省「国勢調査」

図表 II-18　高齢夫婦世帯数の推移

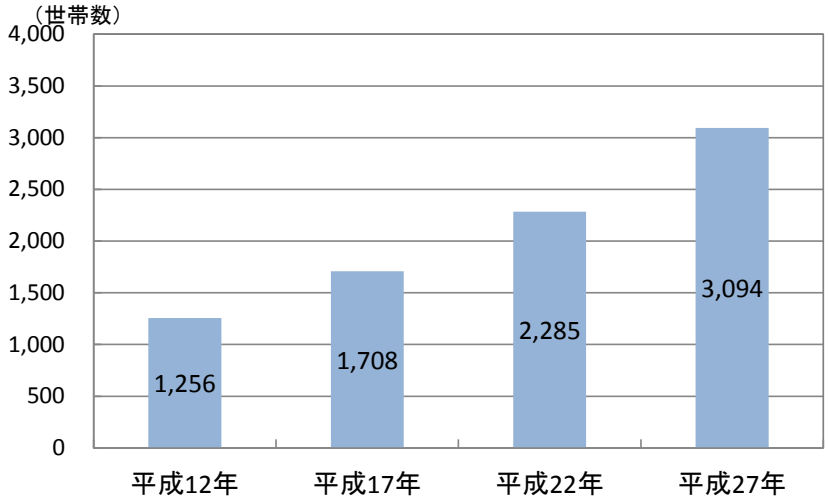

（ 注 ）夫婦とも 65 歳以上。
（資料）総務省「国勢調査」

(2) 環境・土地利用・住宅・社会基盤

① 環境

都市公園については、新市発足以降、２園が新たに開設され、一人あたりの都市公園面積が増加した。（**図表 II-19**）

ごみ減量の指標となる「１人１日当たりごみ排出量」については、事業系ごみが増加傾向にあるものの、生活系ごみ（家庭ごみ）は減少傾向にある。2017 年度（平成 29 年度）には、一般廃棄物の処理を市環境エネルギーセンターでの一元処理に移行し、近江八幡地域と安土地域のごみの出し方や分別方法等を統一し、ごみの減量と効果的・効率的な処理を図っている。（**図表 II-20**）

図表 II-19　公園及び1人当りの都市公園面積の推移

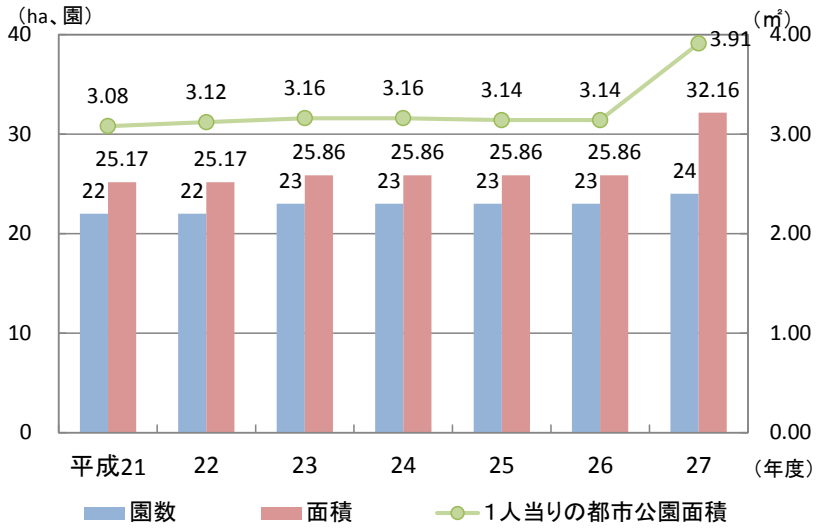

（資料）近江八幡市統計書

図表 II-20　市民1人1日当たりのごみ排出量

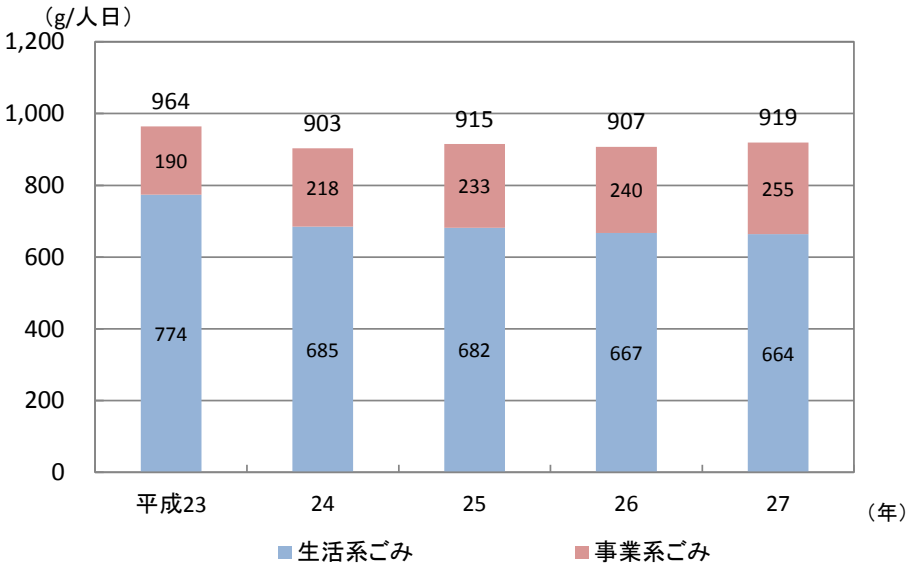

（資料）環境省　「一般廃棄物処理実態調査結果」

② 住宅

本市では、３分の２以上の世帯が一戸建の住居で暮らしている。世帯数が増加する中、共同住宅で暮らす世帯も増加しているが、一戸建の世帯も増加しており、その構成比は大きく変化していない（図表 II-２１）。学区別にみると、共同住宅の世帯が多いのは、八幡学区、金田学区といった、市の中部地域となっている（図表 II-２２）。また、住宅の所有関係で言えば、持ち家に住む世帯の比率が高いが、馬淵学区では給与住宅（いわゆる社宅）が、武佐学区では公営住宅に住む世帯の比率が比較的高くなっている。（図表 II-２３）

図表 II-21　住宅の建て方別世帯数の推移

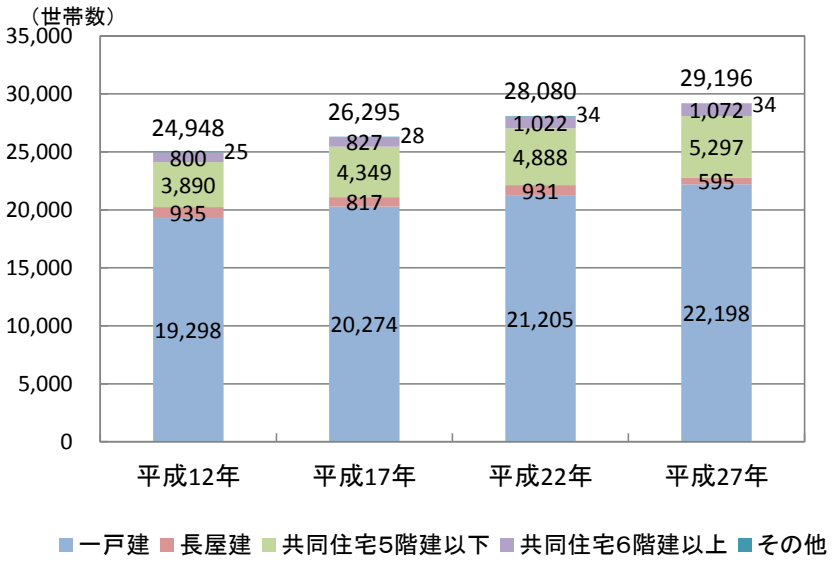

（資料）総務省「国勢調査」

図表 II-22　住宅の建て方別世帯数の構成比（学区別）

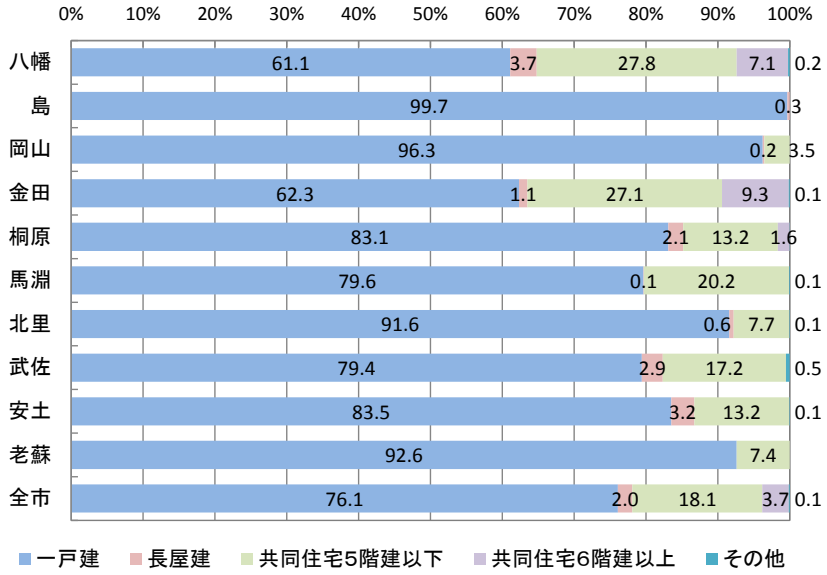

（資料）総務省「平成 27 年 国勢調査」

図表 II-23　住宅の所有関係別世帯数の構成比（学区別）

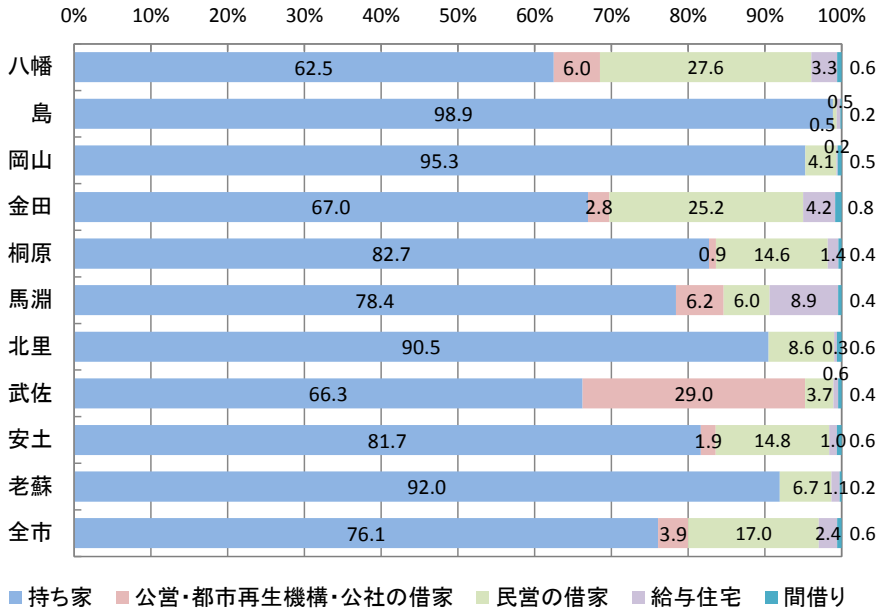

（資料）総務省「平成 27 年 国勢調査」

③ 土地利用

土地利用に関して、非課税地積、評価総面積とも、大きな構成の変化はないが、評価総面積については、田や畑、山林の面積が微減している一方で、宅地の面積が微増している。（図表 II-２４）

図表 II-24　本市における地目別面積

（評価総面積）

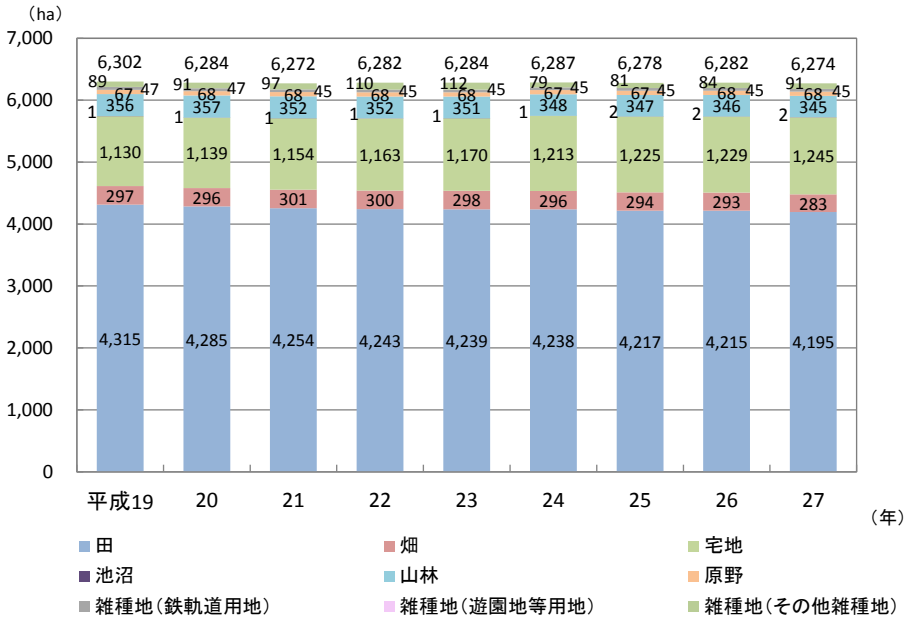

（非課税地積）

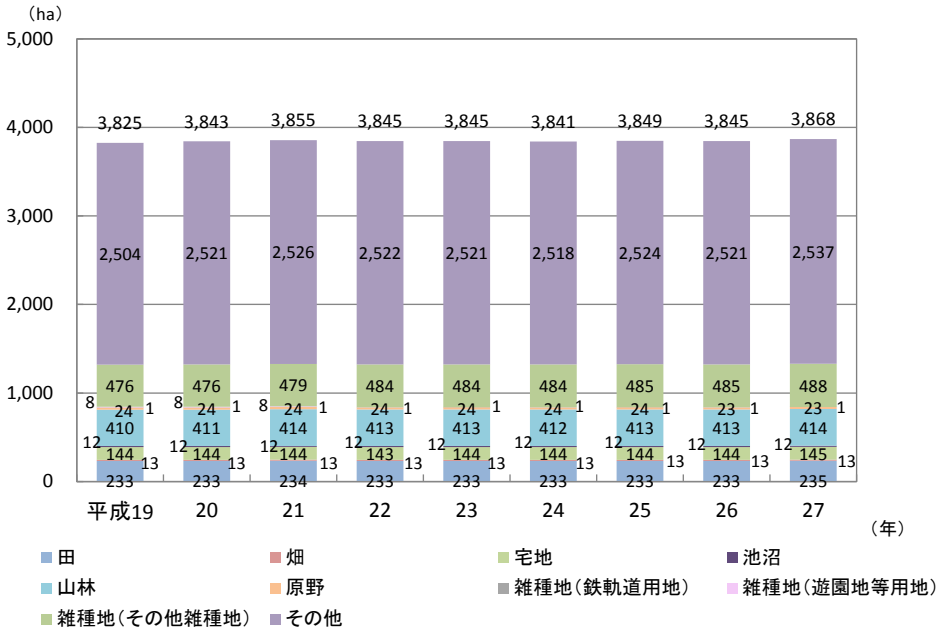

（資料）近江八幡市統計書

④ 社会基盤

道路に関しては近江八幡市道路網マスタープラン（平成 28 年 4 月）を作成し、「安全で快適な暮らしを支え、魅力・活力あふれる『みちづくり』」を基本理念に、防災・減災、経済活動、暮らしの安全と利便性向上、ゆとり向上などに係る機能を高め、道路整備を進めていくとしている。（**図表 II-25**）

生活排水の処理については、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備を通じて処理率を高めてきた。

一方で、近江八幡市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）においては、市内の社会基盤（インフラ：道路・橋梁・上水道・下水道・農業集落排水）の今後 40 年間の更新費用を1,298億円と見込んでおり、長寿命化対策等による効率的な維持管理が求められる。

図表 II-25　将来道路図

（資料）近江八幡市「道路網マスタープラン」（平成 28 年 4 月）

(3) 福祉・社会保障・医療

① 生活保護・健康保険・年金

本市の生活保護世帯・人員は近年増加傾向が続いていたが、2015 年度（平成 27 年度）、７年ぶりにわずかに減少した（図表 II-２６）。一方、国民健康保険については、被保険者世帯数が減少傾向にある一方で、高齢化に伴い給付額は増加している（図表 II-２７）。国民年金についても同様の状況であり、今後の高齢化の進行に伴い、この傾向が一層拡大していくものと思われる。（図表 II-２８）

図表 II-26　生活保護世帯・人員の推移

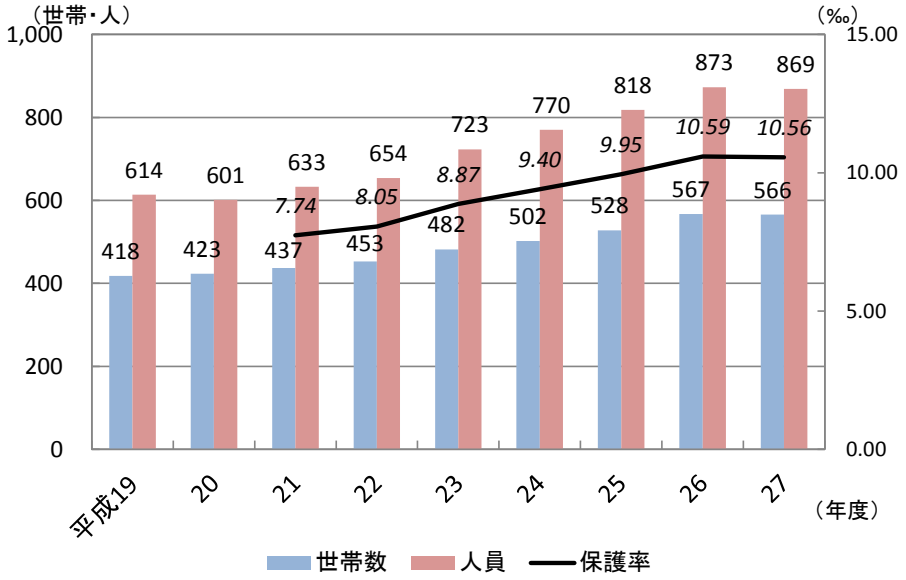

（資料）近江八幡市統計書

図表 II-27　国民健康保険被保険者数及び給付状況

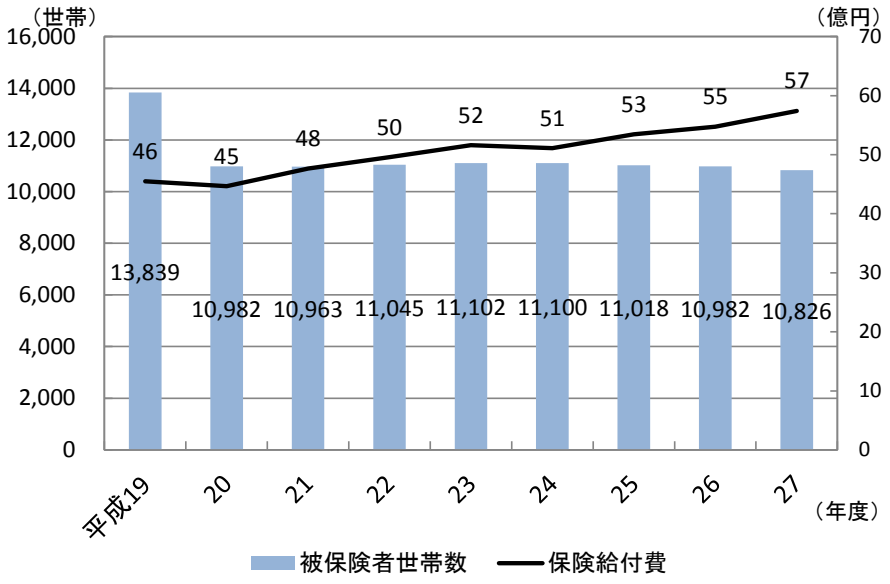

（資料）近江八幡市統計書

図表 II-28　国民年金被保険者数及び支給状況

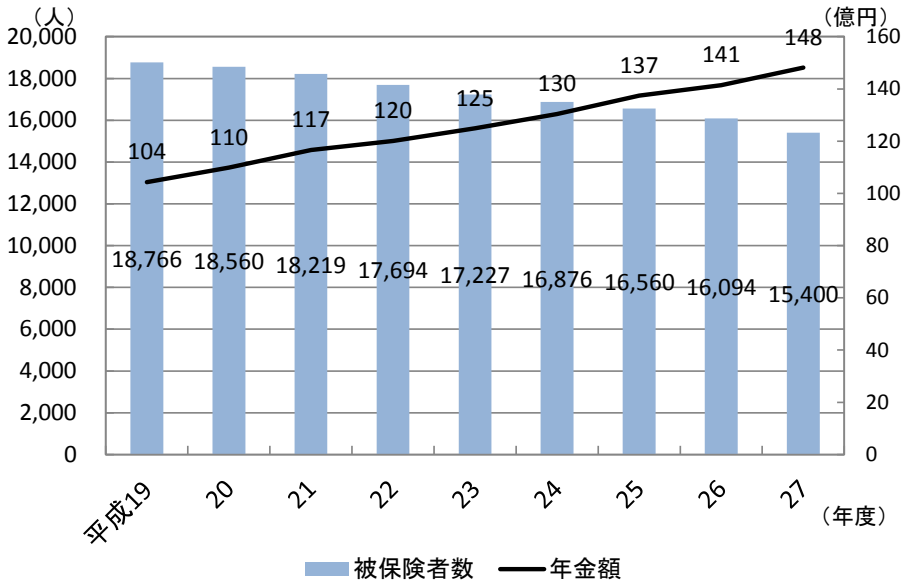

（資料）近江八幡市統計書

② 介護・医療

介護に関しては、高齢化の進行に伴い、要介護認定を受ける人が徐々に増えているが、今後急速に増加すると見込まれている（図表 II-２９）。介護保険事業における給付費も増加傾向が続いている。（図表 II-３０）

医療に関して、市立総合医療センターは、外来患者数が一時減少したものの、再び増加傾向にあるほか、入院患者数も横ばいないし微増傾向で推移しており、限られた人員、病床数の中で、医療の質を担保しつつ、効果的な運営が求められている。（図表 II-３１）

図表 II-29　要介護認定者数･認定率の推移

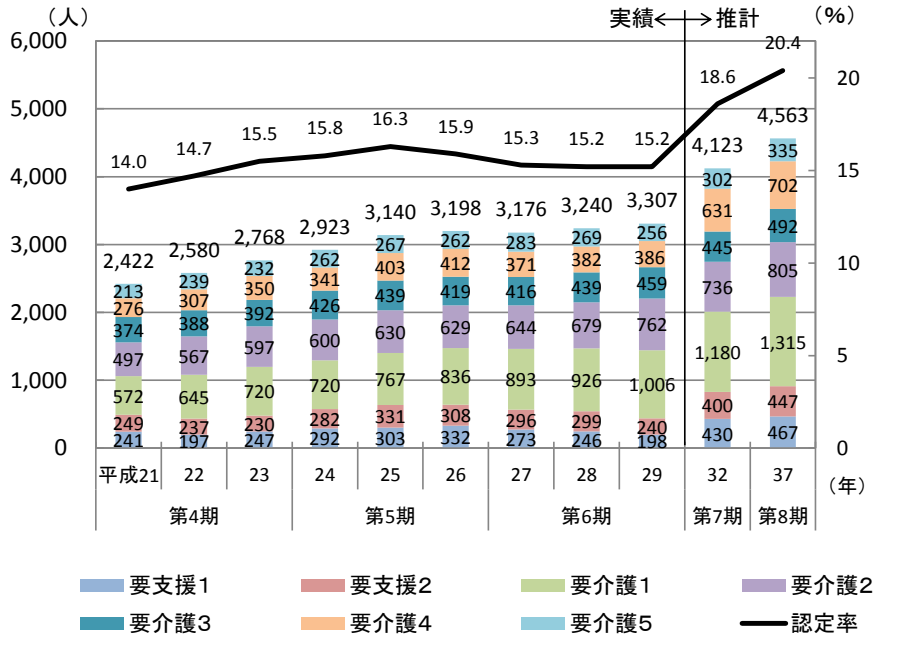

（ 注 ）推計値は近江八幡市「第６期近江八幡市総合介護計画」による。
（資料）近江八幡市資料、近江八幡市「第６期近江八幡市総合介護計画」（平成 27 年３月）

図表 II-30　介護保険給付費の推移（予算ベース）

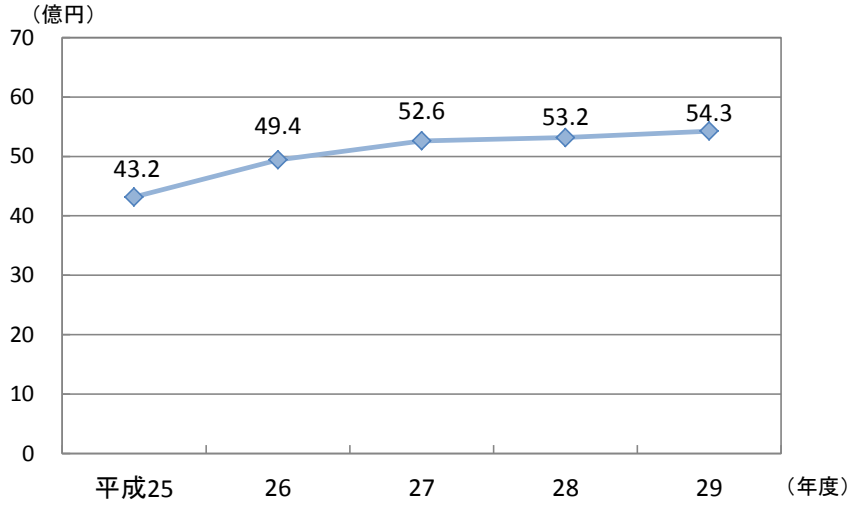

（資料）近江八幡市介護保険事業特別会計予算（保健事業勘定）

図表 II-31　市立総合医療センター利用状況

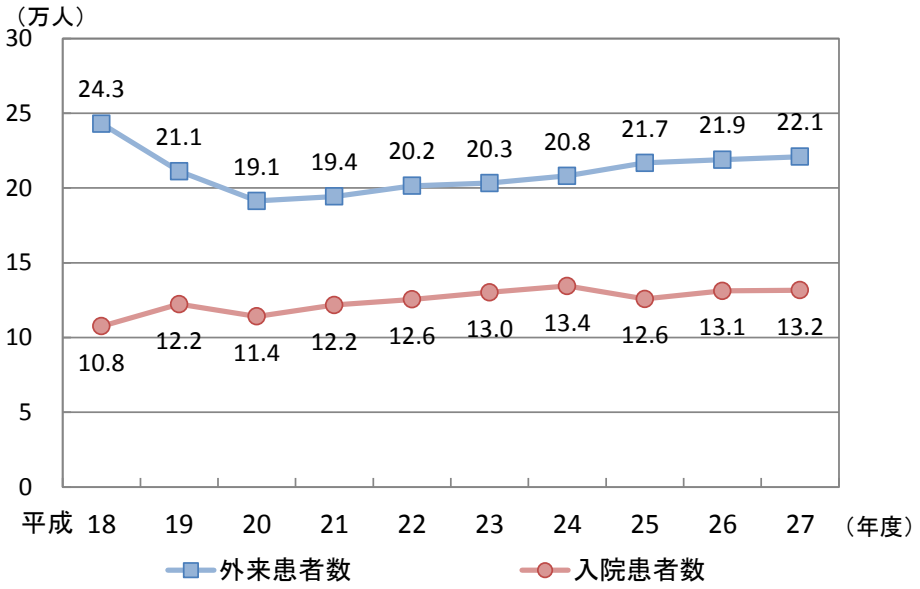

（資料）近江八幡市統計書

③ 障がい児・障がい者

障がい児者に関する各種手帳の保持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が伸びている（図表 II-３２）。身体障害者手帳所持者は、高齢化に伴う肢体不自由や聴覚、視覚障がいと生活習慣病に起因する内部障がいが増加し、重度化と重複化の傾向にある。また、医学や医療の進歩等により低出生体重児であっても助かる命が増える一方で、福祉と医療の両面のケアが必要な重症心身障がい児が増加している。

障害者基本法や児童福祉法の改正により、障がい児者の定義が、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と拡大され、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を所持している人だけに限定されるものではなくなり、高次脳機能障がい児者や難病患者、精神通院医療受給者、発達障がい児者や発達に課題を有する子どもたちも支援の対象となった。

このことから、市の役割としては、障がい福祉計画に基づき各種サービスの提供や相談支援の地域生活支援体制の充実を図り、障がい者計画に基づき福祉と教育、就労、保健や子育て等の連携による子育て支援やインクルーシブ教育(特別支援教育)、就労支援等、総合的な支援の強化を図り、併せて障害者権利条約批准、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行等により、社会的障壁の除去に向けて、合理的な配慮の推進と、地域包括ケアシステム(高齢福祉分野)との連携も図りつつ、共生社会の実現をめざしていく必要がある。

図表 II-32　障がい児者数の推移

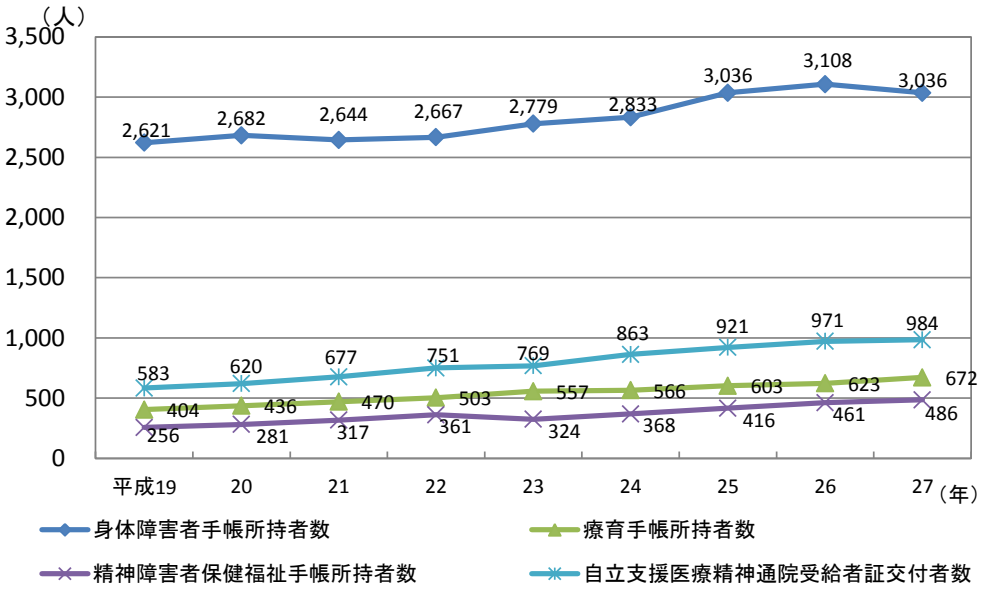

（資料）近江八幡市資料（障がい福祉課）

(4) 産業

① 市内総生産

本市の市内総生産は増加と減少を繰り返しながら推移している。滋賀県はものづくり県として知られているが、本市は大規模な工場が少なく、生産額に占める第３次産業の比率が高い。（図表 II-３３）

図表 II-33　産業大分類別の事業所数・従業者数の推移

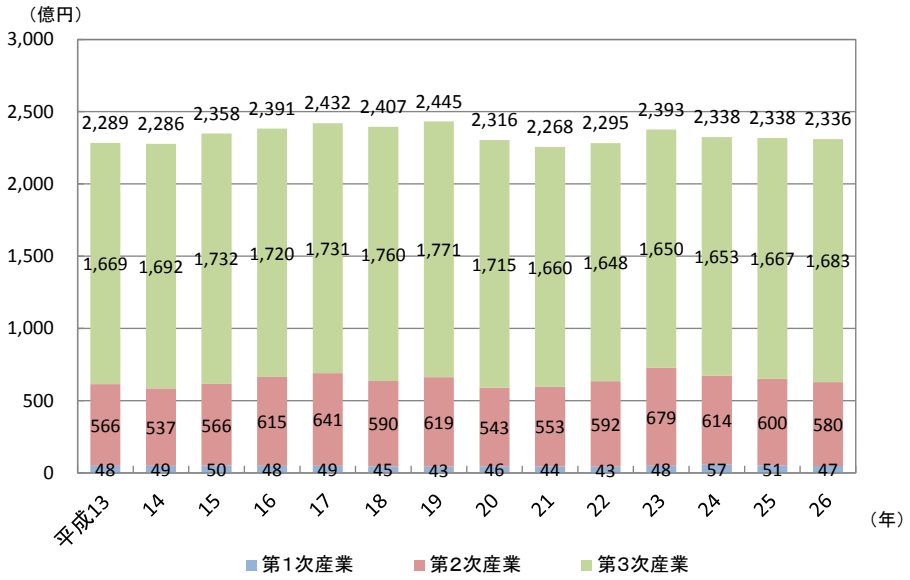

（資料）滋賀県「滋賀県市町民経済計算（平成 26 年度推計　平成 29 年 3 月公表）」

② 事業所・従業者数

産業別の事業所・従業者数に関して、本市において最も事業所が多く、働く人も多いのは卸売業、小売業である。卸売業、小売業について事業所が多い建設業は近年事業所・従業者数が減少している。一方で、医療・福祉の事業所や従業者数は増加している。高齢化に伴い介護などに関する事業所が増加しているためである。（図表 II-３４）

図表 II-34　産業大分類別の事業所数･従業者数の推移

（事業所数）

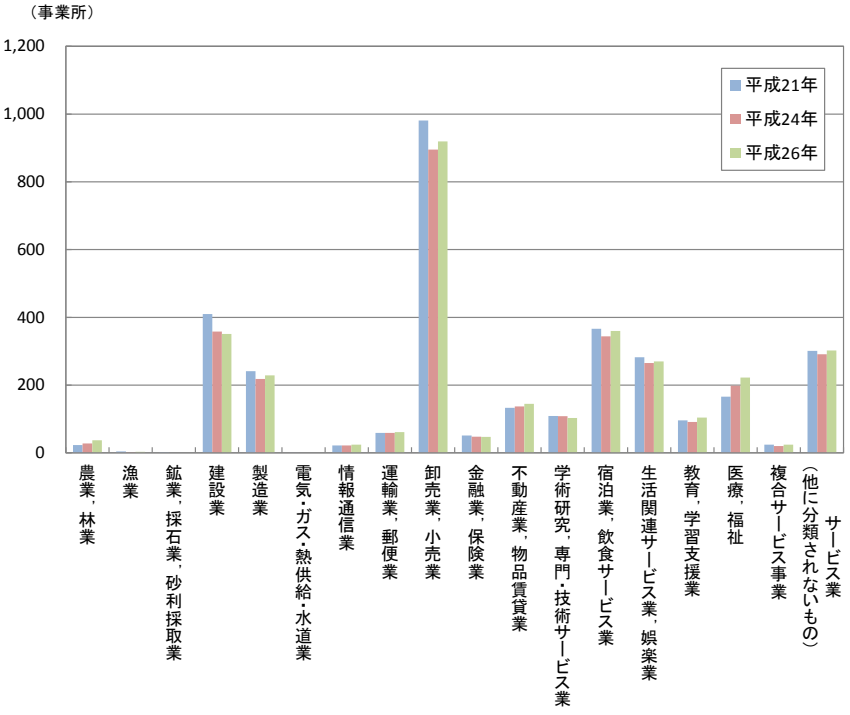

（従業者数）

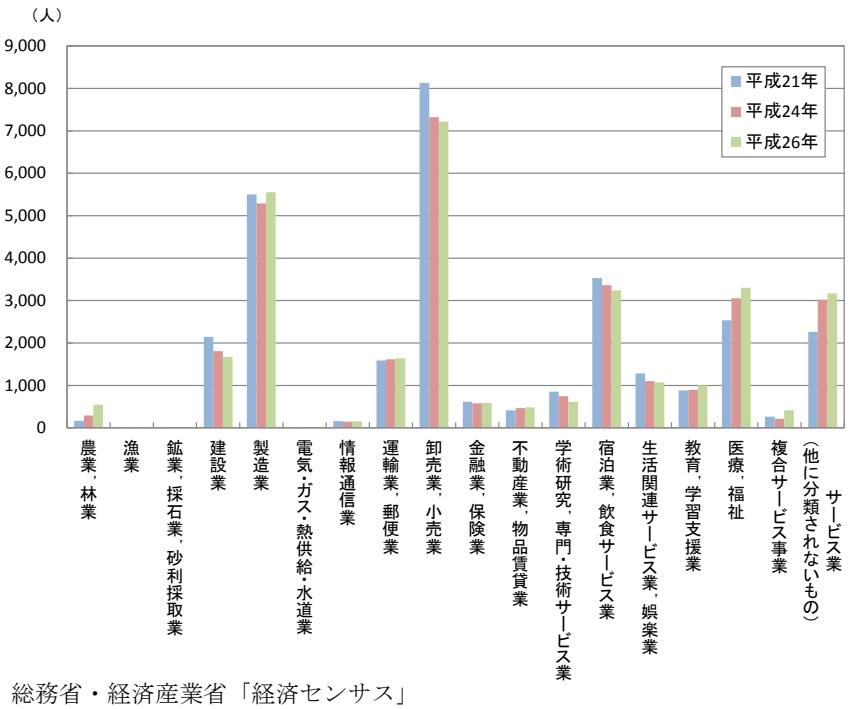

（資料）総務省・経済産業省「経済センサス」

全国や滋賀県における構成比に比べて、どれだけその業種の集積が厚いか・薄いかを特化係数を用いてみる。本市は、農林業や漁業において、全国や滋賀県に比べて事業所の集積が厚い一方で、農林業は従業者数も集積しているが、漁業は従業者数の集積が薄く、漁業の事業所が全国や県に比べて小規模であることがうかがえる。このほか、卸売業、小売業も集積が厚い。製造業に関しては、従業者数について対全国でみると集積が厚いが、工場の多い滋賀県の中でみると、相対的に本市は従業者の集積が薄い。（図表 II-３５）

図表 II-35　産業大分類別の事業所数・従業者数の特化係数（平成 26 年）

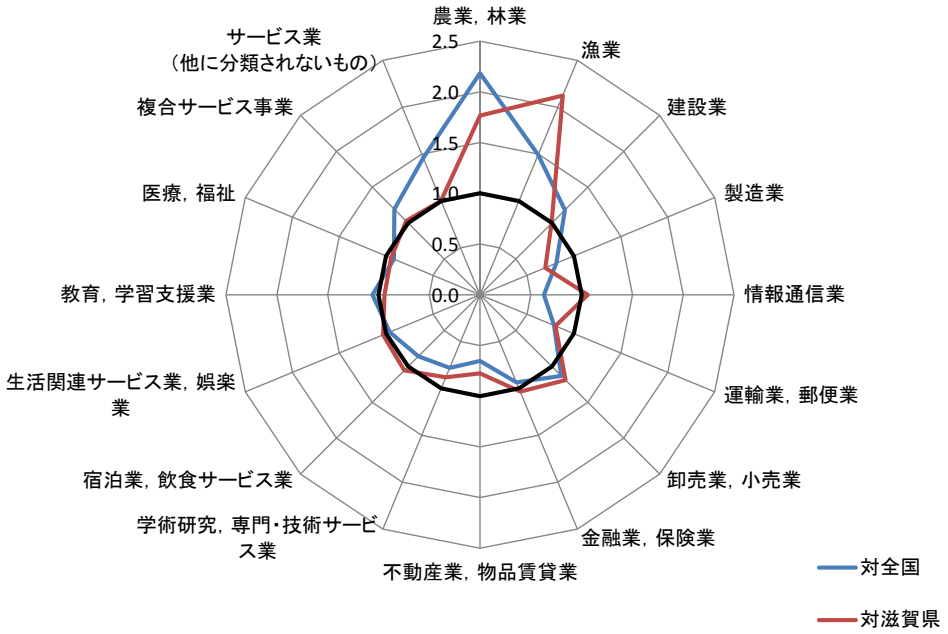

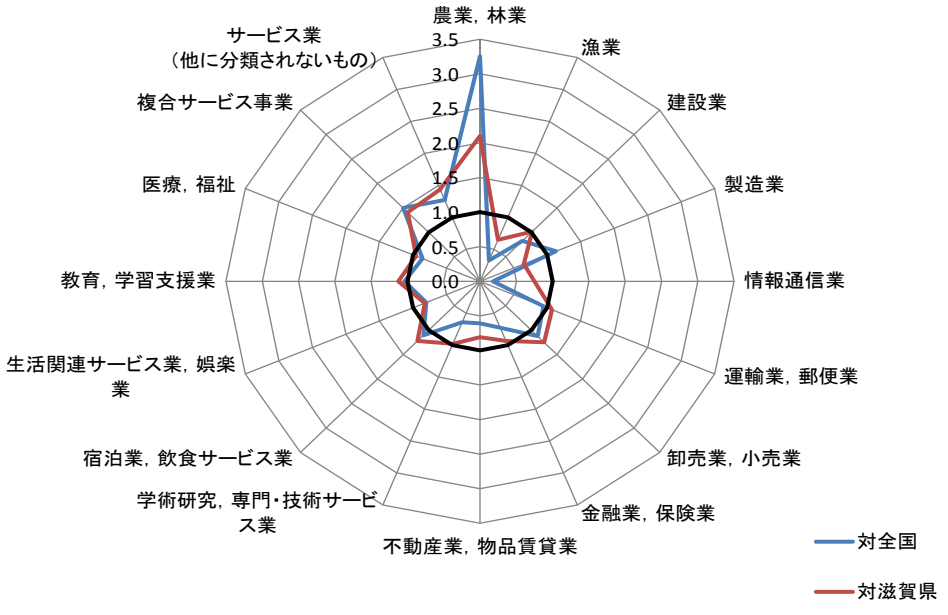

（ 注 ）当該産業の集積度（産業全体に占める構成比）が全国並・滋賀県並である場合、数値は 1.0 となる
（資料）総務省・経済産業省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」

③ 農林・水産業

農業経営体（農家）の数は大幅に減少している。特に第二種兼業の減少幅が大きく、専業はわずかながら増加している（図表 II-３６）。経営耕地面積も 2005 年（平成 17 年）から 2015 年（平成 27 年）の 10 年間で大幅に減少したが、農家数が減少しているため、農家一戸あたりの経営耕地面積は増加している。（図表 II-３７）

自家農業に従事した世帯員数は全体的に減少しているが、特に 50 歳未満の減少幅が大きく、農業の担い手の高齢化が進んでいる（図表 II-３８）。経営規模別経営体数を見ると、５ha 未満の規模の小さな経営体の減少が進んでいる一方で、５ha 以上の経営体数は徐々に増加しており、農地の集約化が進んでいるとみられる。（図表 II-３９）

湖沼漁業の経営体は 2003 年（平成 15 年）から 2013 年（平成 25 年）の 10 年間で大幅に減少している。（図表 II-４０）

図表 II-36　経営体数

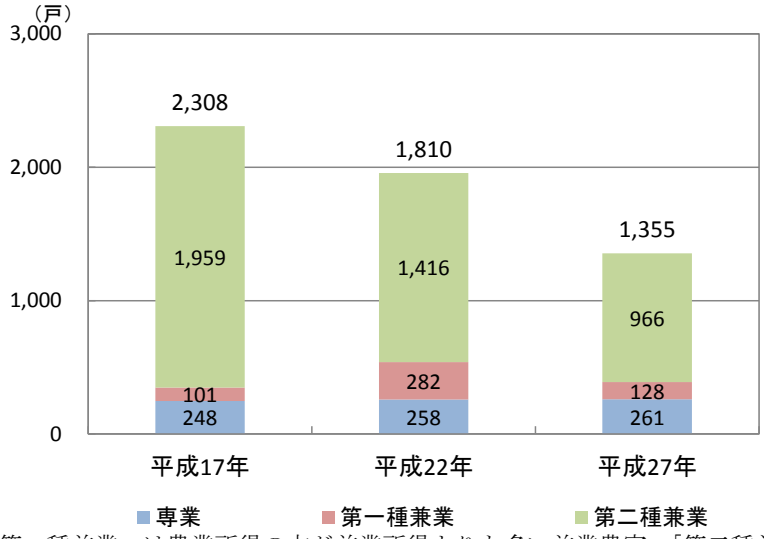

（ 注 ）「第一種兼業」は農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家、「第二種兼業」は兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家、のこと。

（資料）近江八幡市統計書

図表 II-37　経営耕地面積

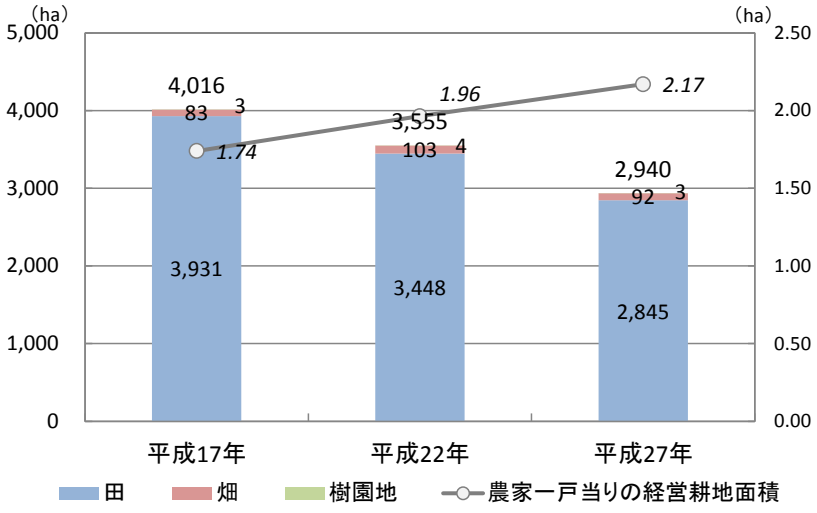

（資料）近江八幡市統計書

図表 II-38　自家農業に従事した世帯員数

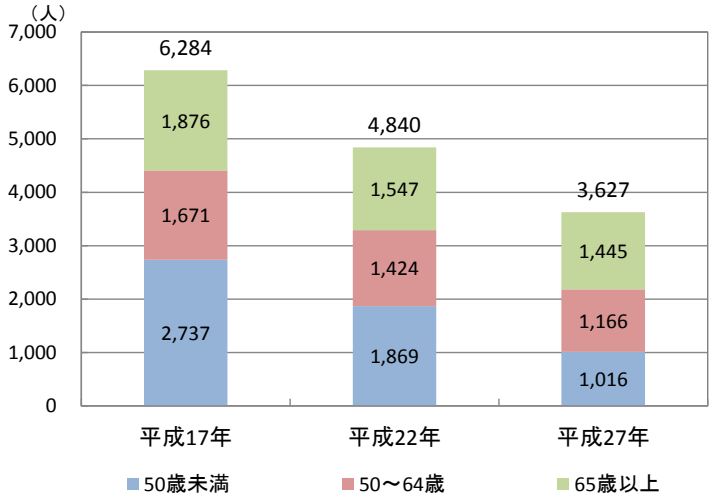

（注）自家農業とは自分の家で経営している農業のこと
（資料）近江八幡市統計書

図表 II-39　経営規模別経営体数

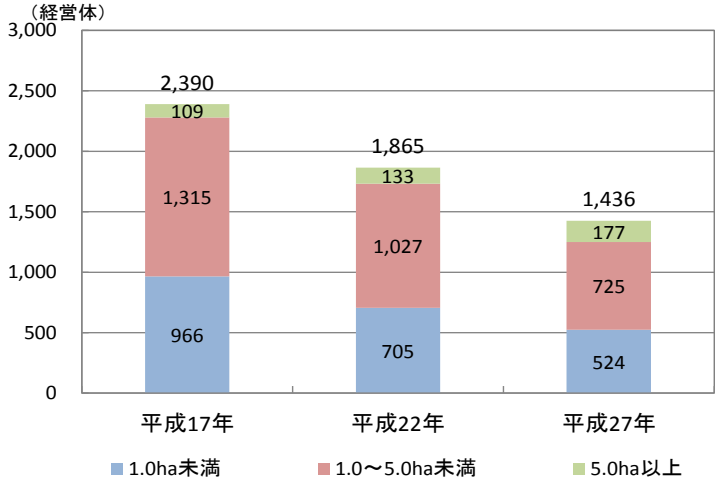

（資料）近江八幡市統計書

図表 II-40　湖沼漁業経営組織別経営体数

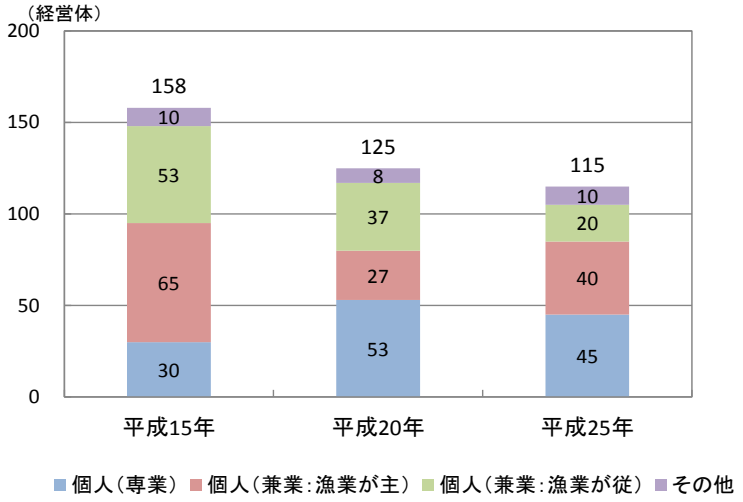

（資料）近江八幡市統計書

④ 工業

製造業の事業所数は減少傾向にある。2005 年（平成 17 年）に 145 あった事業所は 2014 年（平成 26 年）には 100 を切って 98 事業所まで減少している（**図表 II-41**）。近年では、食料品製造業のほか、繊維工業や輸送用機器製造業の事業所などが減少している。（図表 II-４２）

図表 II-41　製造業における事業所数の推移

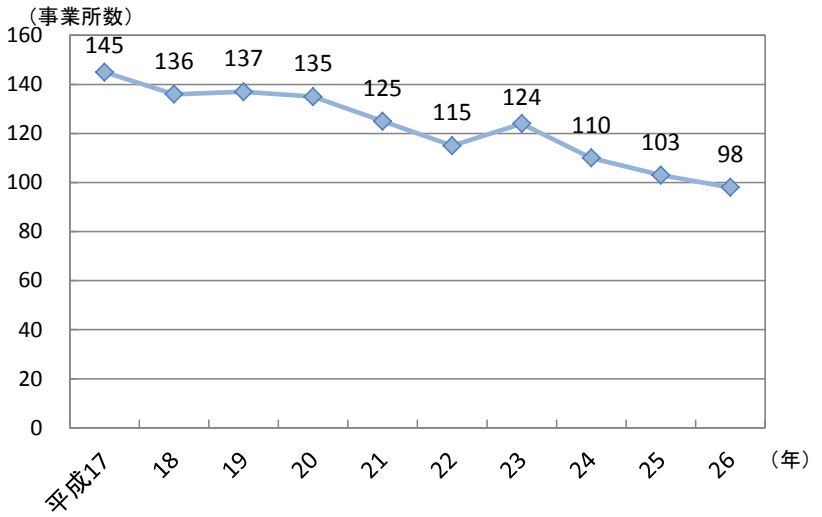

（資料）経済産業省「工業統計調査」

図表 II-42　製造業における産業中分類別の事業所数の推移

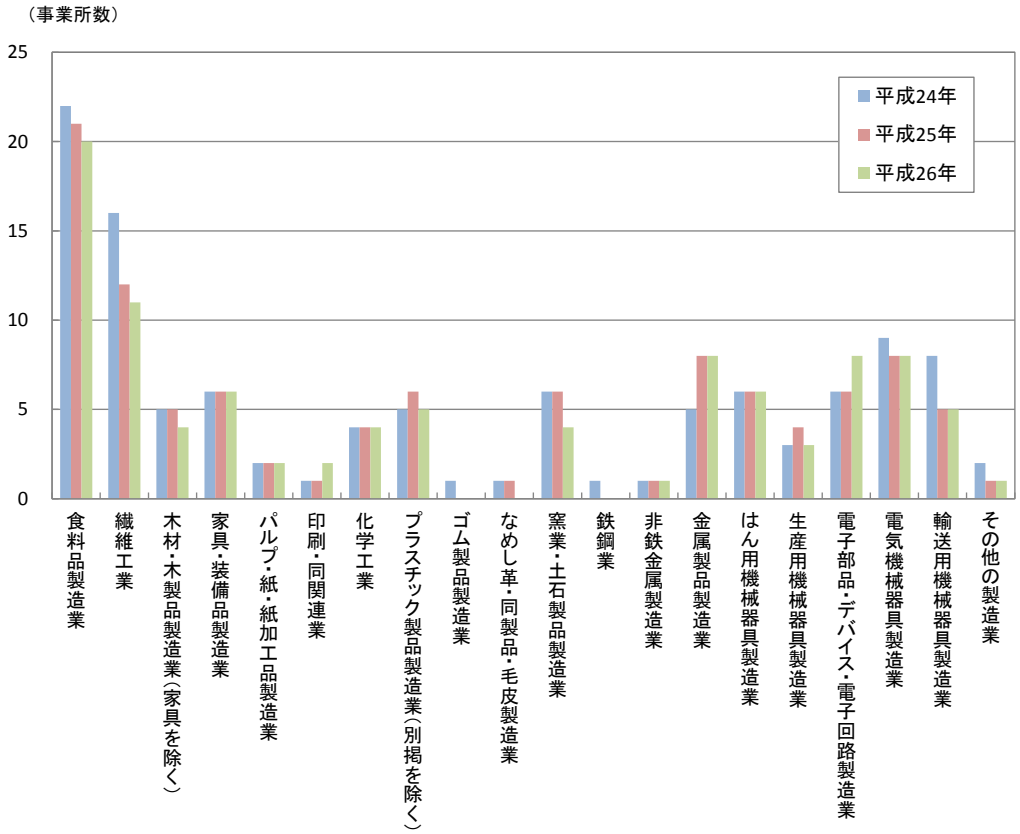

（資料）経済産業省「工業統計調査」

製造業の従業者数は概ね 5,000 人台で推移していたが、近年減少し、4,000 人台の前半まで減少している（図表 II-４３）。業種別にみると、輸送用機器製造業の減少の影響が大きい。家具・装備品製造業やプラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の従業者数は近年やや増加している。（図表 II-４４）

図表 II-43　製造業における従業者数の推移

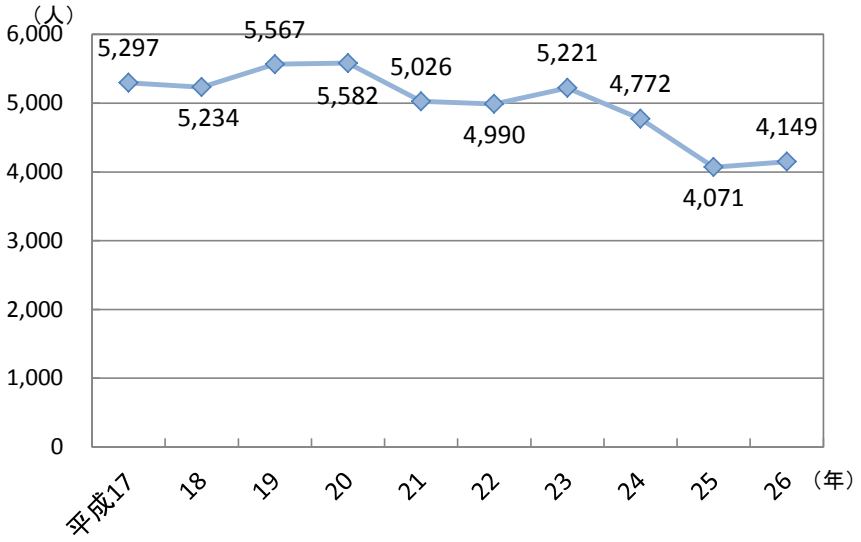

（資料）経済産業省「工業統計調査」

図表 II-44　製造業における産業中分類別の従業者数の推移

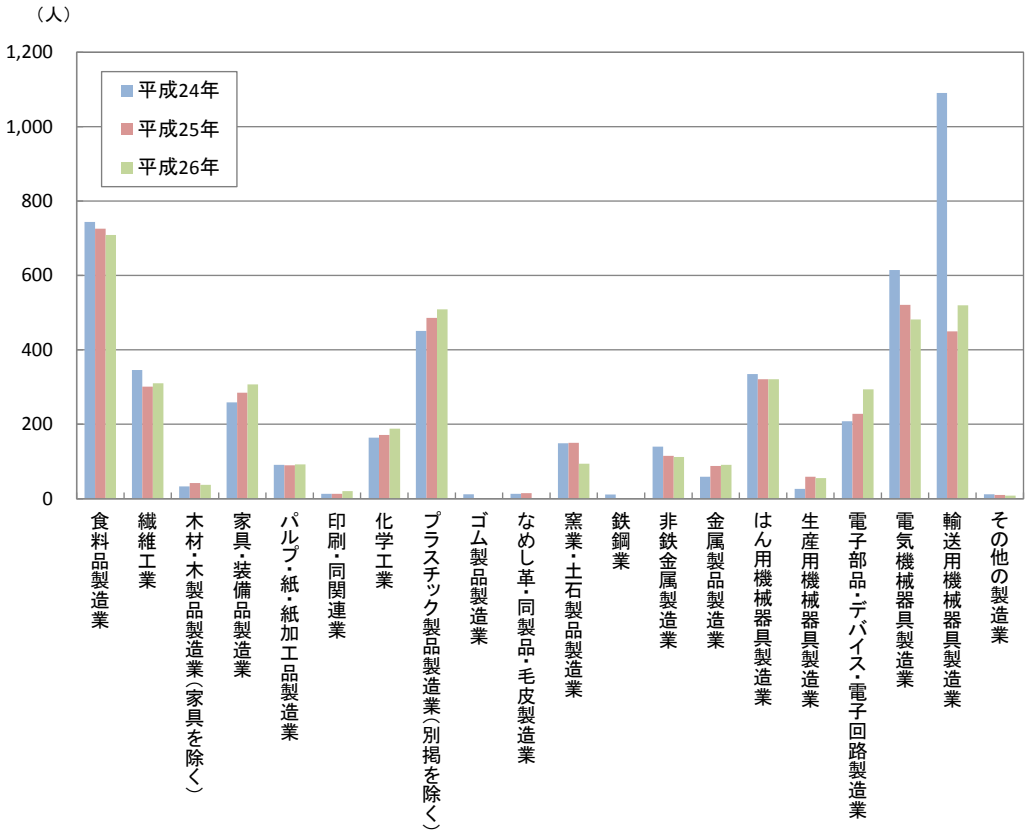

（資料）経済産業省「工業統計調査」

製造業の製造品出荷額等は、2005 年（平成 17 年）以降増加傾向が続いていたが、リーマンショックが発生した翌年にあたる 2009 年（平成 21 年）に大幅に減少した。その後持ち直しつつあったが、近年再び減少傾向にある（図表 II-４５）。輸送用機器製造業の減少の影響が大きい。（図表 II-４６）

図表 II-45　製造業における製造品出荷額等の推移

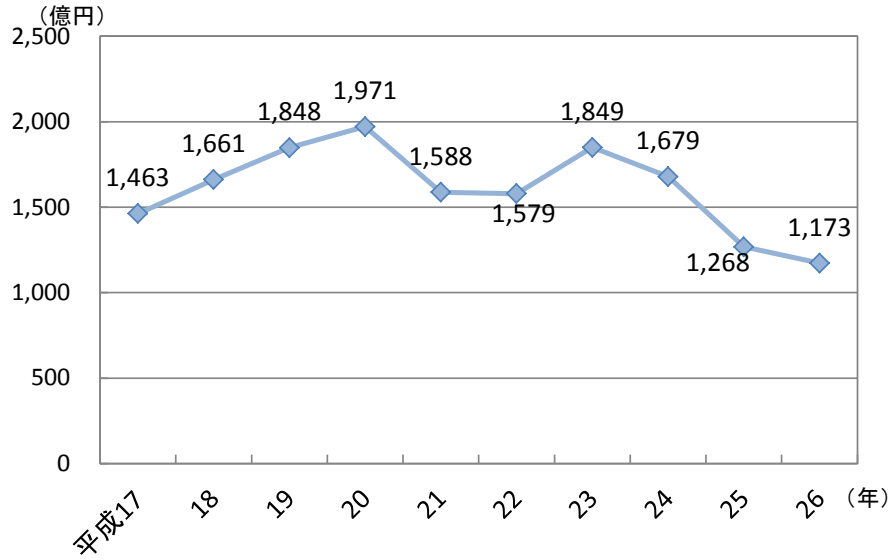

（資料）経済産業省「工業統計調査」

図表 II-46　製造業における産業中分類別の製造品出荷額等の推移

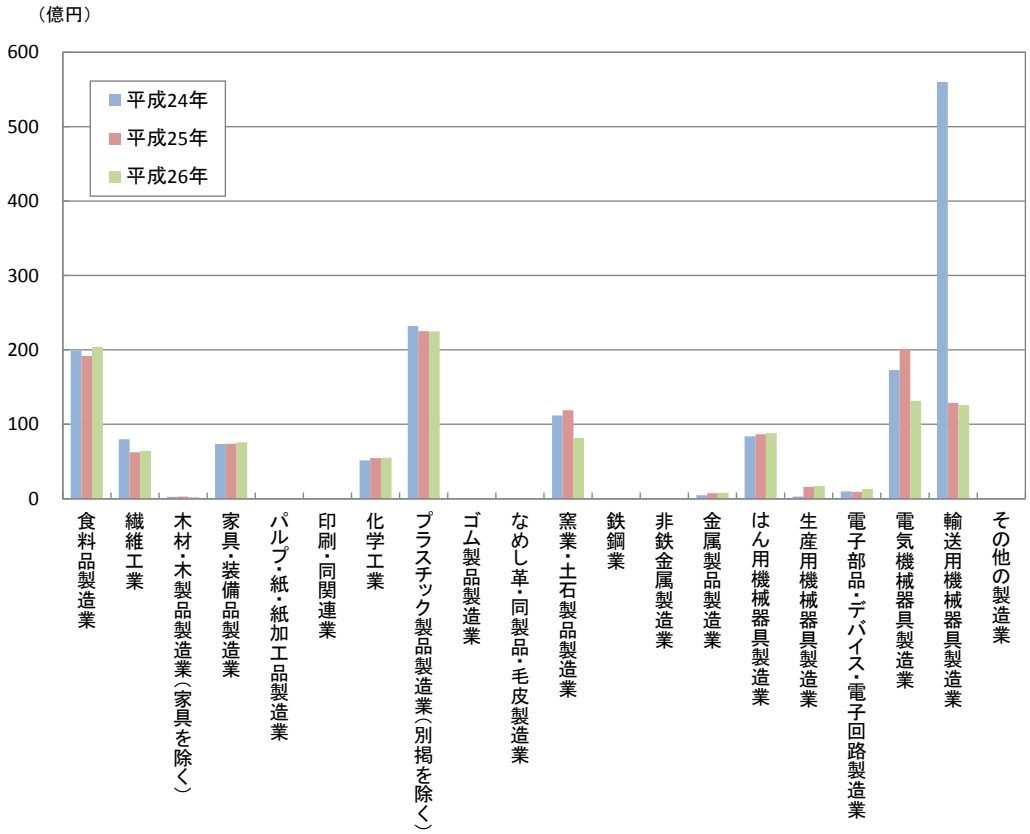

（資料）経済産業省「工業統計調査」

⑤ 商業

商業に関しては、卸売業、小売業とも事業所数、従業者数とも減少しており、特に小売業は減少幅が大きい（図表 II-４７、図表 II-４８）。一方で、商品販売額の下落率は卸売業の方が大きい（図表 II-４９）。小売業については、飲食料品小売業などで、事業所数が減る中で売場面積が大きくなっており、小規模な事業所が減少するとともに、店舗の大規模化が進んでいることがうかがえる。（図表 II-５０図表 II-４７）

図表 II-47　卸売業、小売業における事業所数の推移

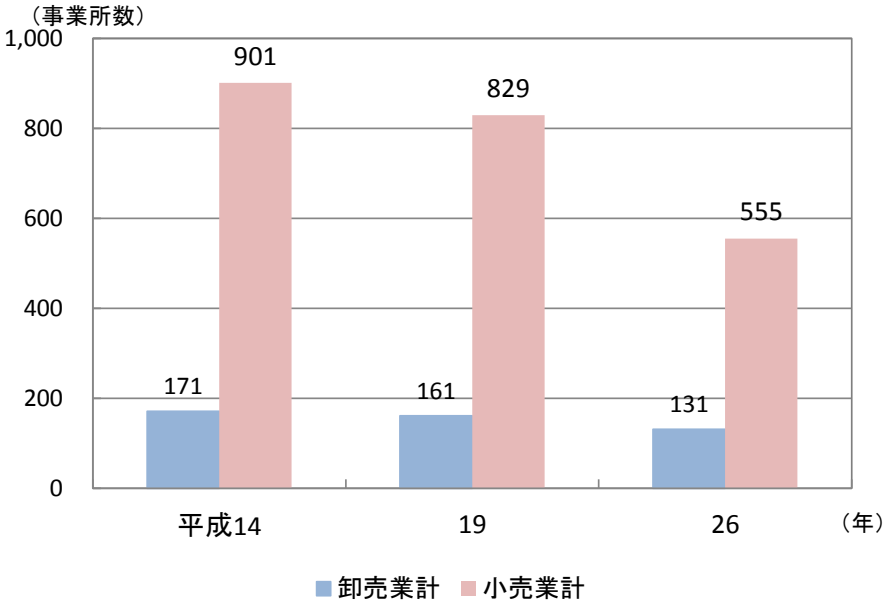

（資料）経済産業省「商業統計調査」

図表 II-48　卸売業、小売業における従業者数の推移

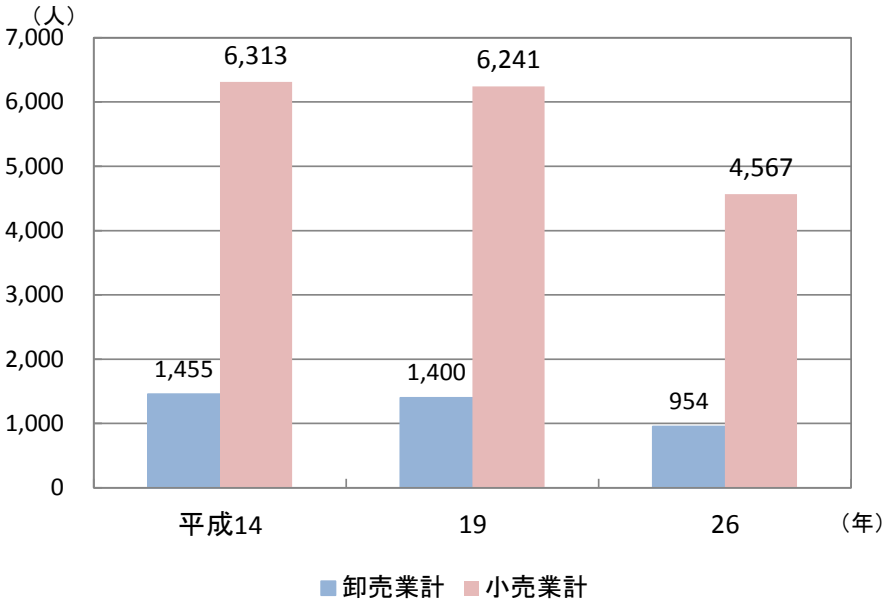

（資料）経済産業省「商業統計調査」

図表 II-49　卸売業、小売業における年間商品販売額の推移

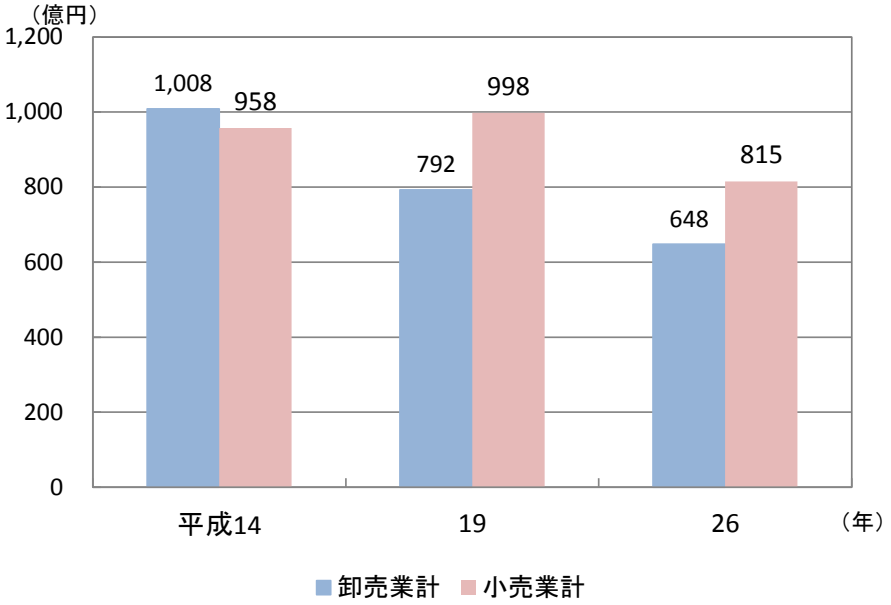

（資料）経済産業省「商業統計調査」

図表 II-50　小売業における産業中分類別の売場面積の推移

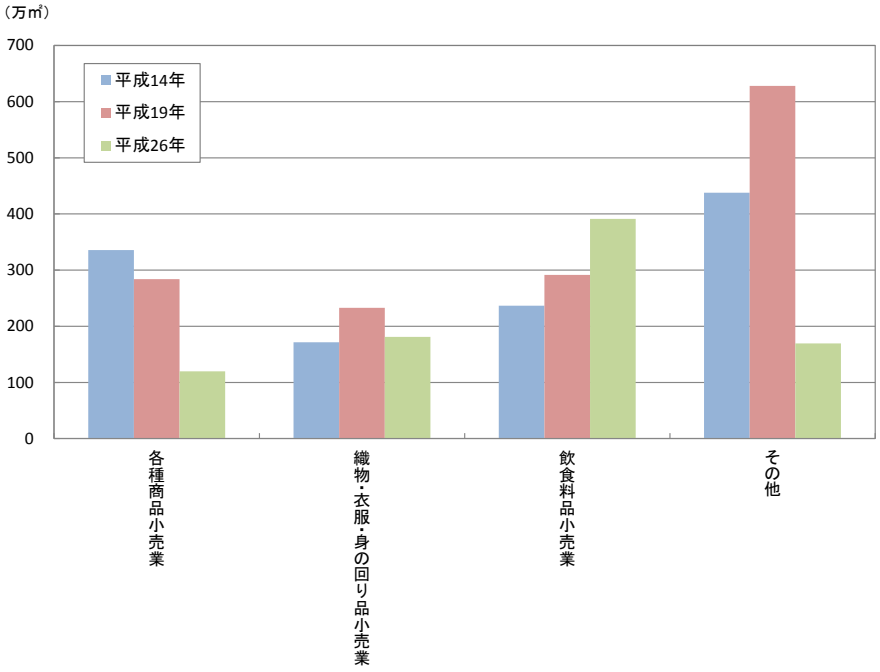

（ 注 ）「その他」は、平成 14 年・平成 19 年は「自動車・自転車小売業」「家具・じゅう器・機械器具小売業」「その他の小売業」、平成 26 年は「機械器具小売業」「その他の小売業」「無店舗小売業」の合計値

（資料）経済産業省「商業統計調査」

⑥ 観光

本市の観光客は、横ばい傾向で推移していたが、2014 年（平成 26 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけて急増した（図表 II-５１）。目的別にみると、都市型観光が急増しており、菓子メーカーが飲食・物販を兼ねた大規模な施設が、県全体の施設の中で入込客数が第２位となっており、この影響が大きいと考えられる（図表 II-５２）。月別に見ると、５月が最も多く、次いで９-11 月の秋の時期に訪れる観光客が多い。一方で真夏と冬の時期は客足が落ちる。（図表 II-５３）

外国人観光客も急増しており、受け入れ体制を整備していくことが求められる。（図表 II-５４）

図表 II-51　延べ観光客数の推移

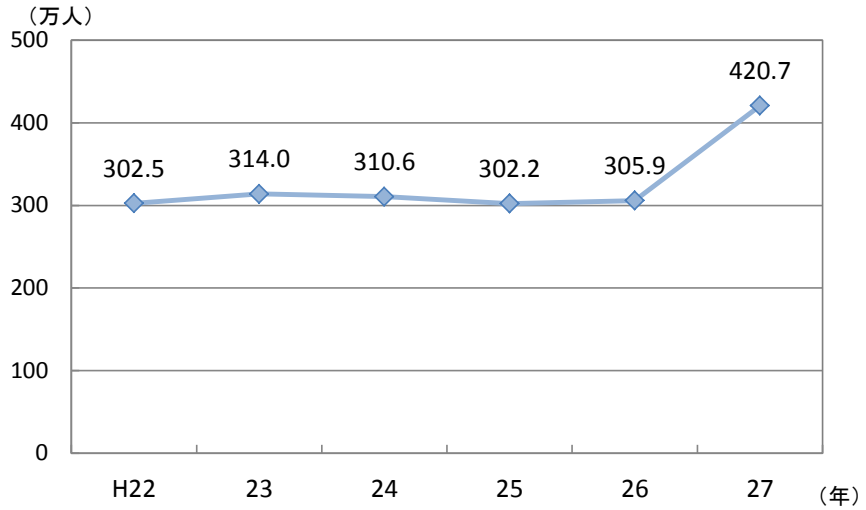

（資料）滋賀県「観光入込客統計調査書」

図表 II-52　目的別観光客数の推移

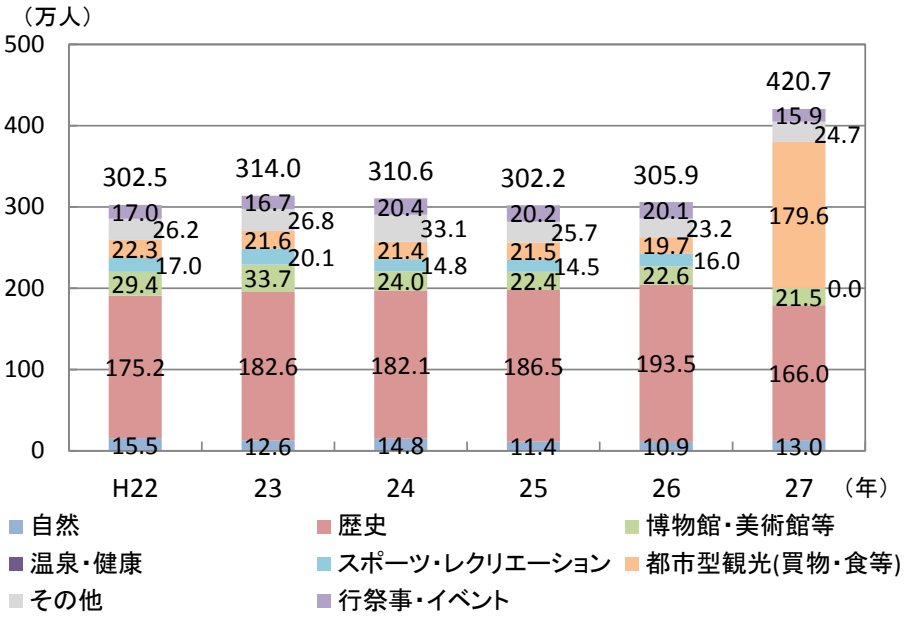

（資料）滋賀県「観光入込客統計調査書」

図表 II-53　月別観光客数の推移

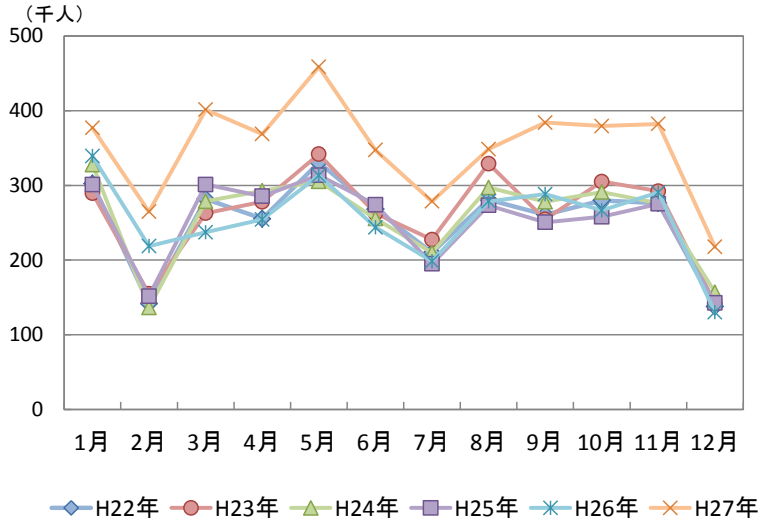

（日帰り）

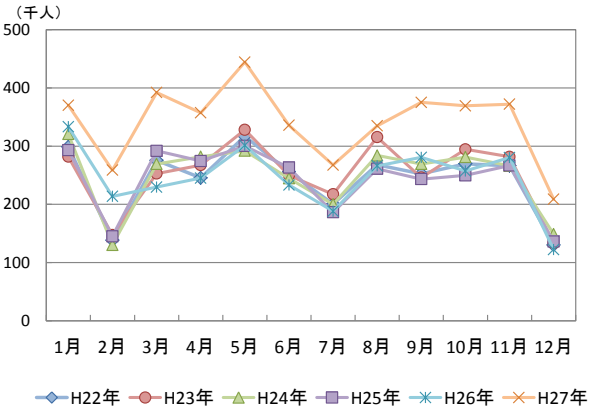

（宿泊）

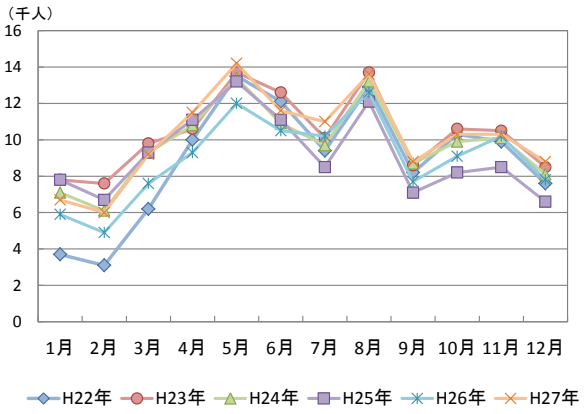

（資料）滋賀県「観光入込客統計調査書」

図表 II-54　外国人観光客数の推移

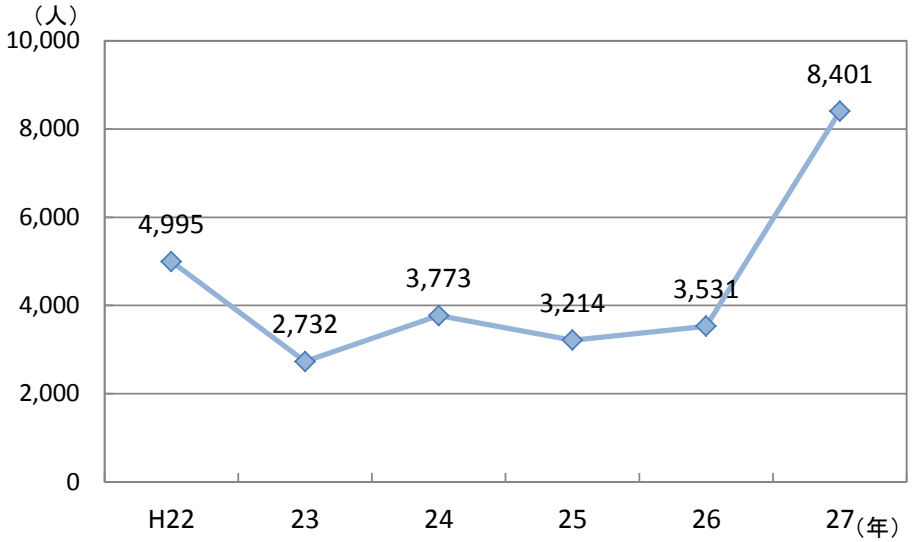

（資料）滋賀県「観光入込客統計調査書」

(5) 教育

① 幼児教育・保育

本市では近年年少人口（15 歳未満人口）がやや増加しており、保育園や幼稚園、認定こども園に通う園児が増加している。夫婦共働き家庭やひとり親家庭の増加にともない、保育所への入所希望者が増加しており、保育所の定員数は拡大しているものの、毎年数十人の待機児童が発生している。（図表 II-５５）（図表 II-５６）

図表 II-55　保育園の定員と在籍人数

毎年4月1日現在

（人）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
就学前児童数	4,775	4,812	4,769	4,824	4,846	4,901	4,954	4,902	4,798	4,674
定員数※	1,320	1,320	1,320	1,380	1,395	1,525	1,525	1,599	1,662	1,723
入所児童数	1,304	1,305	1,333	1,362	1,383	1,479	1,530	1,561	1,665	1,755
待機児童数	**16**	**52**	**70**	**83**	**54**	**39**	**57**	**45**	**56**	**71**
※待機に育休含む	16	52	70	83	54	39	57	56	73	71
入所率	27%	27%	28%	28%	29%	30%	31%	32%	35%	38%

（注１）平成 27 年度から定員数は利用定員数
（注２）入所児童数及び入所率には、広域入所者分が含まれている。
（注３）国の定義の変更により、平成 27 年度及び平成 28 年度のみ待機児童から育休延長が可能な方を除いている。
（資料）近江八幡市統計書

図表 II-56　幼稚園・認定こども園の園児数

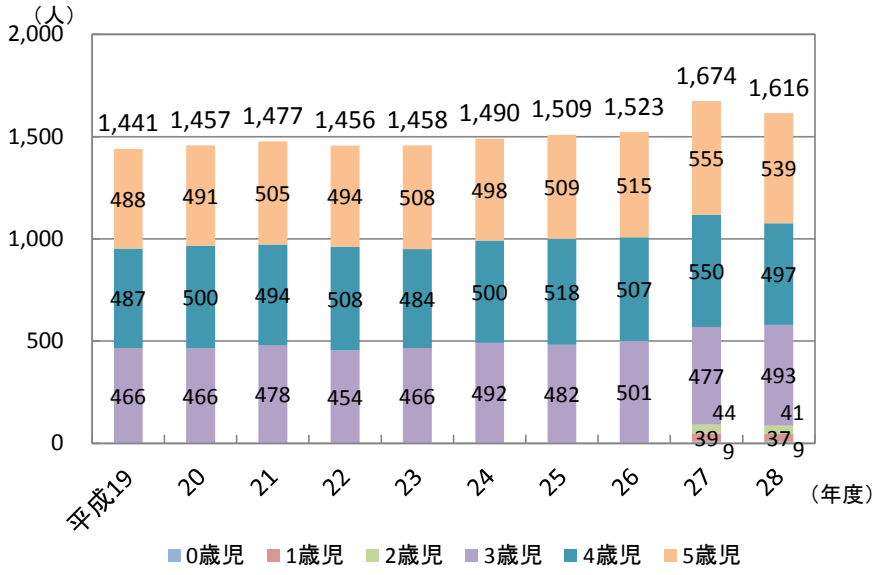

（資料）近江八幡市統計書

② 小中学校

小学校の児童数は微増傾向にあり、児童は 10 年間で約 300 人、学級数は 19 増加している（図表 II-５７）。中学校の生徒数は 2,500 人前後でほぼ横ばいで推移している。（図表 II-５８）

図表 II-57　小学校の学級数と児童数

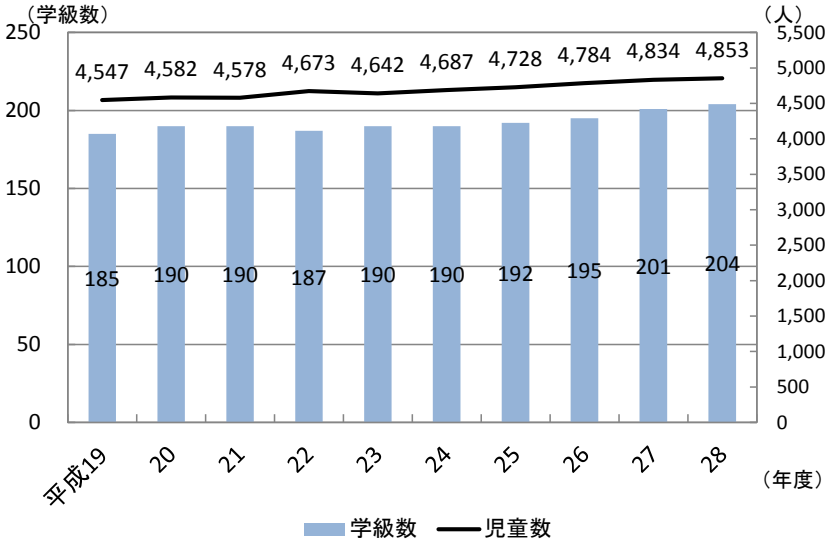

（ 注 ）「学級数」は実学級数。
（資料）近江八幡市統計書

図表 II-58　中学校の学級数と生徒数

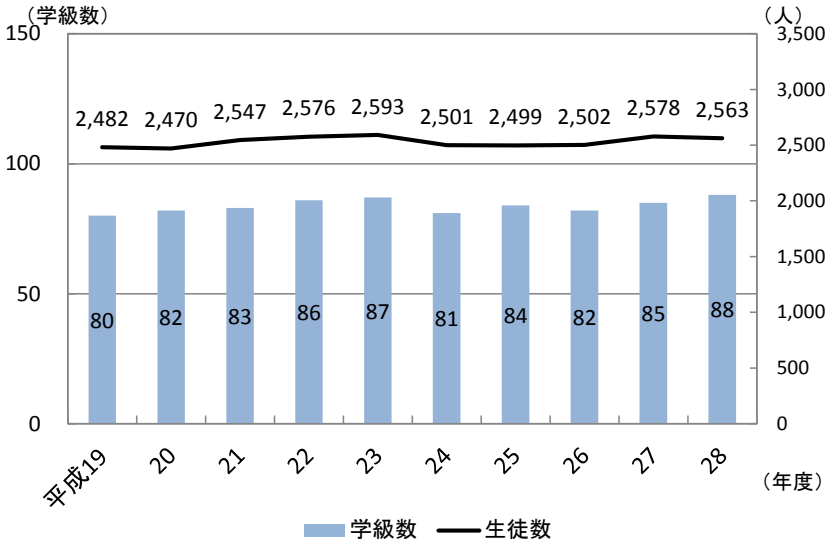

（資料）近江八幡市統計書

(6) 財政・行政改革・行政資産

① 財政状況

歳入については、市税収入はほぼ横ばいで推移しているが、普通建設事業費の拡大に伴う市債の発行等により、歳入に占める市税の比率は低下している（図表 II-５９）。本市においては、製造業等の大規模な事業所の立地が周辺市に比べて少ないことから、市税に占める市民税法人分の比率が低く、歳入総額に占める市税の比率の低さにつながっている（図表 II-６０）。

図表 II-59　一般会計歳入額の推移と市税の比率

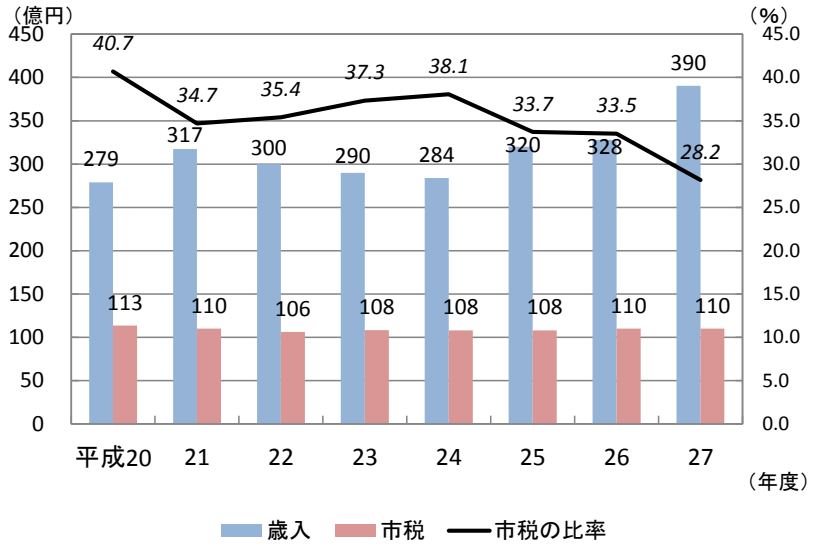

（資料）近江八幡市統計書

図表 II-60　歳入に占める市税の比率と市税の内訳（平成 27 年度決算）

（千円）

都市名	歳入総額	市税	歳入総額に占める比率	市税内訳（主要なもの） 市民税個人分	市税に占める比率	市民税法人分	市税に占める比率	固定資産税	市税に占める比率	都市計画税	市税に占める比率
近江八幡市	39,036,140	10,987,779	28.1%	4,087,435	37.2%	753,439	6.9%	4,811,364	43.8%	634,969	5.8%
彦根市	42,778,629	17,265,935	40.4%	5,866,458	34.0%	1,785,441	10.3%	7,326,290	42.4%	1,222,923	7.1%
草津市	47,791,711	22,100,375	46.2%	7,987,880	36.1%	2,310,116	10.5%	9,152,856	41.4%	1,585,653	7.2%
守山市	28,533,568	12,447,071	43.6%	4,609,477	37.0%	1,266,695	10.2%	5,249,797	42.2%	580,276	4.7%
栗東市	23,586,930	12,406,515	52.6%	4,049,969	32.6%	1,244,883	10.0%	5,526,098	44.5%	612,603	4.9%
野洲市	24,803,697	9,358,236	37.7%	2,812,536	30.1%	2,149,724	23.0%	3,963,478	42.4%	－	－
東近江市	51,488,609	16,868,197	32.8%	5,305,070	31.5%	2,165,006	12.8%	7,861,964	46.6%	473,508	2.8%

（ 注 ）近江八幡市の歳入総額に占める市税の比率について、総務省の資料は千円単位で掲載しているため、近江八幡市統計書の値から求める比率と若干の誤差が生じている。

（資料）総務省「市町村別決算状況調」

歳出に関しては、普通建設事業費の他、扶助費の増加が続いている。高齢化に伴う福祉関係の支出の増加のほか、児童手当等、子どもに関する支出の増大も影響している。（図表 II-６１）

図表 II-61　普通会計歳出額（性質別）の推移

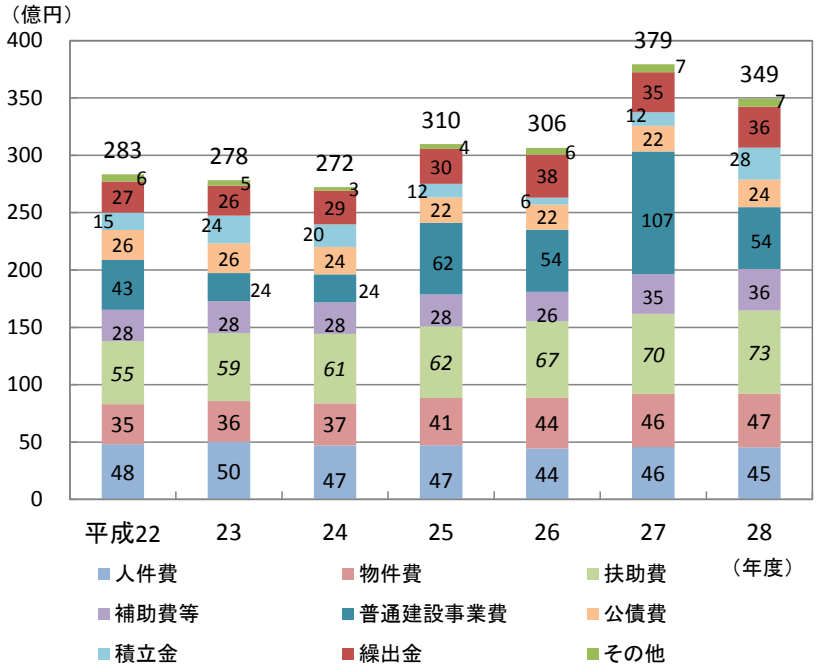

（資料）総務省「市町村別決算状況調」

財政に関する各指標に関して、将来負担比率は、借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額の現時点での残額を示す指数であるが、2011 年度（平成 23 年度）以降、算定されておらず、良好な状況を維持している。地方債現在高比率は、大型事業が続く中、2012 年度（平成 24 年度）以降、徐々に上昇しているが、目標値は大幅に下回っている。積立金現在高比率は、新たな歳入確保や行財政改革に取り組んできた中、目標値の 50%（25）%を上回る高い水準で推移している。一方で、経常収支比率は高まっており、財政の硬直化が進みつつある。（図表 II-６２）

図表 II-62　主要な財政指数の推移

（財政力指数）

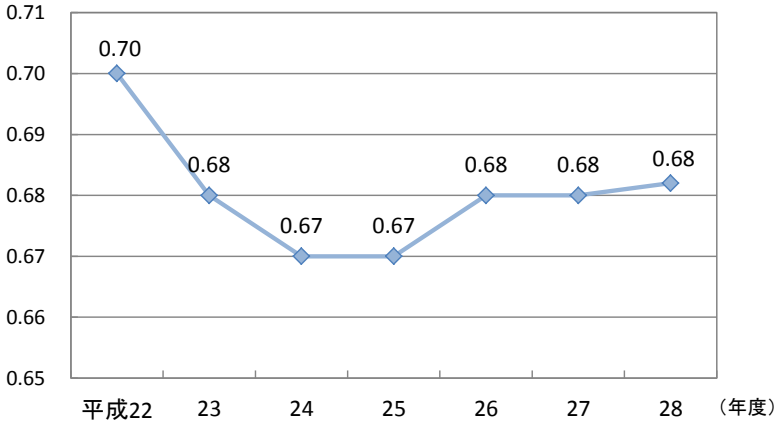

（経常収支比率）

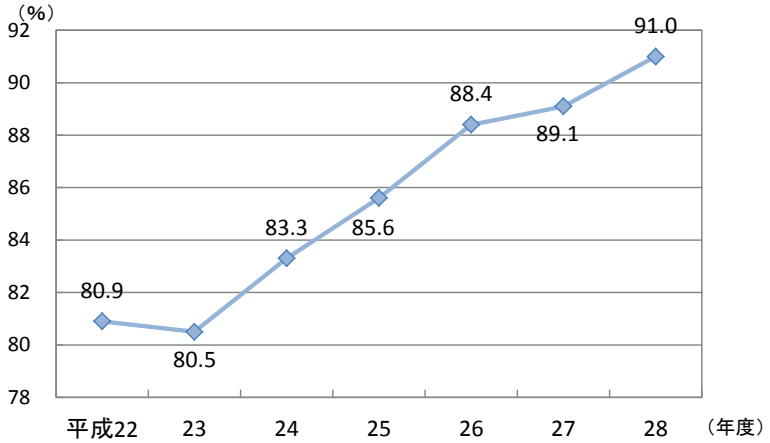

（実質公債費比率）

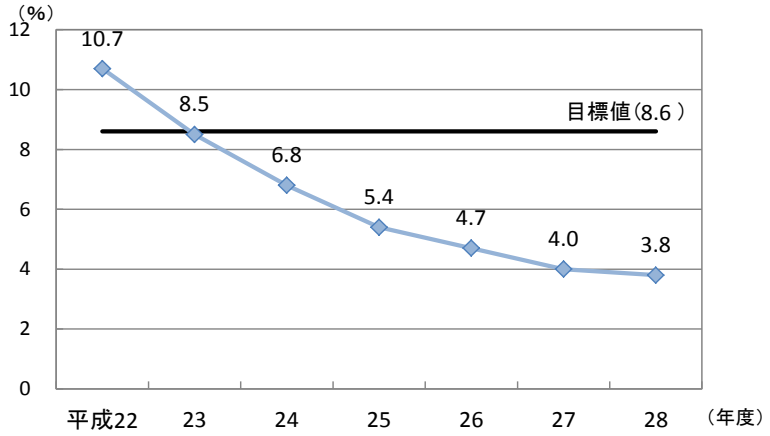

（将来負担比率）

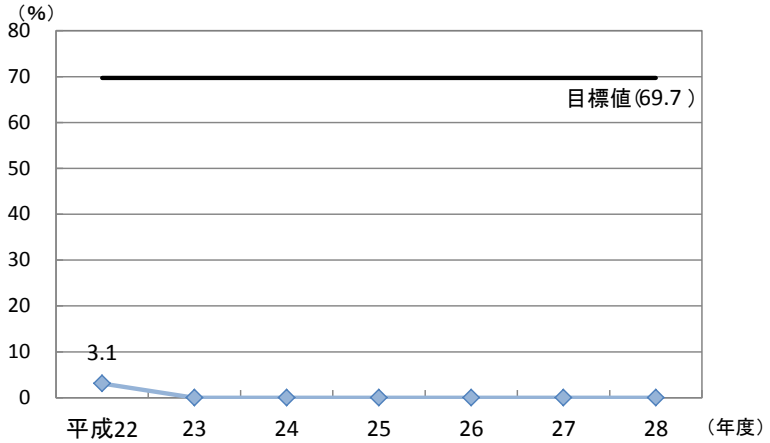

（地方債現在残高比率）

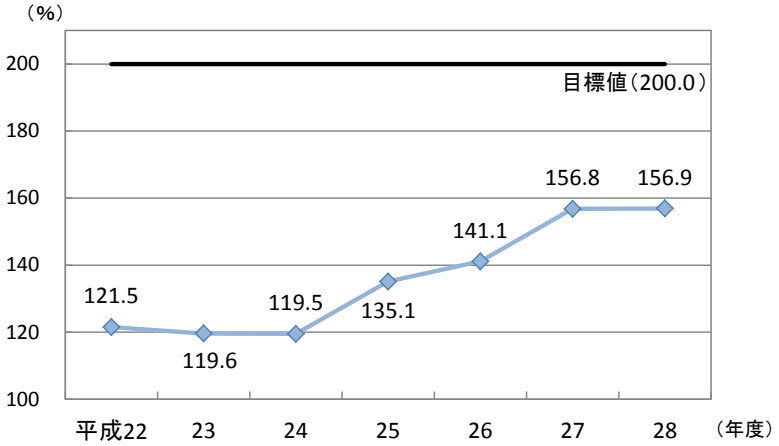

（積立金現在残高比率）

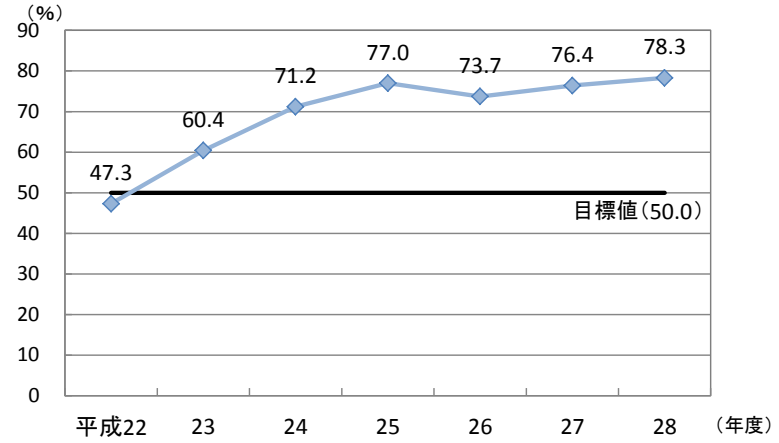

（積立金現在残高比率（財政調整基金＋減債基金））

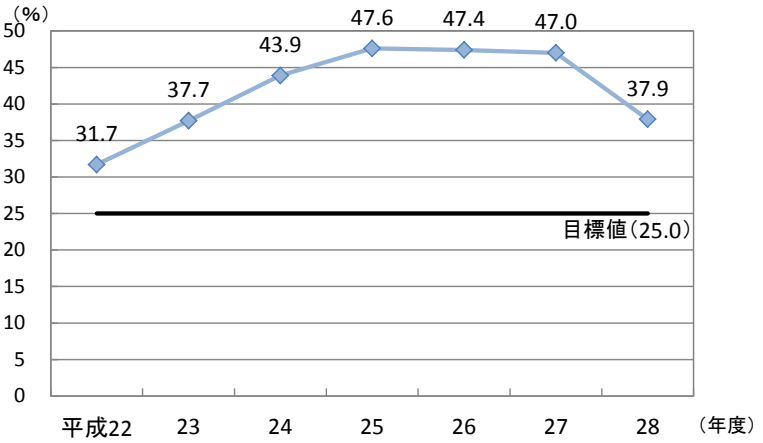

（ 注 ）グラフ中の目標値は近江八幡市中期財政計画によるもの。
（資料）市町村別決算状況調、財政課資料

② 行政改革

本市では、少子高齢化・人口減少の進行、老朽化した公共施設・インフラの大量更新時期の到来を見据え、２次にわたって行政改革大綱を定め、その実施計画で行財政改革プランに即して各分野において取組を進めている。

特に大綱にある３つの基本方針である「行政の役割や責任を明確にした市政の確立」「持続可能な財政基盤の確立」「時代に対応できる組織・人づくりによる組織力の向上」に従い、新たな歳入の確保や公有財産の有効活用と処分、民間委託の推進、定員管理の適正化と行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織づくりなど重点的な取組を進めながら、持続可能な自治体運営体制の確立を目指している。（図表 II-６３）

図表 II-63　近江八幡市行財政改革プラン取組体系

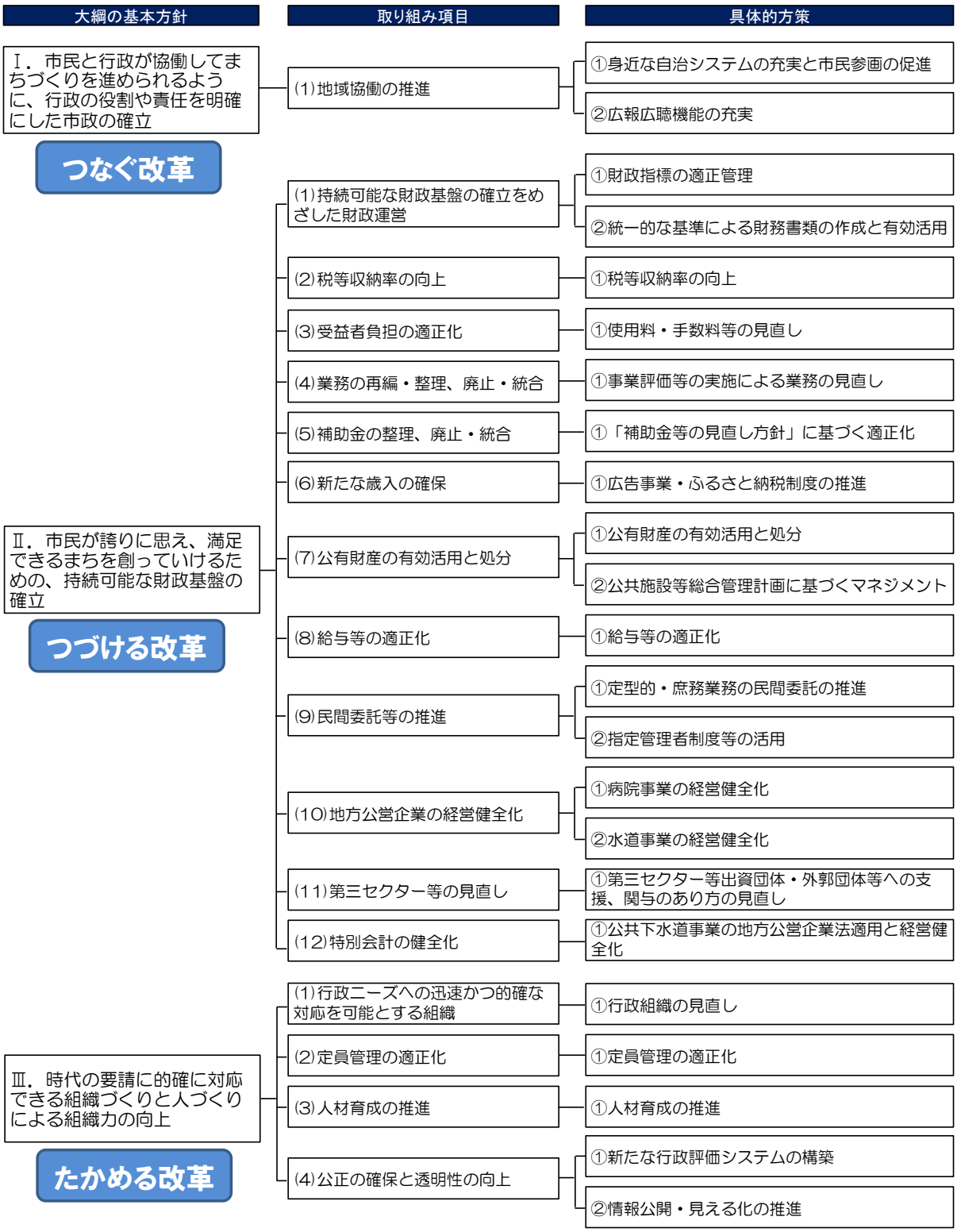

（資料）近江八幡市行財政改革プラン（平成 28 年 3 月）

③ 行政資産

行政資産については、市役所や総合支所がある八幡学区や安土学区では行政系施設が、武佐学区では市営住宅が多いなど、学区ごとに分布状況が異なる（図表 II-６４）。建設後 30 年以上が経過している建物が、延床面積ベースで４割近くに達しており、計画的に修繕・更新等を進めていく必要がある。（図表 II-６５）

多くの施設で耐震化が完了しているが、上水道施設等、市民生活に不可欠なインフラにおいて、耐震化が未了な施設もあり、迅速かつ計画的に耐震化を進めていく必要がある（図表 II-６６）。

将来の更新費用について、金額が大きいのは学校と市営住宅であり、将来の人口動向等を見据えながら、計画的に更新を検討していく必要がある。（図表 II-６７）

図表 II-64　学区別用途分類別延床面積

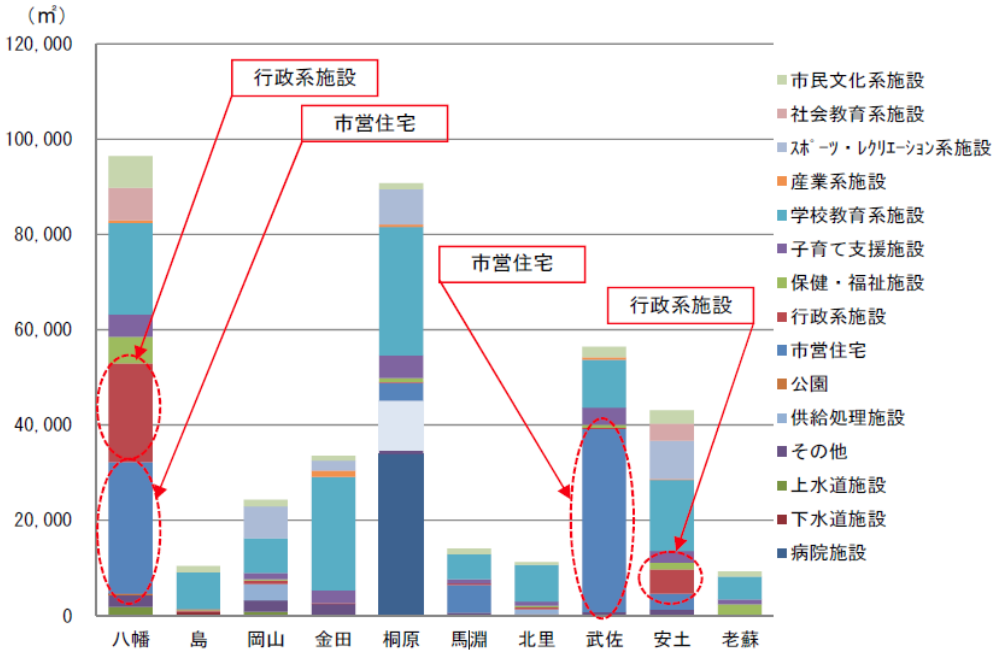

（資料）近江八幡市公共施設等総合管理計画（平成 29 年３月）

図表 II-65 経過年延床面積割合

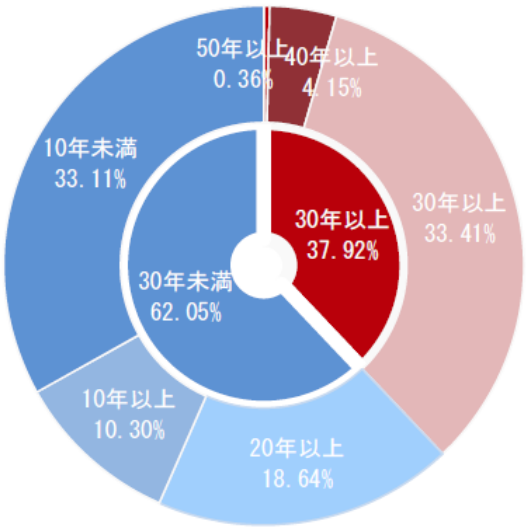

（資料）近江八幡市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

図表 II-66 耐震対策状況

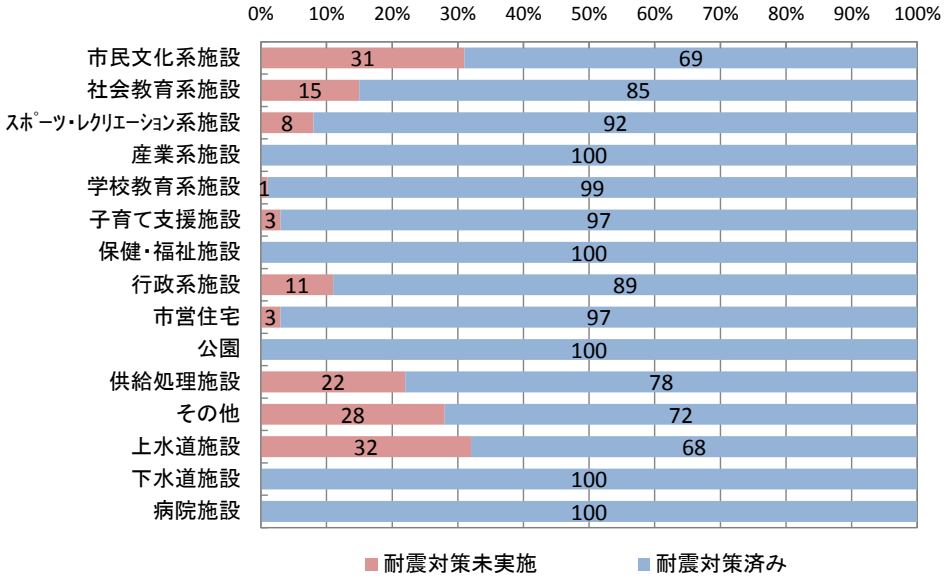

（資料）近江八幡市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

図表 II-67　用途分類別将来更新費用

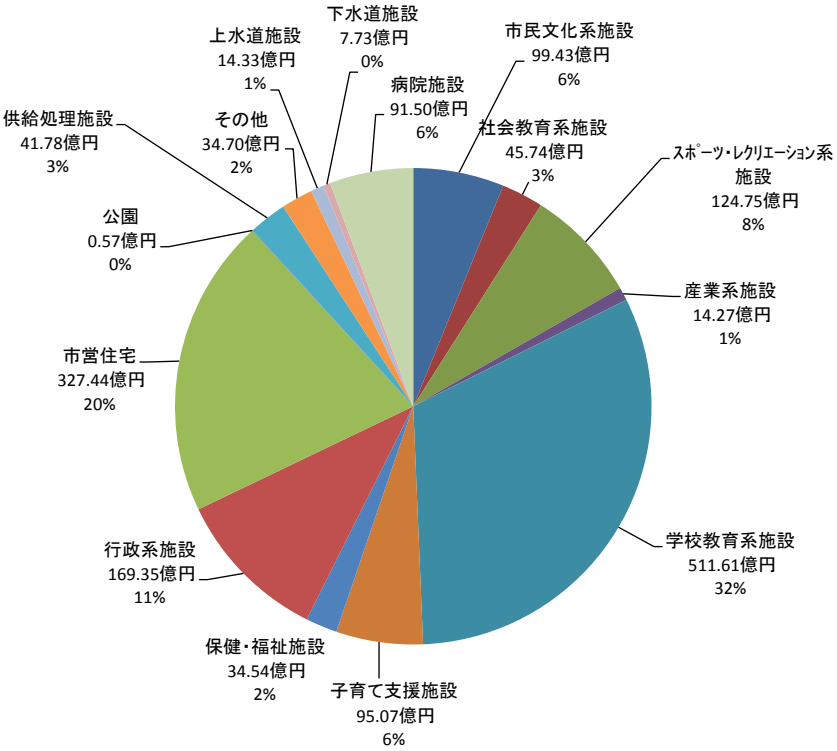

（ 注 ）グラフ記載の数値の合計が 100%にならないのは四捨五入の関係である。
（資料）近江八幡市公共施設等総合管理計画